

島 根 県

緊急輸送道路ネットワーク計画

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

平成21年3月

目 次

I はじめに

- 1. 計画策定の趣旨 1

II 地域特性と課題の把握

- 1. 自然条件と災害履歴 2
- 2. 地域構造 11
- 3. 道路整備状況 17

III 緊急輸送道路ネットワーク

- 1. 防災拠点の整理 21
- 2. 緊急輸送道路ネットワーク計画 35

IV 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

- 1. 総則 59
- 2. 連絡体制 62
- 3. 緊急輸送道路ネットワークの整備 65
- 4. 道路防災情報ネットワーク 74
- 5. 関係機関との協力体制の整備 77
- 6. 管理体制 79
- 7. 緊急調査 81
- 8. 緊急措置 82
- 9. 道路啓開及び応急復旧 83
- 10. 応援の要請・受け入れ 84

- 参 考 資 料 85

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

緊急輸送道路は、地震災害発生時において救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を行い、人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための道路である。よって、耐震性が確保されているとともに、地震災害発生時にネットワークとして機能することが重要である。

この計画策定にあたっては、連絡する各種防災拠点および緊急輸送道路相互の連携を図る必要があることから、平成8年度に建設省、島根県、日本道路公団等の道路管理者及び島根県消防防災課、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会を設立して検討を行った。この協議会では、緊急輸送道路ネットワークを高速自動車国道、一般国道、県道及びその他の主要な道路で構成し、震災時に必要な防災拠点を効果的に連絡する方法や、路線の代替性などについても考慮し、平成9年3月に「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定した。その後、この計画に基づいて緊急輸送道路の整備を計画的に進めてきた。

今回、平成8年度の計画策定から約10年が経過したことにより社会情勢が変化していること、道路整備の進捗が図られていることなどから計画の見直しを行うこととした。

II 地域特性と課題の把握

1. 自然条件と災害履歴

(1) 地形・地質・気象

①地 形

本県は、中国地方の北西、陰陽の分水嶺をなす中国山地の北斜面に位置し、県土は著しく狭長でその80%が急峻な山地によって占められている。中国山地は古い岩石の削磨された一大侵食高原であって他の山地に比して高くけわしい山はないが、山地の主軸が中国地方の北方に偏在し、ほぼ北東から南西へ海岸線に平行して走っているため、本県の位置する北側斜面は急傾斜をなすこととなっている。そのうえ、白山火山帯が本県の中央部を中国山地に平行して走り、三瓶山、大江高山、青野山などの円頂火山が数多く噴起しているため地形はいっそう複雑で平地は極めて少ない。しかし、出雲地域の北方には一連の丘陵の隆起と中国山地との間に一つの陥没地帯である出雲平野が広がっている。

複雑な地形を縫って流れる河川は、いずれも中国山地に源流を發しており、流路延長が短い急流が多く、流路延長50km以上の河川は江の川、斐伊川、神戸川、高津川のみとなっている。

②地 質

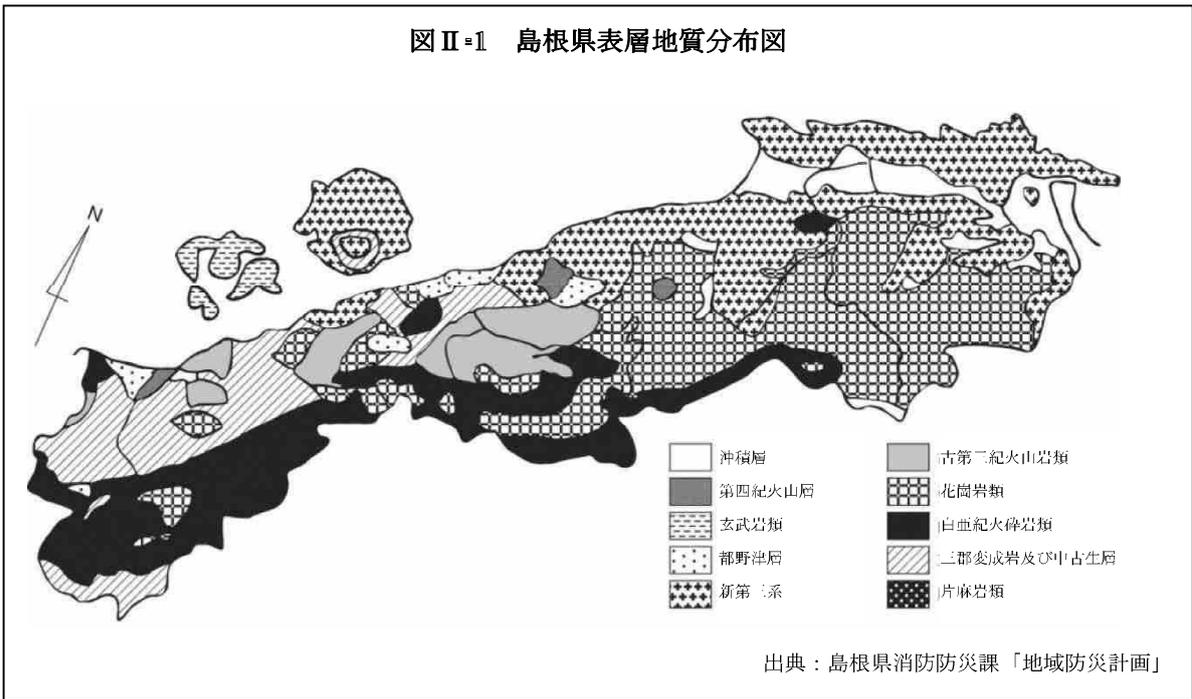
地質は山間部に花崗岩、斑岩の地帯が極めて多く、中海、宍道湖南岸地帯及び海岸地帯にかけては第三紀層の地帯が断続している。両地帯の間に石英粗面岩、安山岩、玄武岩が散在している。このため土性は砂壤土が最も多く、花崗岩地帯は砂壤土に礫が混入し、特に石見地方の山間地帯及び奥山間地帯はその傾向が強い。

これらの地質は風化侵食による山地崩壊をおこしやすく、河川の流出土砂が多い。本県の河川は複雑な地形を反映して流路が複雑で河状の変化が甚だしく、さらに急流であることもあり、降雨による河川の水量増加が膨大な土砂混入による濁水となって橋梁等の工作物に甚大な被害を与えることとなっている。また、下流域は堆積した流出土砂による天井川となっている河川が多く、この面からも風水害の被害を受けやすい。

反面、砂土、砂壤土地帯はたん水力も極めて乏しいため、連続干天旬日に及ぶと直ちに水源は枯渇し干害をもたらす。

防災計画上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

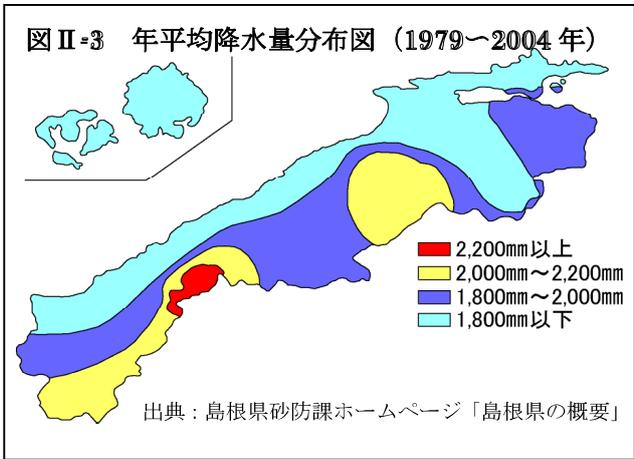
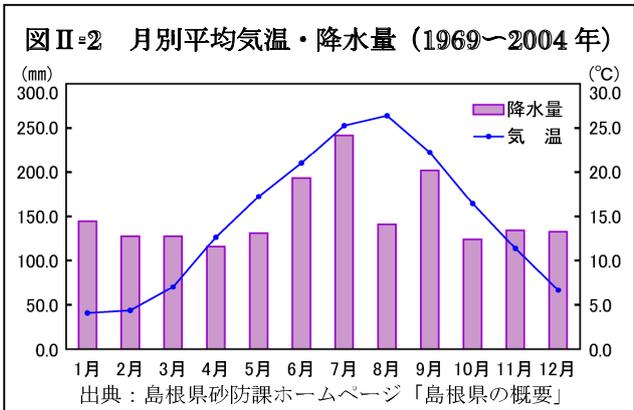
出雲平野は氷期の低海面時の谷が埋積されており、堆積物の厚さは80mにもおよぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野で、基盤は新生界の地質からなり、海面下10m~20mの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域は殆どが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の3km以上は明瞭な天井川となっている。西部の益田平野は海沿いにかかなり広い砂丘が分布しており、この砂丘で閉塞された内側が高津川と益田川によって運ばれた河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されている。



③気 象

島根県の気象は、広域的に見れば北陸型気候と北九州型気候の中間的な気候と言える。冬には日照時間が少なく降雪により降水量も多くなるが、春から秋にかけては、一般的に“気候がよい”と言われる瀬戸内地方と同様に日照時間が多し。また、梅雨前線や秋雨前線による天気のごずつきも、九州や四国、山陽等と比べると少ない。さらに気温も東京よりも低緯度に位置していることからわかるように、意外と温暖であり、加えて夏は近在の地方よりもしのぎやすいことも考えると、冬期間を除けば住みやすい気候と言える。

年平均気温は、平野部でおよそ14～15℃、山間部で12～13℃位である。日平均気温が年間で最も低くなる時期は1月下旬から2月上旬で、松江3.5℃、浜田5.1℃、西郷3.3℃である。逆に日平均気温が最も高くなる時期は7月下旬から8月中旬で、松



江 26.9℃、浜田 26.7℃、西郷 26.0℃である。

年降水量は、平野部と比べて山間部が多い。この現象は特に冬期間が顕著であるが、年間を通して言えることである。年降水量の平年値(1971～2000年)は、松江 1799.4mm、浜田 1705.7mm、西郷 1750.4mm であるのに対し、山間部の波佐・弥栄は 2200mm 以上、六日市・佐田・掛合も 2000mm 以上の降水量がある(1979～2000年)。また、6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年降水量のおよそ 1/3 が降り、特に梅雨末期には度々集中豪雨の被害を受けている。

風は冬期間に西寄りの季節風が強く、出雲平野では「築地松」を家屋の西から北側に植えて強い風から家屋を守っているのがよく見られる。また台風や春一番、5月の発達した低気圧(メイストーム)の通過時も強い風が吹く。

結氷、降雪、降霜期間は東部の山間部がいずれも長い。降雪期間は東部の山間部では11月下旬から翌年4月までの130日位で、西部では約10日短い。降霜期間は最も短い浜田では12月下旬から4月上旬まで。最も長い赤名では、10月中旬から4月下旬までである。降雪量は、年間最深積雪が東部平野部で10～20cm、西部平野部で0～10cm、隠岐で10～40cm、山間部の多い所で30～100cm程度(昭和63年以降)である。

(2) 主な災害履歴

① 主要地震発生地及び地震、津波の履歴

島根県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。

三瓶山付近から広島県にかけてと鳥取県境付近では常時地震活動が見られる。また、中国山地の北麓に日本海の海岸線に並行するように線状に伸びた地震活動が見られる。このほか、南海トラフ沿いの巨大地震による地震動や日本海東縁部の大地震に伴う津波で被害を受けることもある。

しかし、全般に見て有感地震は年に数回であり、関東地方等に比べると発生回数・地震規模共に小さいものが殆どである。

表 II-1 島根県被害地震・津波一覧

発生年月日	規模	震央地名「地震名」	被害状況
880.11.23 (元慶 4.10.14)	M 7 程度	島根県北部 (出雲)	神社仏閣・家屋倒壊
1026.5.23 (万寿 3.5.23)	不明	石見	大津波により石見地方沿岸に大被害
1748.6.18 (寛延 1.5.23)	不明	松江	鵜部屋橋石垣崩壊、橋落下
1778.2.14 (安永 7.1.18)	M 6.5 程度	石見	石垣崩壊、落石、山崩れ、家潰れ
1823.1.14 (文政 5.12.3)	不明	石見	潰家 10
1835.3.12 (天保 6.2.14)	M 5 1/2	石見	石地藏・石塔・墓石等の転倒、蔵の壁の損壊
1859.1.5 (安政 5.12.2)	M 6.2 ±0.2	島根県南西部	山崩れ、潰家十数戸
1859.10.4 (安政 6.9.9)	M 6.0 ~6.5	島根県南西部	家屋倒壊数戸、地割れ
1872.3.14 (明治 5.2.6)	M 7.1	島根県西部沿岸 「石見浜田地震」	死者 551、負傷者 582、全潰 4,506、半潰 6,072、焼失 230、山崩れ 6,567、道路・橋・堤防に被害あり。海岸で海水変動あり
1904.6.6 (明治 37)	M 5.8	島根県東部	堤防亀裂、瓦の落下等
1914.5.23 (大正 3)	M 5.8	島根県東部	壁に亀裂、土地の崩落・亀裂等 玉造温泉が昇温、湧出量 3 倍。
1941.4.6 (昭和 16)	M 6.2	山口県北西沖	山陰本線の築堤に亀裂、橋脚の沈下
1943.9.10 (昭和 18)	M 7.2	島根県東部 「鳥取地震」	民家の壁の亀裂、屋根瓦の落下等
1946.12.21 (昭和 21)	M 8.0	紀伊半島南方沖 「南海道地震」	民家の倒壊、壁の損壊
1950.8.22 (昭和 25)	M 5.2	島根県中部	崖崩れ、壁に亀裂、墓石転倒、井戸水の白濁
1964.6.16 (昭和 39)	M 7.5	新潟県北部沖 「新潟地震」	津波による床下浸水 1、住宅一部破壊 38、水田冠水 10ha
1977.5.2 (昭和 52)	M 5.3	島根県中部	住宅被害 107、道路損壊、農地にも被害あり
1978.6.4 (昭和 53)	M 6.1	島根県中部	住宅半壊 29、同一部損壊 39、非住宅全壊 2、同半壊 2、同一部破壊 33、道路被害 47、水道被害 16、商工関係 64
1983.5.26 (昭和 58)	M 7.7	秋田県西方沖 「日本海中部地震」	津波による負傷者 5、建物床上浸水 152、建物床下浸水 279、耕地冠水 29ha、漁船被害 305、橋梁被害 1、罹災世帯 152、罹災者数 496
1991.8.28 (平成 3)	M 5.9	島根県東部	鉄道運休 6・遅れ 104、道路損壊 1、落石通行止め道路 2、壁に亀裂、屋根瓦の落下等
1993.7.12 (平成 5)	M 7.8	北海道南西沖	津波による民家の床上浸水 5、床下浸水 78、漁船被害 93、養殖いけす、漁具等に被害
1997.6.25 (平成 12)	M 6.6	山口県北部	建物の壁損壊
2000.10.6 (平成 12)	M 7.3	鳥取県西部 「平成 12 年鳥取県西部地震」	重症 2・軽症 9、住家全壊 34・半壊 576、道路被害 43、橋梁被害 2
2001.3.24	M 6.7	安芸灘 「平成 13 年芸予地震」	軽症 3、一部損壊住家 10・文教施設 9・医療施設 2、道路被害 6

資料：「島根県地域防災計画（震災編）加筆修正

②主な風水害の履歴

島根県の風水害は冬季の雪害と6～9月に梅雨前線、台風などによってもたらされる大雨によるものが多く、これらの大雨により甚大な被害も度々発生している。

一方、近年の温暖化や異常気象の影響もあり、雪害は昭和43年以降大規模なものは発生していない。

表Ⅱ-2 島根県の主な風水害履歴

発生年月	種別	被害概要				被害額 (千円)
		人的被害(人)		住宅被害(戸)		
		死者	負傷者	全壊	半壊	
S.38.1~2	雪害	36	53	318	1,108	6,693,143
S43.1~2	雪害	11	7	14	12	1,794,490
S47.7	梅雨前線豪雨	28	79	751	1,235	84,056,167
S50.7	梅雨前線による大雨	9	16	26	5	26,617,736
S58.7	昭和58年7月豪雨	107	159	1,064	1,977	402,066,301
S60.6~7	梅雨前線による大雨	0	9	16	122	42,583,078
S61.6~7	梅雨前線による大雨	0	0	0	2	13,067,167
S63.7	梅雨前線による大雨	6	29	71	108	98,717,022
H3.9	台風19号による大雨	1	102	10	176	16,580,586
H5.9	台風13号による大雨	0	4	1	0	12,405,177
H7.7	梅雨前線による大雨	1	0	2	2	12,234,011
H9.7	梅雨前線による大雨	0	0	1	4	12,203,273
H9.7	台風9号による大雨	0	0	5	2	12,542,489
H16.9	台風18号による大雨	1	23	1	15	2,815,306
H17.12	平成18年豪雪	2	22	0	1	626,891
H18.7	平成18年7月豪雨	5	12	7	6	37,139,656
H19.8	前線による大雨	0	1	1	16	6,914,455

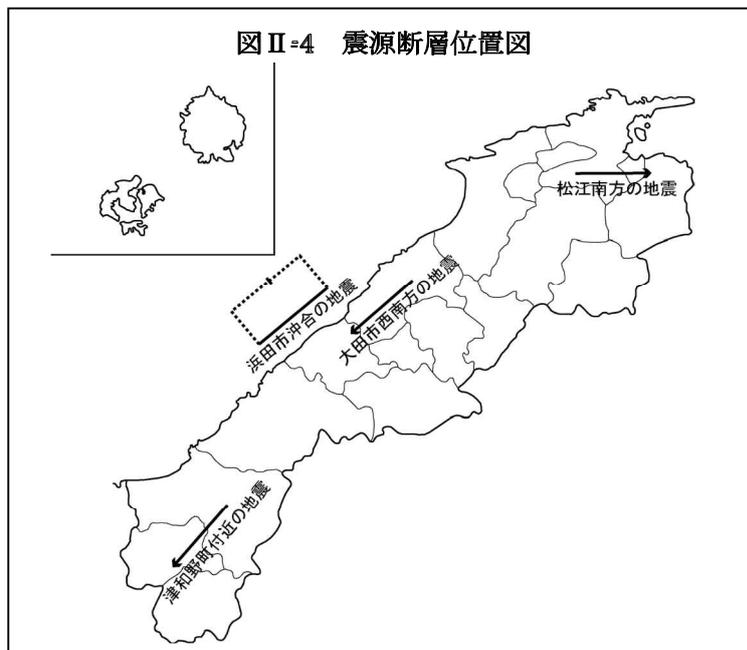
資料：島根県消防防災課調べ

(3) 地震被害想定

平成8年度に「島根県地震被害想定調査」を実施し、想定される地震の規模及び被害の状況について取りまとめており、島根県地域防災計画（震災編）の中で公表されている。ここでは島根県地域防災計画（震災編）から以下に示す4つの想定地震における「交通施設」「ライフライン施設」に関する被害予測について抜粋する。

想定地震

- ア) 松江市南方の地震
(マグニチュード 7.0)
- イ) 大田市西南方の地震
(マグニチュード 7.0)
- ウ) 浜田市沖合の地震
(マグニチュード 7.1)
- エ) 津和野町付近の地震
(マグニチュード 7.0)



■交通施設の被害

1) 道路被害

今回想定したのは島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路が対象である。

- ア 松江南方の地震： 松江市から出雲市に至る地域とその周辺で、国道 50 箇所程度、主要地方道と一般県道で 130 箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 大田市を主に国道 40 箇所程度、主要地方道と一般県道で 100 箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 浜田市から江津市に至る沿岸部を主に国道 30 箇所程度、主要地方道と一般県道で 80 箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震： 益田市を主に国道 20 箇所程度、主要地方道と一般県道で 40 箇所程度の被害が予測される。

2) 橋梁の被害

島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路に架かる橋長 15m 以上の橋梁を対象に被害想定を行った。(島根県地震被害想定調査報告書 p. 196 参照。県管理分のみ記載)。

- ア 松江南方の地震： 被害大のランクAは安来市から出雲市を主に 25 橋梁と予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 被害大のランクAは出雲市から大田市を主に 8 橋梁と予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 被害大のランクAは浜田市と江津市を主に 4 橋と予測される。

エ 津和野町付近の地震： 被害大のランクAも被害中のランクBも予測されない。

3) 鉄道被害

J R 山陰本線、J R 木次線、J R 三江線、J R 山口線と一畑電車 2 路線の計 6 路線で被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震： JR147 箇所、一畑電車 57 箇所が被害が予測される。JR山陰本線の安来駅から西出雲駅間、JR木次線の宍道駅から加茂中駅間で被害が大きい。また、一畑電車も被害が大きい。
- イ 大田市西南方の地震： JR145 箇所、一畑電車 35 箇所が被害が予測される。JR山陰本線の田儀駅から仁万駅間、JR三江線の石見川越駅から潮駅間で被害が大きい。
- ウ 浜田市沖合の地震： JR150 箇所、一畑電車 21 箇所が被害が予測される。JR山陰本線の黒松駅から周布駅間、JR三江線の江津駅から石見川越駅間で被害が大きい。
- エ 津和野町付近の地震： JR75 箇所、一畑電車 4 箇所が被害が予測される。益田市のJR山陰本線鎌手駅から益田駅間とJR山口線益田駅から青野山間の一部で被害が大きい。

4) 港湾の被害

島根県内の港湾 81 箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震： 中海沿海の松江市で 1 箇所、東出雲町 2 箇所、日本海側の出雲市(旧平田市域)で 2 箇所の計 5 箇所の被害大が予測される。被害中は松江市で 1 箇所の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 被害大は大田市(旧大田市域で 3 箇所、旧仁摩町域で 1 箇所)の計 4 箇所、被害中は大田市(旧大田市域で 2 箇所、旧温泉津町域で 1 箇所、旧仁摩町域 3 箇所)で 6 箇所、出雲市(旧多伎町域)で 2 箇所の計 8 箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 被害大は浜田市 1 箇所、江津市 1 箇所、大田市 3 箇所(旧温泉津町域で 2 箇所、旧仁摩町域で 1 箇所)の計 5 箇所、被害中は浜田市 2 箇所(旧浜田市域で 1 箇所、旧三隅町域で 1 箇所)、大田市 4 箇所(旧大田市域で 1 箇所、旧仁摩町域で 3 箇所)の計 6 箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震： 被害大になる箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市(旧益田市域) 3 箇所、浜田市(旧三隅町域) 1 箇所の計 4 箇所である。

5) 漁港の被害

島根県内の漁港 85 箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震： 出雲市で 4 箇所(旧平田市域で 2 箇所、旧大社町域で 2 箇所)、松江市で 4 箇所(旧鹿島町域、旧島根町域で各 2 箇所)の計 8 箇所が被害大と予測される。被害中は出雲市で 5 箇所(旧平田市域で 4 箇所、旧大社町域で 1 箇所)、松江市(旧松江市域)で 1 箇所の計 6 箇所と予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 被害大と予測されるのは県全体で 10 箇所、市町村では大田市(旧大田市域)で 5 箇所と最も多く予測される。被害中と予測されるのは大田市で 4 箇所(旧温泉津町域が 3 箇所、旧仁摩町域が 1 箇所)である。

II 地域特性と課題の把握

- ウ 浜田市沖合の地震： 被害大と予測されるのは県全体で 15 箇所、市町村では、大田市(旧温泉津町域)で 5 箇所、江津市(旧江津市域)で 4 箇所と予測される。被害中と予測されるのは大田市(旧仁摩町域)1 箇所である。
- エ 津和野町付近の地震： 被害大と予測される箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市 1 箇所、浜田市(旧三隅町域)1 箇所の計 2 箇所である。

■ライフラインの被害

1) 上水道

- ア 松江南方の地震： 斐川町 2,700 箇所、松江市(旧松江市域)2,000 箇所及び出雲市(旧出雲市域)で 1,400 箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 大田市(旧大田市域)1,300 箇所、出雲市(旧佐田町域)で 600 箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 江津市(旧江津市域)で 1,100 箇所、浜田市(旧浜田市域)で 700 箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震： 益田市で 250 箇所(旧益田市域で 150 箇所、旧美都町域で 100 箇所)程度の被害が予測される。

2) 下水道

- ア 松江南方の地震： 松江市(旧松江市域)が最も多く、400 箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 出雲市で、数箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 浜田市、江津市で、数箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震： 被害はないと予測される。

3) 都市ガス

- ア 松江南方の地震： 中圧管、低圧管合わせて松江市(旧松江市域)で 100 箇所、出雲市(旧出雲市域)で 130 箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震： 中圧管、低圧管合わせて、出雲市(旧出雲市域)で 20 箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震： 中圧管、低圧管合わせて、浜田市(旧浜田市域)で 280 箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震： 中圧管、低圧管合わせて、益田市(旧益田市域)で数箇所の被害が予測される。

4) LP ガス

- ア 松江南方の地震： 松江市(旧松江市域)で 1,800 戸、出雲市(旧出雲市域)で 800 戸程度の被害が予測され、両市で全体の 60%以上を占める。
- イ 大田市西南方の地震： 出雲市(旧出雲市域)で 600 戸、大田市(旧大田市域)で 500 戸程度の被害が予測され、両市で全体の 65%以上を占める。
- ウ 浜田市沖合の地震： 江津市(旧江津市域)で 300 戸、大田市(旧大田市域)、浜田市(旧浜田市域)ともに 200 戸程度の被害が予測され、3 市で全体の 80%を占める。

エ 津和野町付近の地震： 益田市(旧益田市域)で300戸程度の被害が予測され、全体の約65%の被害を占める。

5) 電気・電話

ア 松江南方の地震： 電気施設被害は松江市(旧松江市域)と出雲市(旧出雲市域)で被害が大きく、旧松江市域で600本、旧出雲市域で800本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧松江市域で2,100kmの被害が予測される。

電話施設被害は、旧松江市域と旧出雲市域で被害が大きく、旧松江市域450本、旧出雲市域350本の電柱被害が予測される。

イ 大田市西南方の地震： 電気施設被害は出雲市(旧出雲市域)と大田市(旧大田市域)で被害が大きく、旧出雲市域で660本、旧大田市域で350本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧出雲市域で380kmの被害が予測される。

電話施設被害は、旧出雲市域と旧大田市域で被害が大きく旧出雲市域で300本、旧大田市域で150本の電柱被害が予測される。

ウ 浜田市沖合の地震： 電気施設被害は旧大田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧大田市域で220本、旧浜田市域で170本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧浜田市域で70kmの被害が予測される。

電話施設被害は旧浜田市域、旧江津市域で被害が大きく、旧浜田市域で300本、旧江津市域で150本の電柱被害が予測される。

エ 津和野町付近の地震： 電気施設被害は旧益田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧益田市域で260本、旧浜田市域で50本弱の電柱被害が予測される。架空線被害は若干あるのみである。

電話施設被害は、旧益田市域、旧浜田市域で被害が大きく、いずれも100本前後の電柱に被害が予測される。

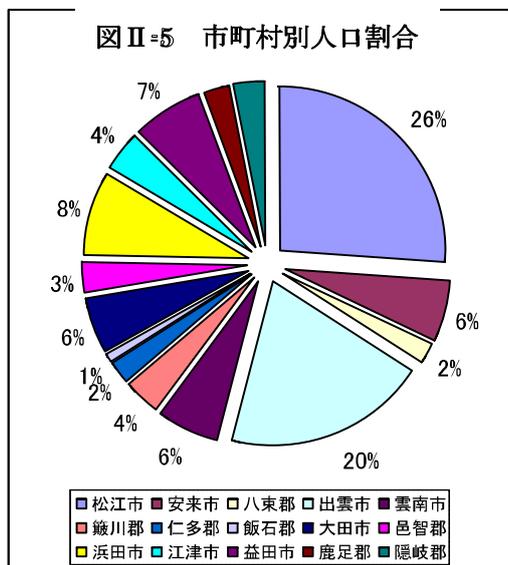
2. 地域構造

(1) 人口

島根県の総人口は742,223人（平成17年10月1日）であり、昭和60年から減少傾向にある。人口分布については、県土の80%を急峻な山地が占め比較的広い平坦地は県東部の出雲平野のみとなっているため、この平野に展開する松江市・出雲市に県土人口の46%が集中している。また、県西部では浜田市、益田市が人口の集中する代表的な市街地となっている。

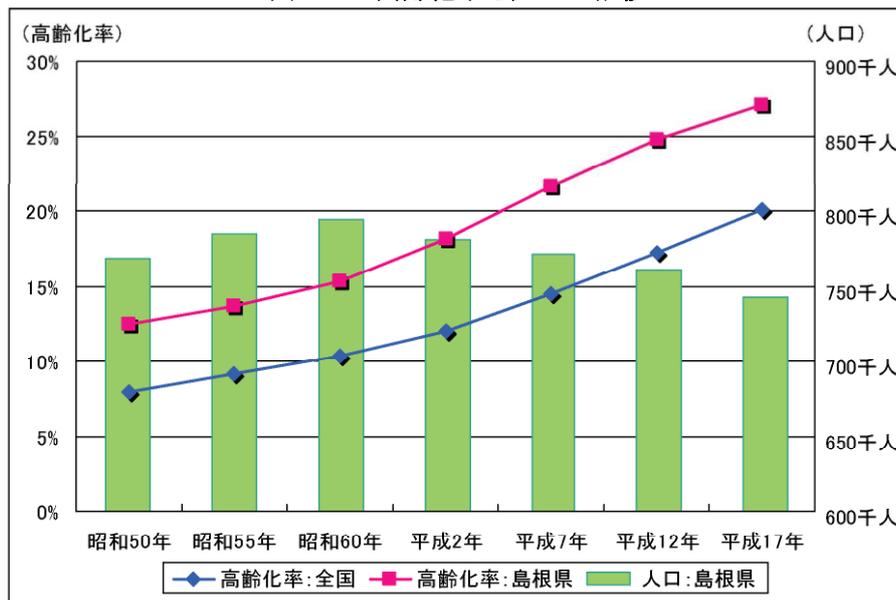
一方、その他の集落は日本海に注ぐ河川によって作られた沖積地や谷底平野に沿って展開している。

島根県は全国で最も高齢化が進む県であり、高齢化率は27.1%と全国平均の20%に比して著しく高い値となっている。この傾向は中山間地などの過疎地域で特に顕著となっており、これらの地域では災害弱者である高齢者への対応が重要な課題となっている。



出典：平成17年国勢調査

図II-6 高齢化率と人口の推移



出典：平成17年国勢調査

II 地域特性と課題の把握

表 II-3 島根県の市町村合併状況

市町村名	合併関係市町村	合併日	人口	面積	合併方式	事務所の位置	
松江市	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町	H17.3.31	196,603	530.22	新設	旧松江市役所	
安来市	安来市・広瀬町・伯太町	H16.10.1	43,839	420.97	新設	旧安来市役所	
八束郡	東出雲町	—	14,193	42.64	単独	東出雲町役場	
出雲市	出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町	H17.3.22	146,307	543.43	新設	新庁舎	
雲南市	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	H16.11.1	44,403	553.37	新設	旧木次町役場	
簸川郡	斐川町	—	27,444	80.64	単独	斐川町役場	
仁多郡	奥出雲町	仁多町・横田町	H17.3.31	15,812	368.06	新設	旧仁多町役場
飯石郡	飯南町	頓原町・赤来町	H17.1.1	5,979	242.84	新設	旧赤来町役場
大田市	大田市・温泉津町・仁摩町	H17.10.1	40,703	436.11	新設	旧大田市役所	
邑智郡	川本町	川本町	—	4,324	106.39	単独	川本町役場
	美郷町	邑智町・大和村	H16.10.1	5,911	282.92	新設	旧邑智町役場
	邑南町	羽須美村・瑞穂町・石見町	H16.10.1	12,944	419.22	新設	旧石見町役場
浜田市	浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町	H17.10.1	63,046	689.52	新設	旧浜田市役所	
江津市	江津市・桜江町	H16.10.1	27,774	268.51	編入	旧江津市役所	
益田市	益田市・美都町・匹見町	H16.11.1	52,368	733.16	編入	旧益田市役所	
鹿足郡	津和野町	津和野町・日原町	H17.9.25	9,515	307.09	新設	旧日原町役場
	吉賀町	柿木村・六日市町	H17.10.1	7,362	336.29	新設	旧六日市町役場
隠岐郡	海士町	海士町	—	2,581	33.51	単独	海士町役場
	西ノ島町	西ノ島町	—	3,486	56.01	単独	西ノ島町役場
	知夫村	知夫村	—	725	13.70	単独	知夫村役場
	隠岐の島町	西郷町・布施村・五箇村・都万村	H16.10.1	16,904	242.97	新設	旧西郷町役場
新市町村 21	旧市町村 59						

出典：平成 17 年国勢調査・平成 18 年島根県統計書

■各市町村の地域防災計画（震災対策編）策定状況

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に国における防災基本計画が、国、公共機関、地方公共団体、事業者等の各主体それぞれの役割を明らかにしつつ、具体的かつ実践的な内容に修正された。これを踏まえ、各地方自治体の地域防災計画の見直しが行われ、島根県においても、平成18年に地震被害想定を踏まえ地域防災計画（震災編）の見直しを行っている。

また、県内の各市町村においても、より体系的な防災～応急対応～復旧を行うため地域防災計画（震災編）の策定が進められている。今後はこれらの計画との連携や役割分担も重要となっていると言える。

表Ⅱ-4 市町村地域防災計画（震災対策編）策定・改訂状況（平成21年3月末見込み）

市	策定（改訂）年次	町村	策定（改訂）年次
松江市	平成20年度改訂予定 （県協議中）	東出雲町	平成13年12月
出雲市	平成20年度改訂予定 （県協議中）	奥出雲町	平成21年3月改訂予定
安来市	平成21年3月改訂予定	飯南町	平成18年3月
雲南市	平成20年9月	斐川町	平成15年6月
大田市	平成19年3月	美郷町	平成18年3月
浜田市	平成19年3月	川本町	平成20年9月
江津市	平成18年3月	邑南町	平成18年3月
益田市	平成20年6月	津和野町	平成20年4月
		吉賀町	平成20年6月
		海士町	平成20年11月
		西ノ島町	平成20年3月
		知夫村	平成12年4月
		隠岐の島町	平成18年8月

(3) ライフライン

近年、社会構造の変化により携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ等の情報通信網の発達が著しい。

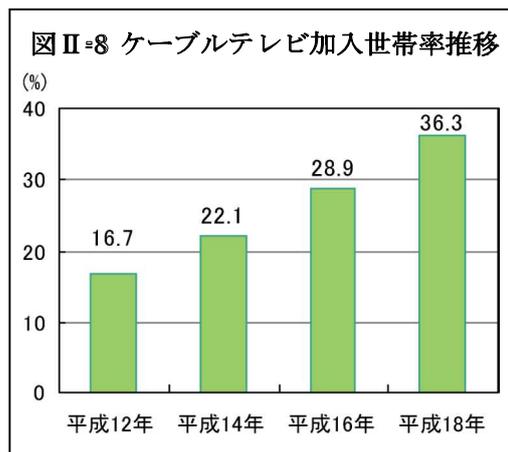
災害時には速やかな情報の伝達が重要となるため、新たな情報通信網やこれらを活用した取り組みなども視野に入れることが重要である。

■ケーブルテレビ

島根県内におけるケーブルテレビの加入世帯数は年々増加の傾向にあり、現在県内の約4割に近い世帯が加入している。

自主放送、衛星放送、インターネットサービス、行政情報などを住民に提供する地域に密着した情報通信基盤として大きな役割を担っている。

現在、既に防災に関する情報提供に取り組む事業者もあり、災害時の新たな情報伝達ツールとして期待が寄せられる。

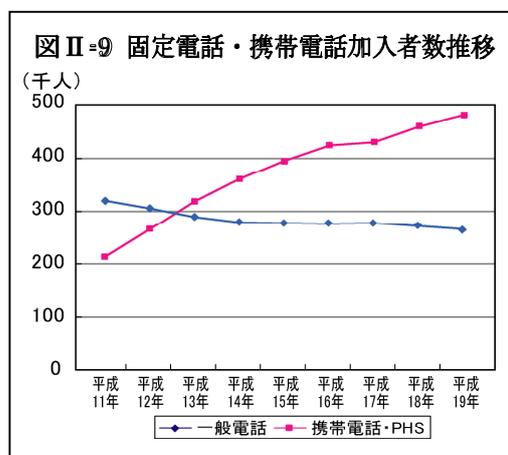


出典：総務省資料

■携帯電話加入者数推移

島根県内における携帯電話・PHSの加入者数は平成19年3月現在約48万人となっており、1.5人に1人が携帯電話を持つ状態となっている。

平成13年には固定電話の加入者数を上回り、災害時の緊急連絡手段として携帯電話は欠かせないものとなっている。



出典：島根県統計書

(4) 交通

■交通量

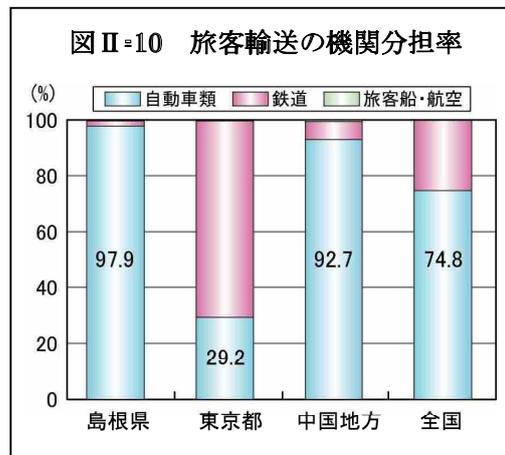
島根県の自動車交通量は東西の動脈である国道9号と南北の動脈である同道54号が多い。概して県東部において交通量が多く、特に松江市、出雲市及び安来市が多い。このうち国道9号の松江市内や安来市の県境部、松江市内の南北の幹線である国道485号や(主)松江島根線、(主)松江鹿島美保閑線(宍道湖大橋)では、20,000台/12h以上の区間がみられる。またその他に、国道9号、国道54号、国道431号及び松江市内や出雲市内の幹線道路、国道191号の益田市街地部等では、10,000台/12hの交通量となっている区間がある。

(交通量：平成17年度道路交通センサスより)

■自動車分担率

島根県の交通に関する最大の特徴は旅客輸送における自動車の分担率の高さである。

このため、災害時の物資補給も道路ネットワークを利用したものが中心となると考えられ、拠点となる施設も鉄道駅より幹線道路沿いの大規模駐車場を備えた施設などが妥当となると考えられる。



出典：平成18年度旅客地域流動調査

3. 道路整備状況

(1) 道路の現況および計画道路

島根県の道路改良率は県管理国道 83.9%、主要地方道 67.4%、一般県道 40.5%、市町村道 11.9%であり、平成 8 年度の緊急輸送道路ネットワーク策定以降、県管理国道で 10.5%、主要地方道で 17.0%、一般県道で 11.4%、市町村道で 3.4%改良率が向上している。

道路の現況（平成 20 年 4 月 1 日現在）を表 II-5、県・市町村管理道路の改良率の推移を表 II-6、主な道路計画を表 II-7 に示す。

表 II-5 道路の現況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

道路種別	路線数	実延長 (m)	改良率	
			延長 (m)	改良率 (%)
高速自動車国道	4	89,582	89,582	100.0
一般国道	13	939,114	848,424	90.3
指定区間	3	341,640	341,640	100.0
指定区間(NEXCO 西日本管理)	2	33,340	33,340	100.0
指定区間外	11	564,134	473,444	83.9
県道	234	2,515,315	1,328,790	52.8
(自転車道含む)	236	2,549,363	1,328,871	52.1
主要地方道	51	1,149,566	775,252	67.4
一般県道	183	1,365,749	553,538	40.5
一般県道(自転車道)	2	34,048	81	0.2
一般国道・県道計	247	3,454,429	2,177,214	63.0
(自転車道含む)	249	3,488,477	2,177,295	62.4
県管理国道・県道計	245	3,079,449	1,802,234	58.5
(自転車道含む)	247	3,113,497	1,802,315	57.9
市町村道	33,761	14,493,481	1,731,533	11.9
合計	34,012	18,037,492	3,998,329	22.2
(自転車道含む)	34,014	18,071,540	3,998,410	22.1

出典：島根県「道路等の現況調査 平成 20 年 4 月 1 日現在」

表Ⅱ-6 県・市町村管理道路の改良率の推移

道路種別	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
県管理国道	73.4%	74.3%	74.7%	75.4%	76.3%	76.9%	78.6%
主要地方道	50.4%	51.9%	53.2%	54.9%	56.3%	58.4%	59.5%
一般県道	29.1%	30.0%	30.7%	31.4%	32.1%	33.3%	34.4%
一般県道 (自転車道)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%
県管理道路計	45.0%	46.2%	47.1%	48.2%	49.1%	50.4%	52.1%
市町村道	8.5%	8.9%	9.1%	9.5%	9.9%	10.1%	10.6%

道路種別	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
県管理国道	78.9%	79.5%	81.9%	82.5%	83.6%	83.9%
主要地方道	61.1%	63.0%	64.6%	65.4%	66.3%	67.4%
一般県道	35.5%	36.7%	37.9%	38.7%	39.4%	40.5%
一般県道 (自転車道)	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
県管理道路計	52.7%	54.0%	55.5%	56.2%	57.0%	58.5%
市町村道	10.9%	11.1%	11.4%	11.6%	11.8%	11.9%

※各年の数値は 4 月 1 日時点のもの
出典：島根県「道路等の現況調書」

表Ⅱ-7 主な計画道路（事業中区間）

道路種別	路線名	延長（km）
高速自動車国道	松江自動車道 三刀屋木次 IC～県境	24.6
高速自動車国道	山陰自動車道 斐川 IC～出雲 IC	13.6
国道（指定）	国道 9 号 出雲・湖陵道路	4.4
国道（指定）	国道 9 号 多伎・朝山道路	9.0
国道（指定）	国道 9 号 朝山・大田道路	6.3
国道（指定）	国道 9 号 静間・仁摩道路	7.9
国道（指定）	国道 9 号 仁摩温泉津道路	11.8
国道（指定）	国道 9 号 浜田三隅道路	14.5
国道（指定）	国道 9 号 益田道路 高津 IC～遠田 IC	4.5

(2) 大規模構造物の概況

島根県内の道路における大規模構造物（長大橋、長大トンネル）については、300m以上の長大橋が48橋、1,000m以上の長大トンネルが16箇所存在する。

島根県内の道路における大規模構造物（長大橋、長大トンネル）の一覧を、表II-8及び表II-9に示す。

表II-8 主なトンネル

路線種別	路線番号	路線名	名称	延長(m)	供用年
高速自動車国道		中国自動車道	蓼野トンネル	1,275	S58
高速自動車国道		中国自動車道	蓼野トンネル	1,285	S58
高速自動車国道		中国自動車道	米山トンネル	3,140	S58
高速自動車国道		中国自動車道	米山トンネル	3,260	S58
高速自動車国道		浜田自動車道	猪子山トンネル	2,595	H3
高速自動車国道		松江自動車道	三刀屋トンネル	1,343	H15
一般国道（指定）		国道54号	晴雲隧道	1,120	S39
一般国道（指外）		国道184号	大歳原トンネル	1,177	H16
一般国道（指外）		国道261号	断魚トンネル	1,133	H1
一般国道（指外）		国道375号	両国トンネル	3,233	H17
一般国道（指外）		国道488号	白岩トンネル	1,076	H10
主要地方道	37	松江鹿島美保関線	詰坂トンネル	1,010	H9
主要地方道	39	湖陵掛合線	才谷トンネル	2,422	H16
一般県道	307	波佐匹見線	表匹見峽トンネル	2,104	H16
一般県道	316	中村津戸港線	新武良トンネル	1,055	H12
一般県道	327	市木井原線	原山トンネル	1,461	H4

表Ⅱ-9 主な橋梁

路線種別	路線番号	路線名	名称	延長(m)	供用年
高速自動車国道		中国自動車道	捨河内橋	329	S55
高速自動車国道		浜田自動車道	早水川橋	353	H3
高速自動車国道		浜田自動車道	来尾川橋	433	H3
高速自動車国道		山陰自動車道	布志名高架橋	426	H13
高速自動車国道		山陰自動車道	来待高架橋	345	H13
高速自動車国道		山陰自動車道	白石高架橋	307	H13
高速自動車国道		山陰自動車道	武部橋	418	H18
高速自動車国道		松江自動車道	赤川高架橋	769	H15
高速自動車国道		松江自動車道	斐伊川橋	403	H15
高速自動車国道		松江自動車道	三刀屋高架橋	990	H15
一般有料道路		安来道路	宮内高架橋	367	H13
一般有料道路		安来道路	安来高架橋	483	H13
一般有料道路		安来道路	荒島高架橋	400	H13
一般有料道路		安来道路	意東高架橋	429	H13
一般有料道路		江津道路	神主橋	470	H15
一般有料道路		江津道路	敬川橋	492	H15
一般有料道路		江津道路	上府橋	354	H15
一般国道(指定)		国道9号 松江道路	布志名若山高架橋	369	H9
一般国道(指定)		国道9号 松江道路	東津田高架橋	781	H4
一般国道(指定)		国道9号 松江道路	上乃木高架橋	888	H2
一般国道(指定)		国道9号 江津バイパス	新江川橋	378	H3
一般国道(指定)		国道9号	三宮高架橋	358	H5
一般国道(指定)		国道9号	江川橋	489	S24
一般国道(指定)		国道9号	神立橋	417	S13
一般国道(指定)		国道9号	神立橋側道橋(下り)	417	S44
一般国道(指定)		国道191号	高津大橋	326	S40
一般国道(指定)		国道191号	高津側道橋	326	S55
一般国道(指外)		国道184号	境橋	321	H16
一般国道(指外)		国道184号	戸井谷大橋	302	H16
一般国道(指外)		国道314号	三井野大橋	392	H3
一般国道(指外)		国道314号	雲龍橋	359	S62
一般国道(指外)		国道431号	境水道大橋	709	S47
主要地方道	23	斐川一畑大社線	灘橋	627	S56
主要地方道	24	松江木次線	西嫁島高架橋	391	H14
主要地方道	37	松江鹿島美保関線	宍道湖大橋	310	H14
一般県道	161	斐川出雲大社線	北神立橋	814	S55
一般県道	184	平田荘原線	瑞穂大橋	394	S33
一般県道	275	十六島直江停車場線	西代橋	478	S39
一般県道	333	久城インター線	鴨島大橋	395	H19
一般県道	334	安来インター線	伯太川側道橋	314	H13
一般県道	334	安来インター線	伯太川側道橋	314	H13
松江市道		西尾八幡線	中海大橋	555	S63
松江市道		嫁島公園線	嫁島高架橋	320	S56
出雲市道		長浜317号線	新崎屋橋	366	H13
江津市道		新江川橋線	新江川橋	309	H5
その他		境港臨港道路江島幹線	江島大橋	1,704	H16

III 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

1. 防災拠点の整理

(1) 防災拠点の見直しの観点

緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しにあたり、その節点となる防災拠点の見直し・整理を行った。島根県における防災拠点としては、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」に基づき、「緊急輸送道路ネットワーク計画策定要領」(H8.5)で示されている「防災拠点の種類と緊急輸送道路区分(参考)」を踏まえ、地震防災対策上重要と考えられる施設等も必要に応じて組み入れ、平成8年度に設定を行っている。

今回、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定してから10年経ち、その後の社会情勢の変化や道路整備の進捗状況等を踏まえ計画の見直しを行うにあたり、再度、防災拠点の見直し・整理を行うこととした。

【見直しの観点】

1. 市町村合併、国・県の組織改編、対象施設の移転・統廃合等を踏まえ、各防災拠点の種類及び区分(1次/2次/3次)、位置等についての見直し・整理を行う。
2. 各自治体の地域防災計画の改訂を踏まえ、各自治体で定めている備蓄拠点の追加等を行う。
3. 災害発生直後の情報収集・情報提供、対策本部の設置等の対応の流れ、各防災拠点の対象とする範囲や、ライフラインの確保の面からの重要度等について再検討を行い、各防災拠点の区分の見直しを行う。

(2) 防災拠点の概念

① 第1次防災拠点（第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点）

地震などの災害発生時に災害対策本部が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各市の庁舎所在地、救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点、大規模災害時における人命救助の拠点となる災害医療拠点とする。

◇地方公共団体

- ・ 島根県庁及び各市役所、隠岐の島町役場の所在地とする。

◇指定（地方）行政機関

- ・ 島根県警察本部の所在地とする。

◇救援物資等の備蓄・集積拠点

- ・ 道路・鉄道といった陸路以外の輸送拠点であり、救援物資等の備蓄・集積が可能である空港（島根県内の3空港及び米子空港）や重要な港湾とする。
- ・ 広域防災拠点（備蓄・集積拠点であり、他県からの応援・支援拠地となる）である消防学校及び西部備蓄倉庫とする。

◇災害医療拠点

- ・ 災害発生時における広域的な救命・救急医療の拠点となる災害拠点病院（基幹災害医療センター）である県立中央病院とする。

② 第2次防災拠点（第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点）

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎所在地（新市町の各支所含む）、道路管理者等の庁舎所在地や、住民の生命に直接関わってくる警察・消防・医療機関や、電気・通信・ガス・上水道といったライフラインの各施設の所在地及び自衛隊基地の庁舎所在地とする。
また、食料等備蓄倉庫や、道の駅等の道路空間を利用した防災拠点を第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

◇地方公共団体

- ・ 町村役場及び合併後の新市・町の各支所の所在地、各県土整備事務所や各局の所在地とする。

◇指定（地方）行政機関

- ・ 道路管理者（国土交通省関係庁舎）、気象庁関係庁舎の所在地、海上保安庁関係庁舎及び警察署・消防署の所在地とする。

◇指定（地方）公共機関

- ・ 道路管理者（西日本高速道路株式会社の支社・各管理事務所）、電気・通信・ガス・水道等のライフライン管理者の所在地、鉄道管理者及び運輸・運送事業者の所在地とする。
- ・ 災害に関する情報提供機能の確保の面から、テレビ・ラジオの放送局の所在地とする。

◇自衛隊

- ・ 自衛隊基地の庁舎の所在地とする。

◇救援物資の備蓄・集積拠点

- ・ 離島におけるヘリポート（隠岐島）、重要な港湾及び漁港、市町村が定めている食料等備蓄倉庫、河川防災ステーション、インターチェンジ、道の駅等の道路防災拠点とする。

◇災害医療拠点

- ・ 災害拠点病院（地域災害医療センター）及び救急告示病院他各地域における主な病院、島根県赤十字血液センターとする。

◇災害救援活動拠点

- ・ 県立の各都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）とする。

◇その他

- ・ 発電施設における被害拡大の防止等の観点から、島根原子力発電所及び三隅火力発電所とする。

・

③第3次防災拠点（第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点）

第1次、第2次防災拠点には該当しないが、地震等の災害に対する防災対策上重要と考えられる施設の所在地を第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

◇地方公共団体

- ・ 下水道管理事務所の所在地とする。

◇指定（地方）行政機関

- ・ 運輸局関係庁舎（運輸支局）及び、その他の国の機関関係庁舎等とする。

◇指定（地方）公共機関

- ・ 第2次防災拠点である電気・通信・ガス・水道等のライフライン管理者の所在地を補う施設として、電気事業者の営業所、主要な電話交換所、ケーブルテレビ局、運輸関連事業者（トラック協会）、主要な郵便局等の所在地とする。

◇救援物資等の備蓄・集積拠点

- ・ 離島以外のヘリポート（場外離着陸場）、各市における鉄道駅前広場及び、その他の駅前広場とする。

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

■地方公共団体

防災拠点種類	施設名	区分			摘要	
		第1次	第2次	第3次		
都道府県庁等の所在地						
県庁舎	島根県庁舎	○				
都道府県支庁等の所在地						
土木部地方機関 (県土整備事務所)	松江県土整備事務所		○			
	雲南県土整備事務所		○			
	出雲県土整備事務所		○			
	県央県土整備事務所		○			
	浜田県土整備事務所		○			
	益田県土整備事務所		○			
	隠岐支庁県土整備局		○			
土木部地方機関 (土木事務所等)	広瀬土木事業所		○			
	仁多土木事業所		○			
	大田土木事業所		○			
	津和野土木事業所		○			
	隠岐支庁県土整備局島前事業部		○			
空港・港湾管理所	出雲空港管理事務所		○			
	浜田港湾管理所		○			
	石見空港管理所		○			
	隠岐支庁隠岐空港管理所 (境港管理組合)		○			
上下水道等	宍道湖流域下水道管理事務所			○		
	宍道湖流域下水道管理事務所西部支所			○		
保健所	松江保健所		○			
	雲南保健所		○		雲南県土整備事務所として図示	
	出雲保健所		○			
	県央保健所		○		大田警察署として図示	
	浜田保健所		○		浜田県土整備事務所として図示	
	益田保健所		○		益田県土整備事務所として図示	
	隠岐支庁隠岐保健所		○		隠岐支庁県土整備局として図示	
市役所等の所在地						
市役所庁舎 隠岐の島町役場	松江市役所	○				
	出雲市役所	○				
	大田市役所	○				
	浜田市役所	○				
	益田市役所	○				
	安来市役所	○				
	雲南市役所	○				
	江津市役所	○				
	隠岐の島町役場	○				
	隣接する生活圏中心都市の 中心都市庁舎	(米子市役所)	○			
		(萩市役所)	○			
		(山口市役所)	○			
		(周南市役所)	○			
		(岩国市役所)	○			
(三次市役所)		○				
(庄原市役所)		○				
(安芸太田町役場)		○				
上下水道/ライフライン関連	松江市水道局		○			
	松江市ガス局		○			
	出雲市水道局		○			
町村役場の所在地						
町村役場庁舎	東出雲町役場		○			
	奥出雲町役場仁多庁舎		○			
	奥出雲町役場横田庁舎		○			
	飯南町役場		○			
	斐川町役場		○			
	川本町役場		○			
	邑南町役場		○			
	美郷町役場		○			
	津和野町役場		○			
	吉賀町役場		○			
	海士町役場		○			
	西ノ島町役場		○			
	知夫村役場		○			
	市町支所の所在地					
新市・町支所庁舎	松江市役所鹿島支所		○			
	松江市役所島根支所		○			
	松江市役所美保関支所		○			

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
市町支所の所在地					
新市・町支所庁舎	松江市役所八雲支所		○		
	松江市役所玉湯支所		○		
	松江市役所宍道支所		○		
	松江市役所八束支所		○		
	出雲市役所平田支所		○		
	出雲市役所佐田支所		○		
	出雲市役所多伎支所		○		
	出雲市役所湖陵支所		○		
	出雲市役所大社支所		○		
	大田市役所温泉津支所		○		
	大田市役所仁摩支所		○		
	浜田市役所金城支所		○		
	浜田市役所旭支所		○		
	浜田市役所弥栄支所		○		
	浜田市役所三隅支所		○		
	益田市役所美都総合支所		○		
	益田市役所匹見総合支所		○		
	隠岐の島町布施支所		○		
	隠岐の島町五箇支所		○		
	隠岐の島町都万支所		○		
	隠岐の島町中出張所		○		
	安来市役所広瀬庁舎		○		
	安来市役所伯太庁舎		○		
	雲南市役所木次総合センター		○		
	雲南市役所大東総合センター		○		
	雲南市役所加茂総合センター		○		
	雲南市役所三刀屋総合センター		○		
	雲南市役所吉田総合センター		○		
	雲南市役所掛合総合センター		○		
	江津市役所桜江支所		○		
	飯南町役場頓原庁舎		○		
	邑南町役場瑞穂支所		○		
	邑南町役場羽須美支所		○		
美郷町役場大和事務所		○			
津和野町役場津和野庁舎		○			
吉賀町役場柿木庁舎		○			

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

■指定行政機関／指定地方行政機関

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
道路・河川管理者(国土交通省関連庁舎)					
地方整備局	—				
各事務所 (維持出張所含む)	中国地方整備局松江国道事務所		○		
	中国地方整備局松江国道事務所 松江維持出張所		○		
	中国地方整備局松江国道事務所 出雲維持出張所		○		
	中国地方整備局松江国道事務所 頼原維持出張所		○		
	浜田河川国道事務所		○		
	浜田河川国道事務所浜田国道維持出張所		○		
	浜田河川国道事務所益田国道維持出張所		○		
	運輸局関係庁舎の所在地				
地方運輸局	—				
運輸支局	中国運輸局島根運輸支局			○	
港湾・空港管理者庁舎の所在地					
港湾・空港整備事務所	(境港湾・空港整備事務所)		○		
	境港湾・空港整備事務所浜田港出張所		○		
	(大阪航空局美保空港事務所)		○		
	大阪航空局出雲空港出張所		○		
	大阪航空局石見空港出張所		○		萩・石見空港として図示
気象庁関係庁舎の所在地					
地方气象台	松江地方气象台		○		
その他庁舎の所在地					
各地方局・部	—				
海上保安庁	(境海上保安部)		○		
	浜田海上保安部		○		
	隠岐海上保安署		○		
	警察	警察本部	○		
	松江警察署		○		
	安来警察署		○		
	雲南警察署		○		
	出雲警察署		○		
	大田警察署		○		
	川本警察署		○		
	江津警察署		○		
	浜田警察署		○		
	益田警察署		○		
	津和野警察署		○		
	隠岐の島警察署		○		
	浦郷警察署		○		
	平田広域交番		○		
	大社広域交番		○		
	三成広域交番		○		
	樹合広域交番		○		
	温泉津広域交番		○		
消防	松江市消防本部		○		松江市消防本部として図示
	松江北消防署		○		
	松江南消防署		○		
	松江南消防署宍道分署		○		
	出雲市消防本部		○		出雲市消防本部として図示
	出雲消防署		○		
	出雲消防署西部分署		○		
	出雲消防署南部分署		○		
	出雲消防署斐川出張所		○		
	出雲消防署平田消防署		○		
	出雲市消防本部大社消防署		○		
	安来市消防本部		○		安来市消防本部として図示
	安来市消防署		○		
	安来市消防署広瀬分署		○		
	安来市消防署伯太分署		○		
	雲南消防本部		○		雲南消防本部として図示
	雲南消防署		○		
	奥出雲消防署		○		
	飯南消防署		○		
	浜田市消防本部		○		浜田市消防本部として図示
	浜田消防署		○		
	浜田消防署桜ヶ丘出張所		○		
	浜田消防署美又出張所		○		
浜田消防署旭出張所		○			
浜田消防署弥栄出張所		○			

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
その他庁舎の所在地					
消防	浜田消防署三隅出張所		○		
	益田広域消防本部		○		益田広域消防本部として図示
	益田広域消防署		○		
	益田広域消防署美部分遣所		○		
	益田広域消防署匹見分遣所		○		
	益田広域消防署津和野分遣所		○		
	益田広域消防署日原分遣所		○		
	益田広域消防署柿木分遣所		○		
	益田広域消防署六日市分遣所		○		
	大田市消防本部		○		大田市消防本部として図示
	大田消防署		○		
	大田消防署三瓶出張所		○		
	大田消防署西部出張所		○		
	江津邑智消防組合消防本部		○		
	江津消防署桜江出張所		○		
	川本消防署		○		
	江津邑智消防組合邑智出張所		○		
	江津邑智消防組合大和出張所		○		
	江津邑智消防組合羽須美出張所		○		
	江津邑智消防組合瑞穂出張所		○		
	江津邑智消防組合石見出張所		○		
	隠岐広域連合消防本部		○		隠岐広域連合消防本部として図示
	隠岐の島消防署		○		
隠岐の島消防署島前分署		○			
隠岐の島消防署海士出張所		○			
隠岐の島消防署知夫出張所		○			
その他	農水省中四国農政局島根農政事務所			○	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

■指定公共機関／指定地方公共機関

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
道路管理者の所在地					
本社・支社	(西日本高速道路株式会社中国支社)		○		
各管理事務所等 (西日本高速道路株)	松江高速道路事務所(管理部門) 浜田管理事務所		○		松江玉造ICとして図示 浜田ICとして図示
電気・電話・ガス等ライフライン管理者の所在地					
本社・支社(電気)	中国電力株島根支社		○		
本社・支社(電気通信)	NTT西日本島根支店 NTT西日本一中国島根事業部(島根) NTT西日本一中国島根事業部(浜田) NTT西日本一中国島根事業部(出雲) NTT西日本一中国島根事業部(隠岐) 株NTTドコモ中国島根支店		○ ○ ○ ○ ○ ○		
本社・支社(都市ガス)	出雲ガス株 浜田ガス株		○ ○		
LPガス協会事務所	(社)島根県LPガス協会		○		
各管理事務所(電気)	中国電力株島根支社松江営業所 中国電力株島根支社出雲営業所 中国電力株島根支社浜田営業所 中国電力株島根支社益田営業所 中国電力株島根支社隠岐営業所			○ ○ ○ ○ ○	
各管理事務所(電気通信)	安来電話交換所 海士電話交換所 掛合電話交換所 木次電話交換所 益田電話交換所 江津電話交換所 津和野電話交換所 NTT出雲ビル 石見大田電話交換所 川本電話交換所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
各管理事務所(ガス)	—				
鉄道関係管理者の所在地					
本社・支社	(JR西日本株米子支社) (JR貨物株米子営業支店) 一畑電車株		○ ○ ○		
鉄道部	JR西日本株浜田鉄道部 JR西日本株木次鉄道部		○ ○		
放送局の所在地					
本社・支社 (系列局)	NHK松江放送局 株山陰放送松江支社 山陰中央テレビジョン放送株 日本海テレビジョン放送株 株FM山陰		○ ○ ○ ○ ○		
本社・支社 (ケーブルテレビ)	山陰ケーブルビジョン 鹿島ケーブルビジョン 出雲ケーブルビジョン株 ひらたCATV 雲南市・飯南町事務組合 石見ケーブルビジョン株 奥出雲情報通信協会 サンネットにちはら ひゃこるネットみすみ			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥出雲町役場に多庁舎として図示
その他事業所の所在地					
本社・支社 (運輸・運送業者)	隠岐汽船株 石見交通株 日本通運株松江支店		○ ○ ○		
トラック協会事務所	(社)島根県トラック協会(松江) (社)島根県トラック協会(浜田)			○ ○	
医療関連団体 (日本赤十字社支部等)	日本赤十字社島根県支部 (社)島根県医師会 (社)島根県看護協会		○ ○ ○		
郵便局	松江中央郵便局 安来郵便局 平田郵便局 出雲郵便局 石見大田郵便局 浜田郵便局 益田郵便局 西郷郵便局			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

表III-1 防災拠点一覧

■救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点

防災拠点種類	施設名	区分			摘要	
		第1次	第2次	第3次		
空港	出雲空港	○				
	石見空港	○				
	隠岐空港	○				
	(米子空港)	○				
ヘリポート	専用ヘリポート	海士町ヘリポート		○		
		知夫村ヘリポート		○		
		西ノ島町ヘリポート		○		
		県立中央病院屋上ヘリポート		○	県立中央病院として図示	
	場外離着陸場	美保関町野球場《運動公園》			○	美保関町野球場場外離着陸場として図示
		美保関町広場《運動公園》			○	
		島根町《島根町スポーツ公園》			○	
		B&G《海洋センター》			○	
		松江市運動公園			○	松江市運動公園場外離着陸場として図示
		松江市競技場			○	
		宍道町《宍道総合公園グラウンド》			○	
		玉湯町《玉湯町民野球場》			○	
		警察学校			○	
		八雲町《八雲町山村広場野球場》			○	
		鹿島町《東小学校》			○	
		八束町《八束中学校グラウンド》			○	
		島根県消防学校			○	
		東出雲町錦浜《訓練場》			○	
		錦浜《訓練場》			○	錦浜場外離着陸場として図示
		錦浜-1《訓練場》			○	
		安来市運動公園			○	
		安来市《安来球場》			○	
		広瀬町《広瀬中央公園》			○	
山佐ダム《訓練場》 特殊				○		
伯太町《山村広場》				○		
加茂町《中央公園多目的広場》				○		
大東町《丸子山公園多目的広場》				○		
掛合町《掛合町野球場》				○		
大東北《西小学校》				○		
大東南《上久野桃源郷駐車場》 特殊				○		
里熊				○		
吉田町《吉田小学校》				○		
三刀屋町《三刀屋小学校グラウンド》				○		
三成公園《三成総合運動公園》				○		
横田公園《横田多目的広場》				○		
飯南町琴引《琴引スキー場駐車場》				○		
飯南高校				○		
飯南町赤名《飯南町山村広場》				○		
宍道湖公園				○		
島大医学部 《島根大学医学部附属病院》				○	島根大学医学部附属病院として図示	
湖陵町《湖陵総合公園》				○		
佐田中学校				○		
出雲駐屯地				○	陸上自衛隊出雲駐屯地として図示	
多伎町				○		
浜山				○		
平田町《中央スポーツ公園》				○		
斐伊川				○		
出雲ドーム				○		
斐川牧場				○		
斐川町《斐川公園野球場》				○		
浜田市《浜田市営陸上競技場》				○		
長田《波佐山村広場》			○			
下来原《金城中学校》			○			
三隅町《三隅町民陸上競技場》			○	三隅町場外離着陸場として図示		
三隅町中央公園			○			
弥栄町《弥栄村運動広場》			○			
旭町《旭公園陸上競技場》			○			
下府《水防センター》			○	下府川河川防災ステーションとして図示		
防災浜田			○	浜田防災備蓄倉庫として図示		
江津市《中央公園多目的広場》			○			
桜江町《桜江中グラウンド》			○			
江の川			○			
温泉津町《総合グラウンド》			○			
西の原《三瓶山》			○			

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

防災拠点種類	施設名	区分			摘要	
		第1次	第2次	第3次		
ヘリポート						
場外離着陸場	大田市《自転車競技場》			○		
	仁摩町《仁摩健康公園》			○		
	川本町《川本町民球場》			○		
	美郷町久保《邑智中学校グラウンド》			○		
	美郷町都賀西《美郷町民グラウンド》			○		
	邑南町出羽《青少年旅行村運動場》			○		
	邑南町中野《邑南町中野グラウンド》			○		
	邑南町阿須那 《羽須美中学校グラウンド》 特殊			○		
	益田市《益田運動公園自由広場》			○		
	美都町《美都中グラウンド》			○		
	高津川			○		
	匹見公園			○		
	日原町《日原カントリーパーク》			○		
	津和野町《津和野町運動公園》			○		
	大野原《運動交流広場》			○		
	六日市町グラウンド《六日市学園》			○		
	朝倉《ゲートボール場》			○		
	隠岐の島町五箇《五箇村村民運動場》			○		
	中村港			○		
	隠岐の島町卯敷《国民保養センター》			○		
隠岐の島町都万《都万中学校グラウンド》			○			
港湾・漁港						
特定／重要／地方港湾	(境港)	○				
	浜田港	○				
	西郷港	○				
	三隅港	○				
	河下港		○			
	久手港		○			
	江津港		○			
	益田港		○			
	別府港	○				
	海士港		○			
	来居港		○			
	避難港	七類港	○			
	その他の港湾・漁港	浜田漁港		○		
		恵曇漁港		○		
和江漁港			○			
菱浦漁港			○			
鉄道駅前広場						
中心都市駅広	JR松江駅広			○		
	JR出雲市駅広			○		
	JR大田市駅広			○		
	JR浜田駅広			○		
	JR益田駅広			○		
	松江しんじ湖温泉駅広			○		
その他駅広	JR東松江駅広			○		
	JR西出雲駅広			○		
広域防災拠点(備蓄基地等)						
食糧等備蓄倉庫	島根県消防学校	○				
	浜田防災備蓄倉庫	○				
河川防災ステーション	出雲市河川防災ステーション		○			
	下府川河川防災ステーション		○		(計画)	
	高津川河川防災ステーション		○		(平成22年3月完成予定)	
市町村物資集積地	松江市役所		○			
	松江市消防本部(松江市北消防署)		○			
	松江市南消防署		○			
	安来運動公園		○		安来市運動公園場外離着陸場として図示	
	東出雲町役場		○		東出雲町役場として図示	
	東出雲町総合体育館		○			
	雲南市役所		○			
	雲南市役所大東総合センター		○			
	雲南市役所加茂総合センター		○			
	雲南市役所木次総合センター		○			
	雲南市役所三刀屋総合センター		○			
	雲南市役所吉田総合センター		○			
	雲南市役所掛合総合センター		○			
	奥出雲町仁多庁舎		○			
奥出雲町横田庁舎		○				

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
広域防災拠点(備蓄基地等)					
市町村物資集積地	赤名農村環境改善センター		○		
	頓原農村環境改善センター		○		
	出雲市役所		○		
	出雲市役所平田支所		○		
	出雲市役所佐田支所		○		
	出雲市役所多伎支所		○		
	出雲市役所湖陵支所		○		
	出雲市役所大社支所		○		
	出雲体育館		○		
	斐川町中央公民館		○		
	サンレディー大田		○		
	大田市民会館		○		
	悠邑ふるさと会館		○		
	川本町役場		○		
	山村開発センター		○		
	大和中学校体育館		○		
	邑南町役場		○		
	邑南町羽須美支所		○		
	邑南町瑞穂支所		○		
	浜田自動車道瑞穂IC		○		
	道の駅瑞穂		○		
	瑞穂青少年旅行村		○		邑南町出羽場外離着陸場として図示
	中野グラウンド		○		邑南町中野場外離着陸場として図示
	羽須美運動広場		○		
	公立邑智病院		○		
	江津市民体育館		○		
	江津市コミュニティセンター		○		
	サンマリン浜田		○		
	浜田市役所金城支所		○		
	浜田市役所旭支所		○		
	浜田市役所弥栄支所		○		
	浜田市役所三隅支所		○		
	益田市市民学習センター		○		
益田市人権センター		○			
津和野町役場		○			
津和野町役場津和野庁舎		○			
吉賀町役場		○			
吉賀町役場柿木庁舎		○			
隠岐島町ふれあいセンター		○		隠岐の島町役場として図示	
隠岐総合開発センター		○			
西ノ島町ヘリポート		○			
西ノ島総合公園		○			
知夫村役場		○			
道路空間を活用した防災拠点					
インターチェンジ等	安来IC		○		
	瑞穂IC		○		
	浜田IC		○		
	旭IC		○		
	六日市IC		○		
	金城PA		○		
	東出雲IC		○		
	松江玉造IC		○		
	宍道IC		○		
	斐川IC		○		
	三刀屋木次IC		○		
	江津IC		○		
	江津西IC		○		
	浜田東IC		○		
	萩・石見空港IC		○		
	インターチェンジ等 (予定)	出雲IC(仮)		○	
湖陵IC(仮)			○		
多伎IC(仮)			○		
吉田掛合IC(仮)			○		
朝山IC(仮)			○		
大田IC(仮)			○		
静間IC(仮)			○		
仁摩IC(仮)			○		
湯里IC(仮)			○		
温泉津IC(仮)		○			

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
道路空間を活用した防災拠点					
インターチェンジ等 (予定)	福光IC(仮)		○		
	熱田IC(仮)		○		
	西村IC(仮)		○		
	三隅IC(仮)		○		
	遠田IC(仮)		○		
	久城IC(仮)		○		
	高津IC(仮)		○		
道の駅	広瀬・富田城		○		
	大社ご縁広場		○		
	樹合の里		○		
	頓原		○		
	赤来高原		○		
	奥出雲おろちループ		○		
	湯の川		○		
	キララ多伎		○		
	ゆうひパーク三隅		○		
	ゆうひパーク浜田		○		
	グリーンロード大和		○		
	瑞穂		○		
	サンエイト美都		○		
	シルクウェイにちはら		○		
	かきのきむら		○		
	本庄		○		
	秋鹿なぎさ公園		○		
	さくらの里きすき		○		
	酒蔵奥出雲交流館		○		
	匹見峡		○		
津和野温泉なごみの里		○			
インフォメーションセンターかわもと		○			

表Ⅲ-1 防災拠点一覧

■自衛隊

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
自衛隊基地庁舎	陸上自衛隊出雲駐屯地		○		
	(航空自衛隊美保基地)		○		

■災害医療拠点

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
病院					
基幹災害医療センター 地域災害医療センター	島根県立中央病院	○			
	松江赤十字病院		○		
	公立雲南総合病院		○		
	大田市立病院		○		
	島根県済生会江津総合病院		○		
	益田赤十字病院		○		
	隠岐広域連合立隠岐病院		○		
救急告示病院 (災害医療センター除く)	松江市立病院		○		
	松江記念病院		○		
	総合病院松江生協病院		○		
	玉造厚生年金病院		○		
	安来市立病院		○		
	奥出雲町立奥出雲病院		○		
	平成記念病院		○		
	飯南町立飯南病院		○		
	島根大学医学部附属病院		○		
	出雲市民病院		○		
	出雲市立総合医療センター		○		
	出雲徳洲会病院		○		
	公立邑智病院		○		
	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター		○		
	益田地域医療センター医師会病院		○		
	その他 二次	六日市病院		○	
隠岐広域連合立隠岐島前病院			○		
独立行政法人国立病院機構 松江医療センター			○		
その他	医療法人仁寿会 加藤病院		○		
	津和野共存病院		○		
その他	島根県赤十字血液センター		○		

■広域避難地

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
県立都市公園	浜山公園		○		
	石見海浜公園		○		
	万葉公園		○		

■その他

防災拠点種類	施設名	区分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
発電所(中国電力)	島根原子力発電所		○		
	三隅発電所		○		

III. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-2 防災拠点の主な見直し内容

防災拠点種類	施設の種類	防災拠点区分			変更内容
		1次	2次	3次	
地方公共団体	都道府県庁等の所在地 市役所等の所在地	〇	〇	〇	市町村合併による広域化により生活圏中心都市市役所以外の市役所庁舎も1次拠点到指定
	都道府県支庁等の所在地	〇	〇	〇	組織改編に伴う変更 組織改編に伴う変更
	町村役場の所在地	〇	〇	〇	
	市町支庁の所在地	〇	〇	〇	市町村合併により支所となった旧市町村役場を指定
	指定行政機関 /指定地方行政機関	〇	〇	〇	
	港湾・空港管理者庁舎の所在地	〇	〇	〇	
	気象庁関係庁舎の所在地	〇	〇	〇	
	その他の庁舎の所在地 (海上保安庁・警察、消防等)	〇	〇	〇	3次拠点→2次拠点へ変更 市町村合併に伴う組織改編により、広域交番を2次拠点へ追加 市町村合併に伴う組織改編により、指定施設の見直し
	指定公共機関 /指定地方公共機関	〇	〇	〇	
	道路管理者の所在地 (高速道路株式会社等)	〇	〇	〇	
電気・電話・ガス等 ライフライン管理者の所在地	〇	〇	〇	携帯電話事業者を追加 NTT再編によりNTT島根各支店が廃止、代わりに防災拠点の機能を持つ主要な電話交換所を指定	
救護物資等の備蓄拠点 又は集積拠点	鉄道関係管理者の所在地	〇	〇	〇	
	放送局の所在地	〇	〇	〇	3次拠点を2次拠点へ変更 3次拠点を1次拠点として追加 3次拠点を2次拠点へ変更
	その他事業者の所在地	〇	〇	〇	
	空港	〇	〇	〇	郵政民営化に伴い、指定する郵便局の見直し
	ヘリポート	〇	〇	〇	
	港湾・漁港	〇	〇	〇	島根県地域防災計画(震災編)に合わせ指定の変更
	鉄道駅前広場	〇	〇	〇	2次拠点を3次拠点へ変更 追加
	広域防災拠点(備蓄基地等)	〇	〇	〇	追加 追加
	道路空間を活用した防災拠点	〇	〇	〇	
	自衛隊 災害医療拠点	〇	〇	〇	
広域避難地 その他	〇	〇	〇	追加	

2. 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路ネットワーク計画は、自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性を踏まえ、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとして機能するよう設定する。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク見直しの観点

今回の緊急輸送道路ネットワーク計画（路線の設定）の見直しの観点は以下の通りである。

【見直しの観点】

1. 防災拠点の追加・削除及び区分の見直し、また、施設移転に伴う位置の変更等を踏まえ、路線・区間の設定を見直す。
2. 山陰道等の高規格幹線道路の部分供用開始、バイパスの供用開始等の道路整備の進捗状況を踏まえ、ネットワークの見直しを行う。
3. 第1次、第2次、第3次緊急輸送道路の位置付け及び、路線・区間の選定基準を明確にする。
4. 設定した緊急輸送道路ネットワークについて、多重性・代替性等の面からの評価を行い、災害発生時に有効に機能する計画とする。

(2) 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は、震災後の利用特性により以下の3つに分類する。

◇第1次緊急輸送道路

県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。

東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と1次拠点を連絡する路線を設定する。

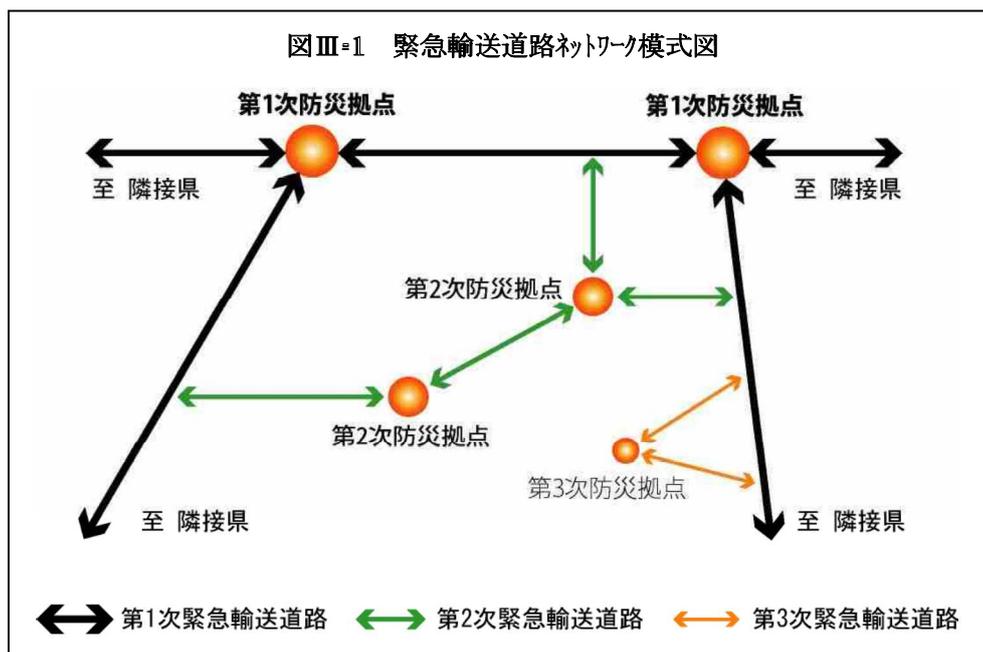
◇第2次緊急輸送道路

県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。

第1次緊急輸送道路と2次拠点を連絡する路線を設定する。また、第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。

◇第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と3次拠点を連絡する路線を設定する。



(3) 緊急輸送道路ネットワーク計画の留意点

ネットワークの設定に際しては、以下の事項に留意した。

①対象路線について

◇対象路線は、高規格幹線道路、一般国道、県道をはじめ、農林道及び市町村道を含めた県内の全ての道路とする。このうち、高規格幹線道路、一般国道及び主要な県道（中山間地域の東西道路、生活圏中心都市へのアクセス道路等）は、原則として緊急輸送道路に設定する。

《例》 ・山陰自動車道、浜田自動車道
 ・一般国道 9 号、一般国道 54 号 等

◇一般国道でも著しく狭隘な区間が存在し大型車の通行が出来ない路線、あるいは年間を通しての通行が出来ない路線については、緊急輸送道路から除外する。

《例》 ・一般国道 488 号 広島県境部 等

◇新設路線については概ね 5～10 年以内に供用予定の道路を対象とする。

《例》 ・一般国道 9 号 仁摩温泉津道路
 ・一般国道 9 号 益田道路
 ・一般国道 485 号 松江第五大橋道路 等

◇道路法上の道路以外の道路（河川管理用道路、臨港道路等）についても必要に応じて計画に含める。

《例》 ・ 浜田港臨港道路（浜田港へのアクセス路） 等

②緊急輸送道路がネットワークとして機能を果たすための配慮

◇原則として第1次及び第2次緊急輸送道路は、他の第2次以上の緊急輸送道路と接続するよう配慮する。

◇第1次緊急輸送道路としては、主に高規格幹線道路、一般国道等でそのネットワークを形成する。

- ・東西については鳥取県、山口県との県庁所在地を結ぶ国道9号、南北については広島県との県庁所在地を結ぶ国道54号及び、隣接する広域市町村圏の中心都市・生活圏中心都市を結ぶ高規格幹線道路や一般国道等で広域的なネットワークを形成する。

◇各防災拠点へは、原則として2方向以上からのアクセス道路を設定し、第1次緊急輸送道路で囲まれたエリア内についても、県道を中心とした第2次緊急輸送道路で、『第1次緊急輸送道路～各防災拠点～第1次緊急輸送道路』というネットワークを形成する。

③多重性・代替性の確保（第1次、第2次緊急輸送道路について）

◇第1次及び第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化・代替性（迂回路や他の交通機関）を確保したネットワークとなるように配慮する。

- ・島根県の東西を連絡する路線として、国道9号・山陰道の他、（主）川本波多線、（主）弥栄旭インター線をはじめとした中山間地域の東西道路を設定。
- ・宍道湖・中海をはさんで国道9号・山陰道及び国道431号の3本の第1次緊急輸送道路を設定し、多重性を確保。
- ・半島部、海岸部、隠岐については、主要な港湾（漁港）へのアクセス道路を第1次あるいは第2次の緊急輸送道路に設定し、陸路だけでなく海路によるネットワークも考慮。
- ・空港については第1次緊急輸送道路で結ぶ。また、隠岐島前3町村に対してはヘリポートを第2次緊急輸送道路で結ぶことにより代替性を確保したネットワークとする。
- ・山陰道ICと国道9号を結ぶ路線を第1次、その他の高速道路ICと最寄りの緊急輸送道路を結ぶ路線を第2次の緊急輸送道路に設定し、高規格幹線道路と一般道のネットワークを確保する。

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

◇大規模構造物（長大橋）が存在する路線・区間に対しては、迂回路を設定。

《例》 ・国道9号出雲バイパスからさで大橋に対しては、国道9号神立橋及び（一）
斐川出雲大社線北神立橋を代替路線として設定 等

◇都市部では沿道建築物の倒壊等により、緊急輸送道路の交通機能が確保出来なくなることが予想されるため、多車線の路線を原則として選定する。また、多重性の確保の面から出来るだけ網状の路線配置になるように配慮する。

④単路線の孤立町村の解消

◇ 単路線の孤立町村（市町村合併前の旧町村）が存在しないように、町村役場と第1次緊急輸送道路とを結ぶ路線（第2次緊急輸送道路）は、原則として2方向以上について設定する。（図3-1 緊急輸送道路ネットワーク模式図 参照）

《例》 ・旧島根町の場合：（主）松江島根線→国道431号
（主）松江鹿島美保関線→国道485号（431号）
・旧広瀬町の場合：国道432号→国道9号
（主）安来木次線→国道9号
・旧弥栄村の場合：（主）弥栄旭インター線→国道186号
（一）長安野坂線・（主）浜田美都線→国道9号 等

⑤その他脆弱区間等への対応

◇ 市町村道、農林道等が県道の脆弱区間の迂回路となっているところでは、市町村道、農林道等を緊急輸送道路に設定する。

《例》 ・（主）浜田作木線 羽須美村～瑞穂町（一部、広域農道を経由）
・（一）柿木津和野停車場線 吉賀町～津和野町（一部、町道を経由） 等

(4) 緊急輸送道路ネットワーク計画

表Ⅲ-3 緊急輸送道路ネットワーク計画等総括表（供用中路線）（平成20年4月1日現在）

機能区分	道路種別	路線数	道路延長
第1次	高速自動車国道	4	89.7km
	その他有料道路	2	33.1km
	一般国道（指定区間）	3	340.8km
	一般国道（指定外区間）	9	366.7km
	主要地方道	15	121.7km
	一般県道	25	42.4km
	市町村道	14	14.8km
	その他道路（臨港道路・農道等）	4	4.3km
	小計	76	1013.5km
第2次	高速自動車国道	0	0km
	その他有料道路	0	0km
	一般国道（指定区間）	0	0km
	一般国道（指定外区間）	5	138.3km
	主要地方道	34	452.0km
	一般県道	37	126.7km
	市町村道	57	64.0km
	その他道路（臨港道路・農道等）	11	17.2km
	小計	144	798.2km
第3次	高速自動車国道	0	0km
	その他有料道路	0	0km
	一般国道（指定区間）	0	0km
	一般国道（指定外区間）	1	0.2km
	主要地方道	7	42.2km
	一般県道	8	15.0km
	市町村道	24	18.3km
	その他道路（臨港道路・農道等）	0	0km
	小計	40	75.7km
合計（第1次、第2次、第3次）		231	1887.4km

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

表Ⅲ-4 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表（平成20年4月1日現在）

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第1次	高速自動車国道	山陰自動車道	20.3	松江玉造IC～斐川IC	
第1次	高速自動車国道	中国自動車道	22.4	全線	
第1次	高速自動車国道	浜田自動車道	36.4	全線	
第1次	高速自動車国道	松江自動車道	10.6	宍道JCT～三刀屋木次IC	
第1次	一般有料道路	国道9号 江津道路	14.5	全線	
第1次	一般有料道路	国道9号 安来道路	18.6	全線	
第1次	国道(指定)	国道9号 松江道路	11.0	全線	
第1次	国道(指定)	国道9号 出雲バイパス	8.7	全線	
第1次	国道(指定)	国道9号 江津バイパス	2.9	全線	
第1次	国道(指定)	国道9号 浜田道路	6.8	全線	
第1次	国道(指定)	国道9号 益田道路	3.3	高津IC(仮)～国道9号交点	
第1次	国道(指定)	国道9号	228.6	全線	
第1次	国道(指定)	国道54号	64.5	全線	
第1次	国道(指定)	国道191号	15.0	全線	
第1次	国道(指外)	国道186号	28.4	全線	
第1次	国道(指外)	国道187号	37.5	全線	
第1次	国道(指外)	国道191号	41.9	全線	
第1次	国道(指外)	国道261号	54.3	全線	
第1次	国道(指外)	国道314号	48.5	全線	
第1次	国道(指外)	国道375号	43.1	全線	
第1次	国道(指外)	国道431号	33.1	(一)矢尾今市線交点～(一)本庄福富松江線交点	
第1次	国道(指外)	国道431号	21.8	国道485号交点～県境	
第1次	国道(指外)	国道432号	48.7	県境～(主)安来木次線交点	
第1次	国道(指外)	国道485号	2.7	七類港～国道431号交点	
第1次	国道(指外)	国道485号	2.4	国道431号交点～国道9号交点	
第1次	国道(指外)	国道485号	4.2	(町)中町中条線交点～ 西郷港本港臨港道路・第二臨港道路交点	
第1次	主要地方道	松江島根線	3.1	国道9号松江道路交点～国道431号交点	
第1次	主要地方道	斐川一畑大社線	5.3	(一)出雲空港線交点～国道431号	
第1次	主要地方道	松江木次線	20.9	国道9号交点～(主)玉湯吾妻山線交点	
第1次	主要地方道	玉湯吾妻山線	17.1	(主)松江木次線交点～国道314号交点	
第1次	主要地方道	出雲三刀屋線	15.9	全線	
第1次	主要地方道	仁摩邑南線	19.6	(主)大田桜江線交点～(主)川本波多線交点	
第1次	主要地方道	益田停車場線	0.4	国道9号交点～益田澄川線交点	
第1次	主要地方道	松江鹿島美保関線	1.5	国道9号交点～(一)本庄福富松江線交点	
第1次	主要地方道	川本波多線	3.8	(主)仁摩邑南線交点～国道261号交点	
第1次	主要地方道	隠岐空港線	5.7	全線	
第1次	主要地方道	安来木次線	11.2	国道9号交点～国道432号交点	
第1次	主要地方道	安来木次線	2.2	国道54号交点～雲南市役所	
第1次	主要地方道	安来木次線 切川バイパス	1.5	(主)安来木次線交点～(一)安来インター線交点	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第1次	主要地方道	大田桜江線	8.8	国道375号交点～(主)仁摩邑南線交点	
第1次	主要地方道	西郷布施線	0.3	国道485号交点～(町)中町中条線交点	
第1次	主要地方道	益田澄川線	0.7	(主)益田停車場線交点～(市)あけぼの有明線交点	
第1次	主要地方道	宍道インター線	3.5	全線	
第1次	一般県道	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点	
第1次	一般県道	斐川上島線	3.0	斐川IC～国道9号交点	
第1次	一般県道	木次直江停車場線	2.1	国道9号交点～町道610号交点	
第1次	一般県道	西浜田停車場線	0.3	(一)浜田商港線交点～(一)浜田商港線交点	
第1次	一般県道	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	(市)北松江停車場線恵曇線交点～ (主)松江鹿島美保関線交点	
第1次	一般県道	馬潟港線	1.6	(一)東出雲馬潟港線交点～国道9号交点	
第1次	一般県道	浜田商港線	1.3	国道9号交点～(一)西浜田停車場線交点	
第1次	一般県道	浜田商港線	1.2	西浜田停車場線交点～福井臨港1号線交点	
第1次	一般県道	出雲空港線	3.9	全線	
第1次	一般県道	浜田リゾート線	2.6	国道9号交点～浜田東IC	
第1次	一般県道	蟠竜湖線	0.1	(一)石見空港線交点～国道191号交点	
第1次	一般県道	布部安来線	0.6	(一)安来インター線交点～国道9号交点	
第1次	一般県道	本庄福富松江線	0.9	(主)松江鹿島美保関線交点～国道485号交点	
第1次	一般県道	本庄福富松江線	3.0	(一)美保関八束松江線交点～(市)允ノ下百歩線交点	
第1次	一般県道	浜乃木湯町線	0.2	国道9号松江道路側道交点～島根消防学校	
第1次	一般県道	稗原木次線	0.7	(主)安来木次線～国道314号交点	
第1次	一般県道	遙岨今市線	0.5	国道9号交点～(一)矢尾今市線交点	
第1次	一般県道	矢尾今市線	2.7	全線	
第1次	一般県道	下府江津線	1.4	国道9号交点～江津西IC	
第1次	一般県道	石見空港線	1.2	全線	
第1次	一般県道	江津インター線	0.5	全線	
第1次	一般県道	石見空港飯田線	2.2	全線	
第1次	一般県道	三刀屋木次インター線	1.5	全線	
第1次	一般県道	久城インター線	1.7	国道191号交点～(市)中吉田久城線交点	
第1次	一般県道	安来インター線	4.0	(主)安来木次線交点～(一)布部安来線交点	
第1次	一般県道	出雲空港宍道線	1.0	全線	
第1次	一般県道	美保関八束松江線	3.2	境港臨港道路江島幹線交点～本庄福富松江線交点	
第1次	松江市道	北松江停車場恵曇線	0.5	国道431号交点～(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点	
第1次	松江市道	允ノ下百歩線	0.4	(一)本庄福富松江線交点～八幡西尾線交点	
第1次	松江市道	八幡西尾線	1.0	(一)馬潟港線交点～(市)允ノ下百歩線交点	
第1次	斐川町道	610号線	2.4	(一)斐川上島線交点～(一)木次直江停車場線交点	
第1次	浜田市道	浜田468号線	0.6	(市)大学線交点～(市)清水野原線交点	
第1次	浜田市道	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～(市)大学線交点	
第1次	浜田市道	大学線	0.9	(市)竹迫野原線交点～(市)浜田468号線交点	
第1次	浜田市道	清水野原線	0.5	(市)浜田468号線交点～防災備蓄倉庫	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第1次	益田市道	中吉田久城線	0.9	全線	
第1次	益田市道	あけぼの有明線	0.6	(主)益田澄川線交点～国道191号交点	
第1次	隠岐の島町道	宮の前西町線	0.5	有木1号線交点～(主)西郷布施線交点	
第1次	隠岐の島町道	有木1号線	0.6	中町中条線交点～宮の前西町線交点	
第1次	隠岐の島町道	中町中条線	1.9	国道485号交点～有木1号線交点	
第1次	隠岐の島町道	西郷270号線	3.0	(主)隠岐空港線交点～広域農道岬線交点	
第1次	その他	広域農道岬線	0.8	(町)西郷270号線交点～国道485号交点	
第1次	その他	境港臨港道路江島幹線	1.3	(一)美保関八束松江線交点～鳥取県境	
第1次	その他	三隅港臨港道路1号線	1.6	国道9号交点～(一)益田種三隅線交点	
第1次	その他	福井臨港1号線	0.6	国道9号交点～(一)浜田商港線交点	
第1次	高速自動車国道	松江自動車道	-	三刀屋木次IC～県境	未供用
第1次	高速自動車国道	山陰自動車道	-	斐川IC～出雲IC(仮)	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 益田道路	-	高津IC(仮)～遠田IC(仮)	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 浜田・三隅道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 多伎・朝山道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 仁摩温泉津道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 朝山・大田道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 出雲・湖陵道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指定)	国道9号 静間・仁摩道路	-	全線	未供用
第1次	国道(指外)	国道485号 松江第五大橋道路	-	国道431号交点～国道9号松江道路交点	未供用
第1次	一般県道	出雲インター線	-	国道9号交点～出雲IC(仮)	未供用
第1次	一般県道	熱田インター線	-	全線	未供用
第1次	一般県道	久城インター線	-	(市)中吉田久城線交点～久城IC(仮)	未供用
第1次	一般県道	多伎インター線	-	国道9号交点～多伎IC(仮)	※
第1次	一般県道	池田久手停車場線	-	国道9号交点～朝山IC(仮)	※
第2次	国道(指外)	国道184号	38.9	国道9号交点～(主)川本波多線交点	
第2次	国道(指外)	国道431号	5.0	国道9号交点～(市)浜山公園線交点	
第2次	国道(指外)	国道431号	5.6	(一)斐川出雲大社線交点～(一)矢尾今市線交点	
第2次	国道(指外)	国道431号	1.7	(一)本庄富富松江線交点～国道485号交点	
第2次	国道(指外)	国道432号	21.5	国道9号交点～(主)安来木次線交点	
第2次	国道(指外)	国道485号	29.0	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点	
第2次	国道(指外)	国道485号	4.9	(一)西ノ島海士線交点～浦郷港臨港道路交点	
第2次	国道(指外)	国道488号	31.6	国道9号交点～(一)波佐匹見線交点	
第2次	主要地方道	新南陽津和野線	4.6	(一)柿木津和野停車場線交点～国道187号交点	
第2次	主要地方道	甲田作木線	5.9	村道交点～国道375号交点	
第2次	主要地方道	浜田八重可部線	30.0	(主)桜江金城線交点～瑞穂IC	
第2次	主要地方道	浜田八重可部線	0.5	(市)浜田停車場潰線交点～(市)浜田停車場潰線交点	
第2次	主要地方道	吉田邑南線	2.7	(一)高見出羽線交点～国道261号交点	
第2次	主要地方道	浜田作木線	4.2	(一)市木井原線交点～(一)皆井田江津線交点	
第2次	主要地方道	浜田作木線	10.6	(町)雪田和田線交点～(主)甲田作木線交点	
第2次	主要地方道	安来伯太日南線	22.8	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点	

※：山陰道供用時にインター線となる区間

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第2次	主要地方道	萩津和野線	14.2	全線	
第2次	主要地方道	益田阿武線	16.9	国道9号交点～県境	
第2次	主要地方道	横田多里線	0.3	国道314号線交点～横田支所	
第2次	主要地方道	津和野田万川線	16.6	(主)萩津和野線交点～川登柏原農道交点	
第2次	主要地方道	松江島根線	11.8	国道431号交点～(主)松江鹿島美保関線交点	
第2次	主要地方道	松江停車場線	0.5	全線	
第2次	主要地方道	松江木次線	6.6	(主)玉湯吾妻山線交点～国道54号交点	
第2次	主要地方道	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点	
第2次	主要地方道	出雲市停車場線	0.7	全線	
第2次	主要地方道	出雲大社線	5.1	全線	
第2次	主要地方道	仁摩邑南線	6.1	国道9号交点～(主)大田桜江線交点	
第2次	主要地方道	温泉津川本線	21.5	全線	
第2次	主要地方道	浜田港線	1.2	浜田漁港臨港道路交点～国道9号交点	
第2次	主要地方道	浜田美都線	32.9	全線	
第2次	主要地方道	松江鹿島美保関線	9.6	(市)北松江停車場恵曇線交点～恵曇漁港	
第2次	主要地方道	松江鹿島美保関線	21.4	(主)松江島根線交点～国道485号交点	
第2次	主要地方道	掛合上阿井線	8.4	国道54号交点～(市)梅木曾木線交点	
第2次	主要地方道	湖陵掛合線	8.8	国道9号交点～国道184号交点	
第2次	主要地方道	湖陵掛合線	13.8	国道184号交点～国道54号交点	
第2次	主要地方道	川本波多線	38.8	(主)仁摩邑南線交点～国道54号交点	
第2次	主要地方道	桜江金城線	3.6	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点	
第2次	主要地方道	桜江金城線	9.9	国道261号交点～(一)桜江旭インター線交点	
第2次	主要地方道	吉賀匹見線	33.7	全線	
第2次	主要地方道	西郷都万郡線	34.8	全線	
第2次	主要地方道	西郷布施線	18.3	西郷港本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点	
第2次	主要地方道	三隅美都線	1.1	国道9号交点～(市)田原向野田郷線交点	
第2次	主要地方道	田所国府線	0.6	(一)桜江旭インター線交点～(一)桜江旭インター線交点	
第2次	主要地方道	弥栄旭インター線	9.4	(一)長安野坂線交点～国道186号交点	
第2次	主要地方道	弥栄旭インター線	5.4	国道186号交点～(市)柚根旭線交点	
第2次	主要地方道	弥栄旭インター線	0.1	(市)坂本小国線交点～(主)浜田八重可部線交点	
第2次	主要地方道	弥栄旭インター線	0.5	(主)浜田八重可部線交点～旭IC	
第2次	主要地方道	大東東出雲線	5.6	八雲支所～国道9号交点	
第2次	主要地方道	益田澄川線	0.8	(市)あけぼの有明線交点～(市)益田公園徳原線交点	
第2次	主要地方道	邑南飯南線	0.3	(一)美郷飯南線交点～国道54号交点	
第2次	主要地方道	邑南飯南線	9.7	(町)古市塩谷線交点～国道375号交点	
第2次	一般県道	松江七類港線	1.7	全線	
第2次	一般県道	斐川出雲大社線	0.8	(市)神門中筋線交点～国道431号交点	
第2次	一般県道	斐川出雲大社線	7.1	(一)十六島直江停車場線交点～(一)矢尾今市線交点	
第2次	一般県道	大社立久恵線	3.4	(市)浜山公園線交点～(市)高松294号線交点	
第2次	一般県道	美郷飯南線	0.7	(町)古市塩谷線交点～(主)邑南飯南線交点	
第2次	一般県道	益田種三隅線	0.1	国道9号交点～(市)宮ヶ迫釜屋線交点	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第2次	一般県道	和江港大田市停車場線	3.2	国道9号交点～和江漁港	
第2次	一般県道	和江港大田市停車場線	0.4	国道9号交点～(市)鳴沢大滝線交点	
第2次	一般県道	平田荘原線	4.9	国道431号交点～(一)出雲空港線交点	
第2次	一般県道	西出雲停車場線	0.3	全線	
第2次	一般県道	浜田停車場線	0.7	国道9号交点～(市)浜田停車場潰線交点	
第2次	一般県道	柿木津和野停車場線	2.5	(主)新南陽津和野線交点～(町)唐人屋線交点	
第2次	一般県道	柿木津和野停車場線	3.5	(町)唐人屋線交点～国道9号交点	
第2次	一般県道	浜田商港線	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市)浜田361号線交点	
第2次	一般県道	鱒淵寺線	5.0	(主)斐川一畑大社線交点～(一)十六島直江停車場線交点	
第2次	一般県道	宍道湖公園線	0.6	全線	
第2次	一般県道	蟠竜湖線	0.4	(一)蟠竜湖高津線交点～(一)石見空港線交点	
第2次	一般県道	蟠竜湖高津線	1.9	全線	
第2次	一般県道	草野横田線	10.7	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点	
第2次	一般県道	大根島線	0.3	(一)美保関八束松江線交点～(市)入江56号線交点	
第2次	一般県道	本庄福富松江線	4.3	(市)朝酌上宇部尾線交点～国道485号交点	
第2次	一般県道	浜乃木湯町線	3.1	国道9号松江道路側道交点～国道9号交点	
第2次	一般県道	吉田奥出雲線	3.8	(市)梅木曾木線交点～(市)深野線交点	
第2次	一般県道	稗原木次線	1.0	国道314号交点～国道54号交点	
第2次	一般県道	吉田頓原線	0.3	国道54号交点～(町)頓原市街地線交点	
第2次	一般県道	十六島直江停車場線	1.1	(一)鱒淵寺線交点～国道431号交点	
第2次	一般県道	十六島直江停車場線	1.1	(一)斐川出雲大社線交点～国道9号交点	
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	1.4	(一)出雲インター線交点～(一)西出雲停車場線交点	
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	4.4	(一)西出雲停車場線交点～(市)南本町線交点	
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	1.7	(市)南本町線交点～(市)今市川跡日下線交点	
第2次	一般県道	池田久手停車場線	1.3	国道9号交点～(一)静間久手停車場線交点	
第2次	一般県道	高見出羽線	1.7	(町)石堂線交点～(主)吉田邑南線交点	
第2次	一般県道	皆井田江津線	1.6	(主)浜田作木線交点～国道261号交点	
第2次	一般県道	長安野坂線	4.1	全線	
第2次	一般県道	波佐匹見線	12.1	国道191号交点～国道488号交点	
第2次	一般県道	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点	
第2次	一般県道	中村津戸港線	11.1	国道485号交点～国道485号交点	
第2次	一般県道	海士島線	3.0	海士町役場～菱浦漁港	
第2次	一般県道	知夫島線	1.3	来居2号臨港道路交点～知夫港臨港道路交点	
第2次	一般県道	知夫島線	1.7	知夫港臨港道路交点～知夫村ヘリポート	
第2次	一般県道	市木井原線	7.4	全線	
第2次	一般県道	桜江旭インター線	5.2	全線	
第2次	一般県道	出雲インター線	1.2	国道9号交点～(一)多伎江南出雲線交点	
第2次	一般県道	美保関八束松江線	4.0	国道431号交点～境港臨港道路江島幹線交点	
第2次	松江市道	一矢線	1.3	(主)松江鹿島美保関線交点～一矢谷隧道交点	
第2次	松江市道	平成乃白線	0.5	(市)平成1号線交点～(主)松江木次線交点	
第2次	松江市道	入江江島線	4.7	(市)入江56号線交点～(市)馬渡堤防道路交点	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第2次	松江市道	入江江島線	0.1	(市)馬渡堤防道路交点～(一)美保関八束松江線交点	
第2次	松江市道	入江56号線	0.1	(一)大根島線交点～(市)入江江島線交点	
第2次	松江市道	馬渡堤防道路	0.5	(市)入江江島線交点～(市)入江江島線交点	
第2次	松江市道	朝酌上宇部尾線	0.8	(市)八幡西尾線交点～(一)本庄福富松江線交点	
第2次	松江市道	菅田比津線	2.0	(主)松江鹿島美保関線交点～国道431号交点	
第2次	松江市道	東津田鼻曲線	2.2	全線	
第2次	松江市道	松江駅東通阿弥陀線	0.6	全線	
第2次	松江市道	嫁島公園線	2.6	全線	
第2次	松江市道	北松江停車場恵曇線	1.5	(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点 ～(主)松江鹿島美保関線交点	
第2次	松江市道	八幡西尾線	2.2	(市)允ノ下百歩線交点～(市)朝酌上宇部尾線交点	
第2次	松江市道	平成1号線	0.6	(市)嫁島公園線交点～日本通運付近	
第2次	東出雲町道	中灘五反田線	0.3	国道9号交点～東出雲町役場	
第2次	雲南市道	加茂中央1号線	0.2	国道54号線交点～(市)役場前線交点	
第2次	雲南市道	深野線	0.6	国道314号交点～(一)吉田奥出雲線交点	
第2次	雲南市道	梅木曾木線	4.7	全線	
第2次	飯南町道	古市塩谷線	1.0	全線	
第2次	飯南町道	頓原市街地線	0.4	(一)吉田頓原線交点～頓原庁舎付近	
第2次	奥出雲町道	滝坂線	0.7	(主)玉湯吾妻山線交点～国道432号交点	
第2次	出雲市道	浜山公園線	1.9	国道431号交点～浜山公園園路～(主)出雲大社線交点	
第2次	出雲市道	神門中筋線	1.1	(市)浜山公園線交点～(一)斐川出雲大社線交点	
第2次	出雲市道	今市川跡日下線	0.6	(一)多伎江南出雲線交点～国道9号出雲バイパス交点	
第2次	出雲市道	有原東町線	1.7	国道184号交点～(一)多伎江南出雲線交点	
第2次	出雲市道	植松浜線	1.0	(市)松寄下浜線交点～(一)大社立久恵線交点	
第2次	出雲市道	高松294号線	0.8	国道9号出雲バイパス交点～(一)大社立久恵線交点	
第2次	出雲市道	松寄下浜線	0.5	(主)出雲大社線交点～(市)植松浜線交点	
第2次	出雲市道	塩冶285号線	0.3	(一)多伎江南出雲線交点～(市)塩冶291号線交点	
第2次	出雲市道	塩冶291号線	0.5	(市)塩冶285号線交点～(市)大津上塩冶線交点	
第2次	出雲市道	大津上塩冶線	0.9	(市)塩冶291号線交点～(市)今市菅沢線交点	
第2次	出雲市道	今市菅沢線	0.2	(市)大津上塩冶線交点～出雲ガス新社屋付近	
第2次	出雲市道	南本町線	0.8	全線	
第2次	斐川町道	4号線	2.0	(一)木次直江停車場線交点～斐川公園入口	
第2次	邑南町道	淀田淀原線	0.2	全線	
第2次	邑南町道	石堂線	2.6	旧瑞穂・羽須美境～(一)高見出羽線交点	
第2次	邑南町道	雪田和田線	3.4	(主)浜田作木線交点～旧瑞穂・羽須美境	
第2次	大田市道	鳴滝大沢線	1.0	全線	
第2次	浜田市道	田原向野田郷線	0.2	全線	
第2次	浜田市道	浜田361号線	0.2	国道9号交点～(一)浜田商港線交点	
第2次	浜田市道	今福旧県道線	0.2	(主)浜田八重可部線交点～(市)今福有福線交点	
第2次	浜田市道	今福有福線	0.5	(市)今福旧県道線交点～(市)側道今福上り線交点	
第2次	浜田市道	側道今福下り線	0.3	(市)今福有福線交点～金城スマートIC	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

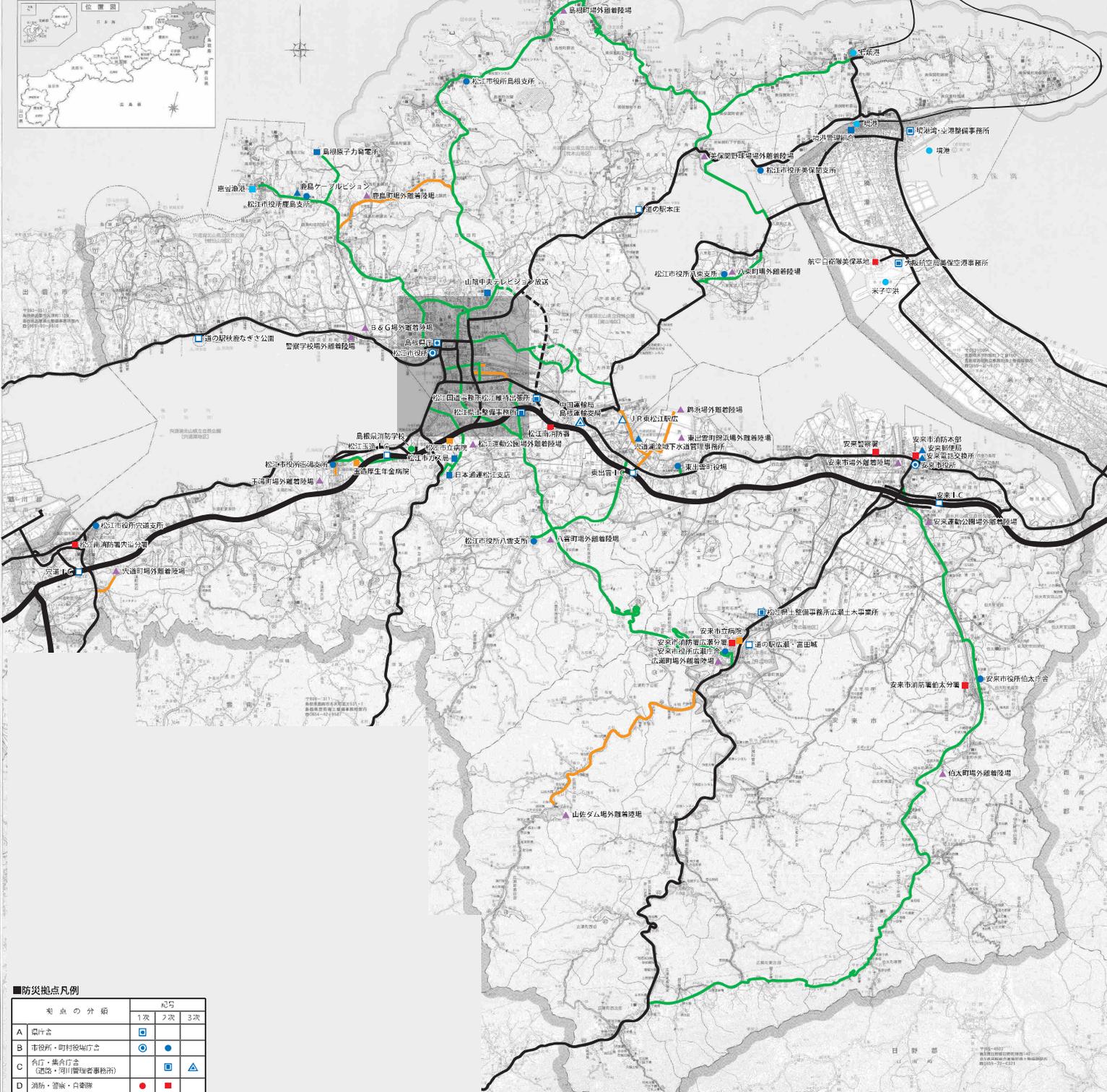
区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第2次	浜田市道	側道今福上り線	0.2	(市)今福有福線交点～金城スマートIC	
第2次	浜田市道	宮ヶ迫釜屋線	1.4	(一)益田種三隅線交点～中国電力三隅火力発電所	
第2次	浜田市道	浜田停車場潰線	0.3	(一)浜田停車場線交点～(主)浜田八重可部線交点	
第2次	浜田市道	浜田停車場潰線	0.2	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点	
第2次	浜田市道	浜田停車場長沢線	0.8	全線	
第2次	浜田市道	坂本小国線	2.6	全線	
第2次	浜田市道	柚根旭線	2.6	全線	
第2次	浜田市道	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター(新)前	
第2次	益田市道	久原三谷線	0.1	国道191号交点～(市)都茂山料線交点	
第2次	益田市道	益田運動公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主)益田澄川線交点	
第2次	津和野町道	日原青原1号線	0.6	(町)日原市街線交点～国道187号交点	
第2次	津和野町道	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町)日原青原1号線交点	
第2次	津和野町道	唐人屋線	1.7	全線	
第2次	吉賀町道	唐人屋線	3.1	全線	
第2次	海士町道	宇受賀線	0.2	(一)海士島線交点～新開1号線交点	
第2次	海士町道	あいらんど1号線	0.5	新開1号線交点～ヘリポート入口	
第2次	その他	浜山公園園路	0.6	(市)浜山公園線交点～(市)浜山公園線交点	
第2次	その他	江津港臨港道路	2.0	国道9号交点～国道9号交点	
第2次	その他	浜田漁港臨港道路	1.5	国道9号交点～(主)浜田港線交点	
第2次	その他	川登柏原農道	7.9	(主)益田阿武線交点～(主)津和野田万川線交点	
第2次	その他	新開1号線	0.3	(町)宇受賀線交点～(町)あいらんど1号線交点	
第2次	その他	海士港臨港道路	0.9	菱浦港臨港道路交点～海士港	
第2次	その他	菱浦漁港臨港道路	0.8	(一)海士島線交点～海士港臨港道路交点	
第2次	その他	来居2号臨港道路	0.4	(一)知夫島線交点～来居港	
第2次	その他	西郷港本港臨港道路・第二臨港道路	1.3	国道485号交点～(主)西郷布施線交点	
第2次	その他	知夫漁港臨港道路	0.8	知夫島線交点～知夫島線交点	
第2次	その他	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～西ノ島町役場前	
第2次	主要地方道	松江島根線	-	西川津工区	未供用
第2次	一般県道	本庄福富松江線	-	西尾工区	未供用
第2次	一般県道	吉田掛合インター線	-	(主)掛合上阿井線交点～吉田掛合IC	未供用
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	-	(都)今市古志線	未供用
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	-	下古志工区	未供用
第2次	一般県道	出雲インター線	-	出雲IC(仮)～(一)大社立久恵線	未供用
第3次	国道(指外)	国道431号	0.2	(市)浜山公園線交点～(主)大社日御碕線交点	
第3次	主要地方道	鹿野吉賀線	3.2	国道187号交点～朝倉場外離着陸場付近	
第3次	主要地方道	玉湯吾妻山線	0.6	国道9号交点～市道交点(玉湯町民球場入口)	
第3次	主要地方道	玉湯吾妻山線	2.6	(主)松江木次線交点～大東北場外離着陸場 付近	
第3次	主要地方道	大社日御碕線	0.5	国道431号交点～出雲市道交点 (下水道管理事務所付近)	
第3次	主要地方道	三瓶山公園線	19.0	(市)山崎大正線西交点～(主)川本波多線交点	
第3次	主要地方道	三瓶山公園線	0.6	国道9号交点～(一)和江港大田市停車場線交点	

Ⅲ. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

区分	道路種別	路線名	延長	区間	備考
第3次	主要地方道	川本波多線(旧道)	0.2	国道375号交点～(町)上川戸粕渕線交点	
第3次	主要地方道	安来木次線	9.6	国道432号交点～山佐ダム場外離着陸場	
第3次	主要地方道	安来木次線	5.6	(主)玉湯吾妻山線交点～大東南場外離着陸場 付近	
第3次	主要地方道	邑南飯南線	0.2	(一)邑南美郷線交点～国道375号交点	
第3次	一般県道	東出雲馬潟港線	2.7	国道9号交点～(一)馬潟港線交点	
第3次	一般県道	出雲平田線	1.8	国道9号出雲バイパス交点～斐伊川場外離着陸場	
第3次	一般県道	斐川出雲大社線	1.1	矢尾今市線交点～出雲市道交点 (出雲ドーム場外離着陸場付近)	
第3次	一般県道	和江港大田市停車場線	0.2	(市)鳴沢大滝線交点～(主)三瓶山公園線交点	
第3次	一般県道	講武古江線	5.5	(主)松江鹿島美保関線交点～(主)松江島根線交点	
第3次	一般県道	稗原木次線	1.3	国道54号交点～三刀屋町場外離着陸場付近	
第3次	一般県道	波根久手線	0.8	(一)池田久手停車場線交点～ヘリポート	
第3次	一般県道	邑南美郷線	1.5	(主)邑南飯南線交点～ヘリポート	
第3次	松江市道	大森上来待線	1.0	国道54号交点～宍道運動公園	
第3次	松江市道	大橋川東津田線	0.3	(市)松江駅東通阿弥陀線交点～(市)東朝日町中央線交点	
第3次	松江市道	大正町西津田線	1.3	国道9号交点～国道485号交点	
第3次	東出雲町道	出雲郷・東灘線	0.2	(一)東出雲馬潟港線交点～錦浜橋	
第3次	東出雲町道	工業団地2号幹線	0.1	錦浜橋～(町)工業団地1号幹線交点	
第3次	東出雲町道	工業団地1号幹線	0.3	(町)工業団地2号幹線交点～(町)錦浜1号幹線交点	
第3次	東出雲町道	錦浜1号幹線	1.6	(町)工業団地1号幹線交点～錦浜外離着陸場	
第3次	雲南市道	三代線	1.2	国道54号線交点～加茂町運動公園	
第3次	出雲市道	中ノ島環状線	0.4	国道431号交点～(市)大倉中ノ島線交点	
第3次	出雲市道	大倉中ノ島線	0.2	(市)中ノ島環状線交点～(市)東平田明川線交点	
第3次	出雲市道	東平田明川線	0.3	(市)大倉中ノ島線交点～平田場外離着陸場	
第3次	出雲市道	沖ノ島幹線	0.8	国道431号交点～宍道湖公園	
第3次	斐川町道	1003号線	2.0	(町)610号線交点～斐川牧場場外離着陸場	
第3次	奥出雲町道	川西五反田線	3.6	国道314号線交点～横田公園場外離着陸場	
第3次	美郷町道	上川戸粕渕線	0.8	(主)川本波多線(旧道)交点～邑智中学校入口付近	
第3次	大田市道	鳴滝諏訪線	0.4	全線	
第3次	大田市道	山崎大正東線	0.3	全線	
第3次	大田市道	雪見宮崎線	0.1	(市)山崎大正東線交点～国道375号交点	
第3次	大田市道	温泉津港線	2.7	国道9号交点～総合体育館前	
第3次	大田市道	山崎大正西線	0.2	(主)三瓶山公園線交点～(市)鳴滝大沢線交点	
第3次	浜田市道	岡崎線	0.2	国道9号交点～(市)日野原岡崎線交点	
第3次	浜田市道	日野原岡崎線	0.1	(市)岡崎線交点～(市)日野原堤防1号線交点	
第3次	浜田市道	日野原堤防1号線	0.3	(市)日野原岡崎線交点～(市)古湊向野田線交点	
第3次	浜田市道	古湊向野田線	0.1	(市)日野原堤防1号線交点～運動公園入口	

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)

島根県松江県土整備事務所
〒692-0011 島根県松江市東津田町1741-1
電話0852-32-5719
島根県松江県土整備事務所 広瀬土木事務所
〒692-0240 島根県安来市広瀬町石原357-1
電話0854-32-2031



■防災拠点凡例

拠点名の分類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	□	□	□
B 市役所・町役場庁舎	●	●	●
C 庁庁・集会所 (消防・河川管理事務所)	□	□	△
D 消防・警察・自衛隊	●	■	■
E 空港・港湾	●	●	●
F ヘリポート	■	■	■
G 鉄道駅(新広場・道の駅・[等])	□	□	△
H 広域防災拠点	●	●	●
I 医療機関	●	■	■
J 災害救援活動拠点	●	■	■
K その他 (ライフライン開設機関 等)	■	■	■

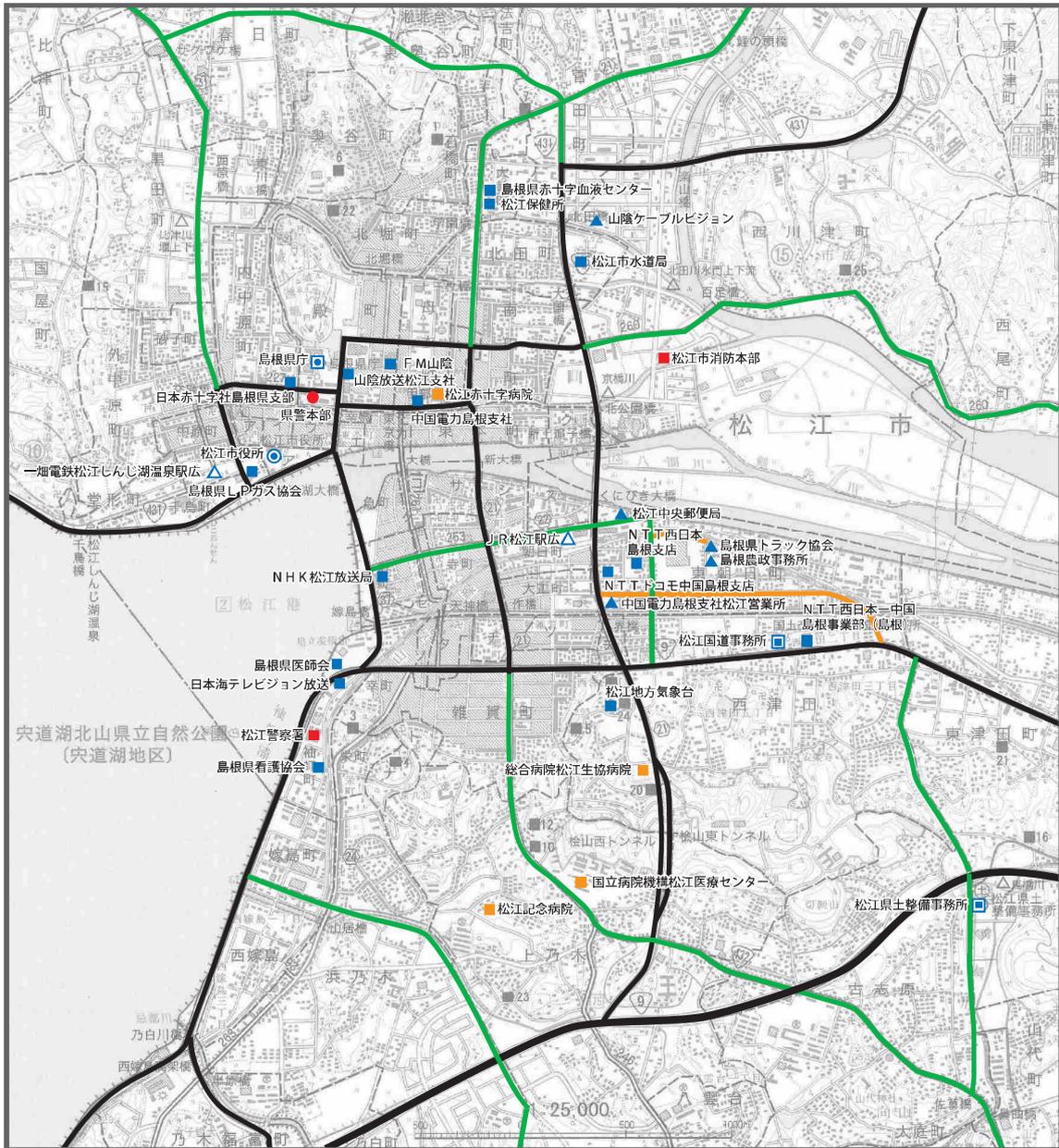
■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	都府県幹線道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	一般国道・県道

凡例

記号	名称	備考
□	県庁舎	
●	市役所・町役場庁舎	
□	庁庁・集会所 (消防・河川管理事務所)	
●	消防・警察・自衛隊	
●	空港・港湾	
■	ヘリポート	
□	鉄道駅(新広場・道の駅・[等])	
●	広域防災拠点	
●	医療機関	
●	災害救援活動拠点	
■	その他 (ライフライン開設機関 等)	
— (--- 事業中)	高規格幹線道路	
— (--- 事業中)	都府県幹線道路 (都市計画決定済区間)	
— (--- 事業中)	一般国道・県道	

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内松江市街部)



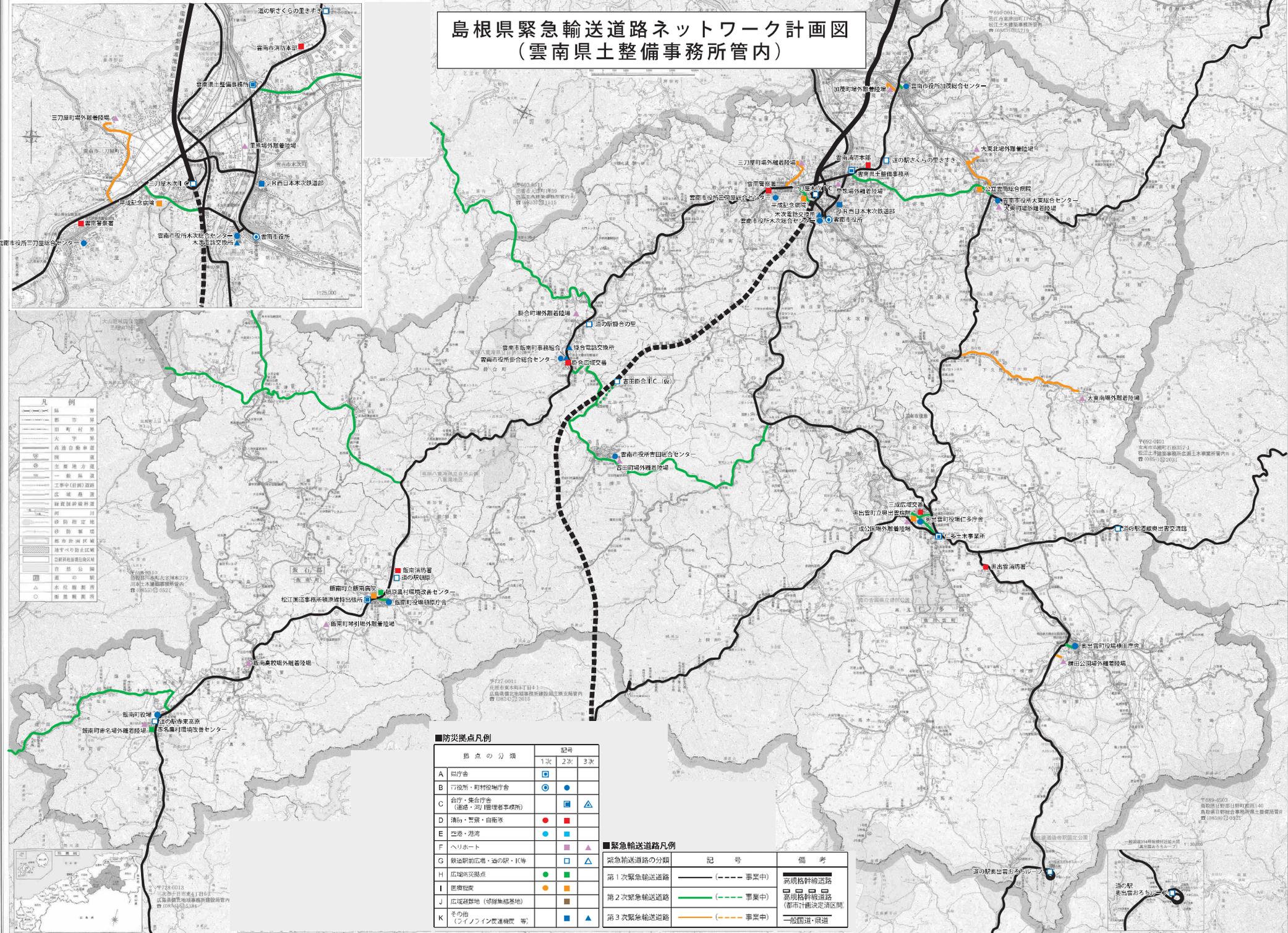
■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の種類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (----- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	—— (----- 事業中)	高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	—— (----- 事業中)	一般国道・県道

■防災拠点凡例

拠点の種類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■		
B 市役所・町村役場庁舎	●	●	
C 合庁・集合庁舎 (道路・河川管理者事務所)		■	▲
D 消防・警察・自衛隊	●	■	
E 空港・港湾	●	■	
F ヘリポート		■	▲
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等		■	▲
H 広域防災拠点	●	■	
I 医療機関	●	■	
J 災害救援活動拠点		■	
K その他 (ライフライン関連機関 等)		■	▲

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (雲南県土整備事務所管内)



凡例

県界	市界
町界	大字界
自治体界	自治体界
主要道路	一般道路
工事中心(計画)道路	未開通道路
建設中道路	建設中道路
移動指定区	移動指定区
砂防堰堤	砂防堰堤
都市計画区域	都市計画区域
河川	河川
水位観測所	水位観測所
雨量観測所	雨量観測所

■防災拠点凡例

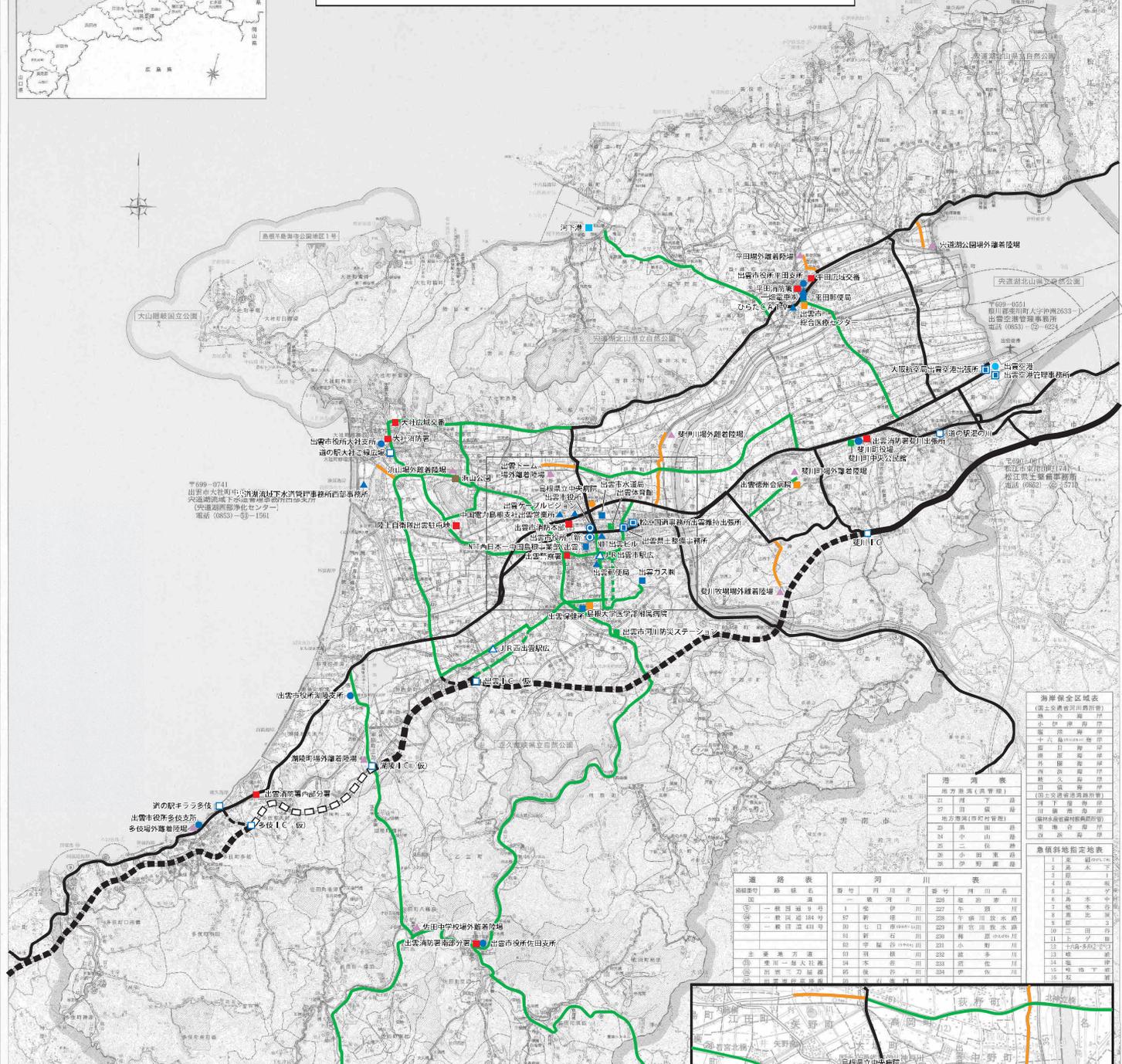
拠点の分類	記号		
	1次	2次	3次
A 消防会	□	□	□
B 庁役所・町村役場庁舎	●	●	●
C 倉庫・集合庁舎(運送・河川管理事務所)	■	■	■
D 消防・警備・自衛隊	●	■	■
E 空港・港湾	●	■	■
F ヘリポート	■	■	■
G 駅油駅前広場・道の駅・IC等	□	□	□
H 広域防災拠点	●	■	■
I 医療機関	●	■	■
J 広域避難地(避難集結基地)	■	■	■
K その他(ライオンイン複連検等)	■	■	■

■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路 都庁管轄道路 (都市計画決定済区間)
第2次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路 都庁管轄道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	一般国道・県道



島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (出雲県土整備事務所管内)

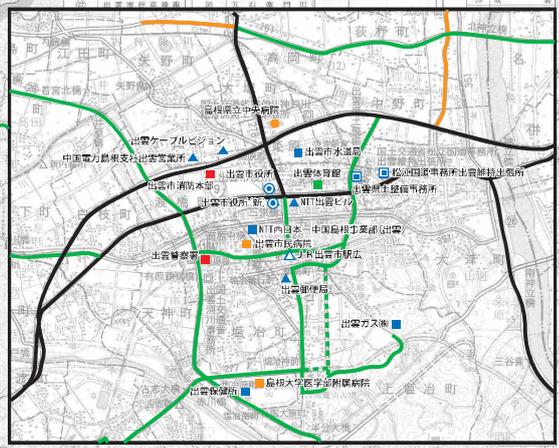


■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 庁庁舎	■	■	■
B 市役所・町村役場庁舎	■	■	■
C 倉庫・集合庁舎 (道路・河川管理者事務所)	■	■	■
D 消防・警察・自衛隊	■	■	■
E 空港・港	■	■	■
F ヘリポート	■	■	■
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等	■	■	■
H 広域防災拠点	■	■	■
I 区画整理	■	■	■
J 広域避難地 (避難集積地)	■	■	■
K その他 (ライフライン関連機関等)	■	■	■

■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	一般国道・県道



海岸保全区域表

(国土交通省河川局所管)

河川名	河川番号	河川種別
大井川	1	1級河川
大井川	2	2級河川
大井川	3	3級河川
大井川	4	4級河川
大井川	5	5級河川
大井川	6	6級河川
大井川	7	7級河川
大井川	8	8級河川
大井川	9	9級河川
大井川	10	10級河川
大井川	11	11級河川
大井川	12	12級河川
大井川	13	13級河川
大井川	14	14級河川
大井川	15	15級河川
大井川	16	16級河川
大井川	17	17級河川
大井川	18	18級河川
大井川	19	19級河川
大井川	20	20級河川

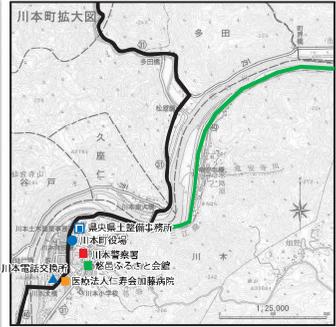
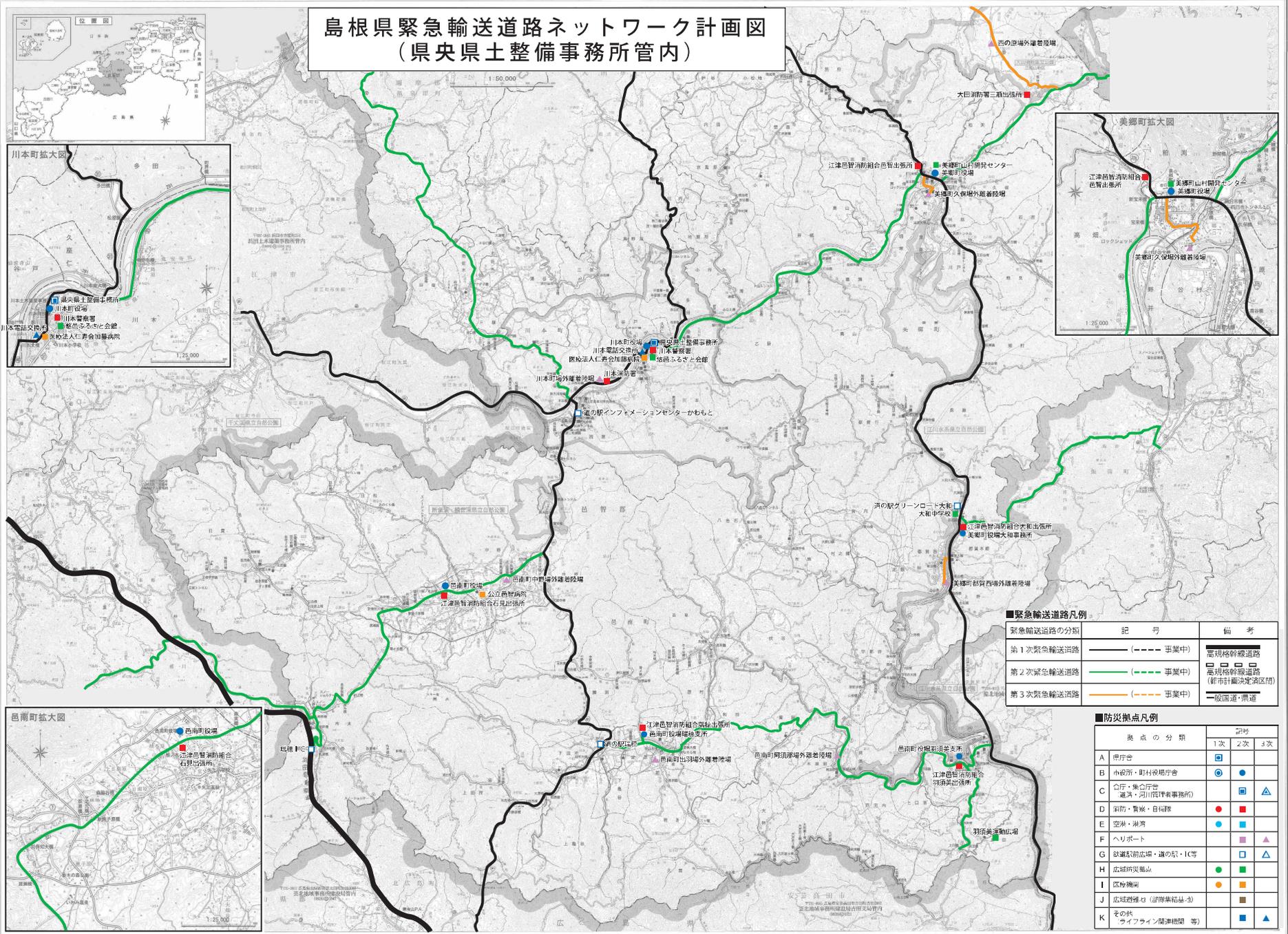
道路表

道路番号	道路名	道路種別	道路状況
1	大井川	1級河川	227年計画
2	大井川	2級河川	228年計画
3	大井川	3級河川	229年計画
4	大井川	4級河川	230年計画
5	大井川	5級河川	231年計画
6	大井川	6級河川	232年計画
7	大井川	7級河川	233年計画
8	大井川	8級河川	234年計画
9	大井川	9級河川	235年計画
10	大井川	10級河川	236年計画
11	大井川	11級河川	237年計画
12	大井川	12級河川	238年計画
13	大井川	13級河川	239年計画
14	大井川	14級河川	240年計画
15	大井川	15級河川	241年計画
16	大井川	16級河川	242年計画
17	大井川	17級河川	243年計画
18	大井川	18級河川	244年計画
19	大井川	19級河川	245年計画
20	大井川	20級河川	246年計画

急傾斜地指定地帯表

指定地帯番号	指定地帯名	指定地帯種別
1	大井川	1級河川
2	大井川	2級河川
3	大井川	3級河川
4	大井川	4級河川
5	大井川	5級河川
6	大井川	6級河川
7	大井川	7級河川
8	大井川	8級河川
9	大井川	9級河川
10	大井川	10級河川
11	大井川	11級河川
12	大井川	12級河川
13	大井川	13級河川
14	大井川	14級河川
15	大井川	15級河川
16	大井川	16級河川
17	大井川	17級河川
18	大井川	18級河川
19	大井川	19級河川
20	大井川	20級河川

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (県央県土整備事務所管内)



■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路 高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道
第3次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	

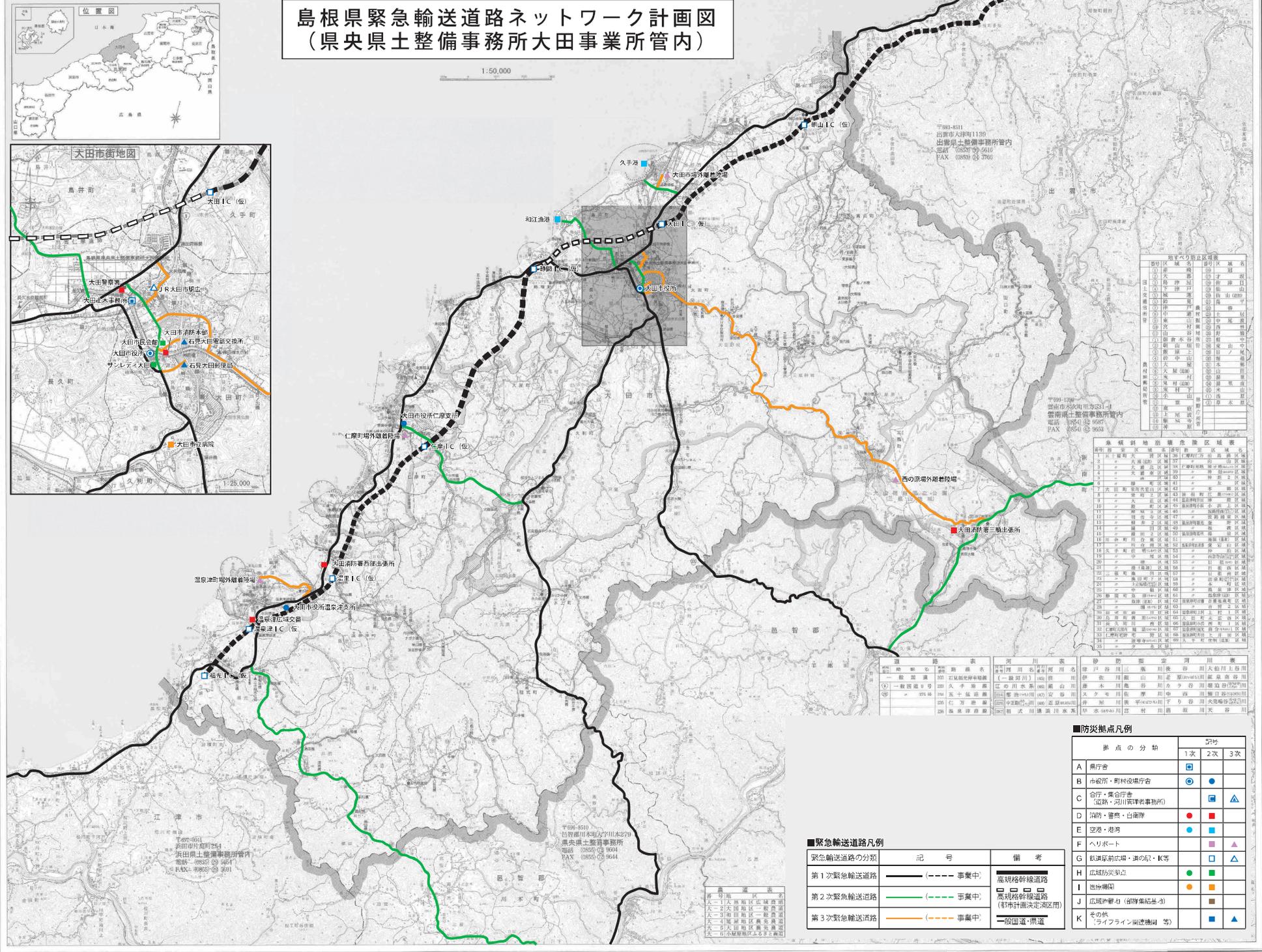
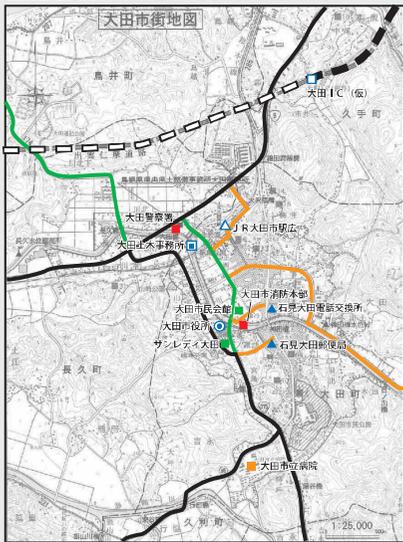
■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記号		
	1次	2次	3次
A 庁庁舎	■	■	■
B 市役所・町役場庁舎	■	■	■
C 庁庁舎・集合庁舎 連立・河川(管理事務所)	■	■	■
D 消防・警察・自衛隊	■	■	■
E 空港・港湾	■	■	■
F ヘリポート	■	■	■
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等	■	■	■
H 広域防災拠点	■	■	■
I 区庁機関	■	■	■
J 広域避難地 (避難集積地等)	■	■	■
K その他 ライフライン関連機関等	■	■	■

不詳地帯 島根県緊急輸送道路整備推進課
 〒690-0001 島根県松江市下町1-1-1
 TEL 0854-81-5111 FAX 0854-81-5116

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (県央県土整備事務所大田事業所管内)

1:50,000



市字六町町止区表

市字	町名	町名
01	大田	大田
02	大田	大田
03	大田	大田
04	大田	大田
05	大田	大田
06	大田	大田
07	大田	大田
08	大田	大田
09	大田	大田
10	大田	大田
11	大田	大田
12	大田	大田
13	大田	大田
14	大田	大田
15	大田	大田
16	大田	大田
17	大田	大田
18	大田	大田
19	大田	大田
20	大田	大田
21	大田	大田
22	大田	大田
23	大田	大田
24	大田	大田
25	大田	大田
26	大田	大田
27	大田	大田
28	大田	大田
29	大田	大田
30	大田	大田
31	大田	大田
32	大田	大田
33	大田	大田
34	大田	大田
35	大田	大田
36	大田	大田
37	大田	大田
38	大田	大田
39	大田	大田
40	大田	大田
41	大田	大田
42	大田	大田
43	大田	大田
44	大田	大田
45	大田	大田
46	大田	大田
47	大田	大田
48	大田	大田
49	大田	大田
50	大田	大田
51	大田	大田
52	大田	大田
53	大田	大田
54	大田	大田
55	大田	大田
56	大田	大田
57	大田	大田
58	大田	大田
59	大田	大田
60	大田	大田
61	大田	大田
62	大田	大田
63	大田	大田
64	大田	大田
65	大田	大田
66	大田	大田
67	大田	大田
68	大田	大田
69	大田	大田
70	大田	大田
71	大田	大田
72	大田	大田
73	大田	大田
74	大田	大田
75	大田	大田
76	大田	大田
77	大田	大田
78	大田	大田
79	大田	大田
80	大田	大田
81	大田	大田
82	大田	大田
83	大田	大田
84	大田	大田
85	大田	大田
86	大田	大田
87	大田	大田
88	大田	大田
89	大田	大田
90	大田	大田
91	大田	大田
92	大田	大田
93	大田	大田
94	大田	大田
95	大田	大田
96	大田	大田
97	大田	大田
98	大田	大田
99	大田	大田
100	大田	大田

急傾斜地崩壊危険区域表

市字	町名	町名
01	大田	大田
02	大田	大田
03	大田	大田
04	大田	大田
05	大田	大田
06	大田	大田
07	大田	大田
08	大田	大田
09	大田	大田
10	大田	大田
11	大田	大田
12	大田	大田
13	大田	大田
14	大田	大田
15	大田	大田
16	大田	大田
17	大田	大田
18	大田	大田
19	大田	大田
20	大田	大田
21	大田	大田
22	大田	大田
23	大田	大田
24	大田	大田
25	大田	大田
26	大田	大田
27	大田	大田
28	大田	大田
29	大田	大田
30	大田	大田
31	大田	大田
32	大田	大田
33	大田	大田
34	大田	大田
35	大田	大田
36	大田	大田
37	大田	大田
38	大田	大田
39	大田	大田
40	大田	大田
41	大田	大田
42	大田	大田
43	大田	大田
44	大田	大田
45	大田	大田
46	大田	大田
47	大田	大田
48	大田	大田
49	大田	大田
50	大田	大田
51	大田	大田
52	大田	大田
53	大田	大田
54	大田	大田
55	大田	大田
56	大田	大田
57	大田	大田
58	大田	大田
59	大田	大田
60	大田	大田
61	大田	大田
62	大田	大田
63	大田	大田
64	大田	大田
65	大田	大田
66	大田	大田
67	大田	大田
68	大田	大田
69	大田	大田
70	大田	大田
71	大田	大田
72	大田	大田
73	大田	大田
74	大田	大田
75	大田	大田
76	大田	大田
77	大田	大田
78	大田	大田
79	大田	大田
80	大田	大田
81	大田	大田
82	大田	大田
83	大田	大田
84	大田	大田
85	大田	大田
86	大田	大田
87	大田	大田
88	大田	大田
89	大田	大田
90	大田	大田
91	大田	大田
92	大田	大田
93	大田	大田
94	大田	大田
95	大田	大田
96	大田	大田
97	大田	大田
98	大田	大田
99	大田	大田
100	大田	大田

道路表

道路番号	道路名称	河川名	河川名
001	大田	大田川	大田川
002	大田	大田川	大田川
003	大田	大田川	大田川
004	大田	大田川	大田川
005	大田	大田川	大田川
006	大田	大田川	大田川
007	大田	大田川	大田川
008	大田	大田川	大田川
009	大田	大田川	大田川
010	大田	大田川	大田川
011	大田	大田川	大田川
012	大田	大田川	大田川
013	大田	大田川	大田川
014	大田	大田川	大田川
015	大田	大田川	大田川
016	大田	大田川	大田川
017	大田	大田川	大田川
018	大田	大田川	大田川
019	大田	大田川	大田川
020	大田	大田川	大田川
021	大田	大田川	大田川
022	大田	大田川	大田川
023	大田	大田川	大田川
024	大田	大田川	大田川
025	大田	大田川	大田川
026	大田	大田川	大田川
027	大田	大田川	大田川
028	大田	大田川	大田川
029	大田	大田川	大田川
030	大田	大田川	大田川
031	大田	大田川	大田川
032	大田	大田川	大田川
033	大田	大田川	大田川
034	大田	大田川	大田川
035	大田	大田川	大田川
036	大田	大田川	大田川
037	大田	大田川	大田川
038	大田	大田川	大田川
039	大田	大田川	大田川
040	大田	大田川	大田川
041	大田	大田川	大田川
042	大田	大田川	大田川
043	大田	大田川	大田川
044	大田	大田川	大田川
045	大田	大田川	大田川
046	大田	大田川	大田川
047	大田	大田川	大田川
048	大田	大田川	大田川
049	大田	大田川	大田川
050	大田	大田川	大田川
051	大田	大田川	大田川
052	大田	大田川	大田川
053	大田	大田川	大田川
054	大田	大田川	大田川
055	大田	大田川	大田川
056	大田	大田川	大田川
057	大田	大田川	大田川
058	大田	大田川	大田川
059	大田	大田川	大田川
060	大田	大田川	大田川
061	大田	大田川	大田川
062	大田	大田川	大田川
063	大田	大田川	大田川
064	大田	大田川	大田川
065	大田	大田川	大田川
066	大田	大田川	大田川
067	大田	大田川	大田川
068	大田	大田川	大田川
069	大田	大田川	大田川
070	大田	大田川	大田川
071	大田	大田川	大田川
072	大田	大田川	大田川
073	大田	大田川	大田川
074	大田	大田川	大田川
075	大田	大田川	大田川
076	大田	大田川	大田川
077	大田	大田川	大田川
078	大田	大田川	大田川
079	大田	大田川	大田川
080	大田	大田川	大田川
081	大田	大田川	大田川
082	大田	大田川	大田川
083	大田	大田川	大田川
084	大田	大田川	大田川
085	大田	大田川	大田川
086	大田	大田川	大田川
087	大田	大田川	大田川
088	大田	大田川	大田川
089	大田	大田川	大田川
090	大田	大田川	大田川
091	大田	大田川	大田川
092	大田	大田川	大田川
093	大田	大田川	大田川
094	大田	大田川	大田川
095	大田	大田川	大田川
096	大田	大田川	大田川
097	大田	大田川	大田川
098	大田	大田川	大田川
099	大田	大田川	大田川
100	大田	大田川	大田川

緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (---) 事業中	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	—— (---) 事業中	高規格幹線道路 (市町計画決定区域外)
第3次緊急輸送道路	—— (---) 事業中	一般国道・県道

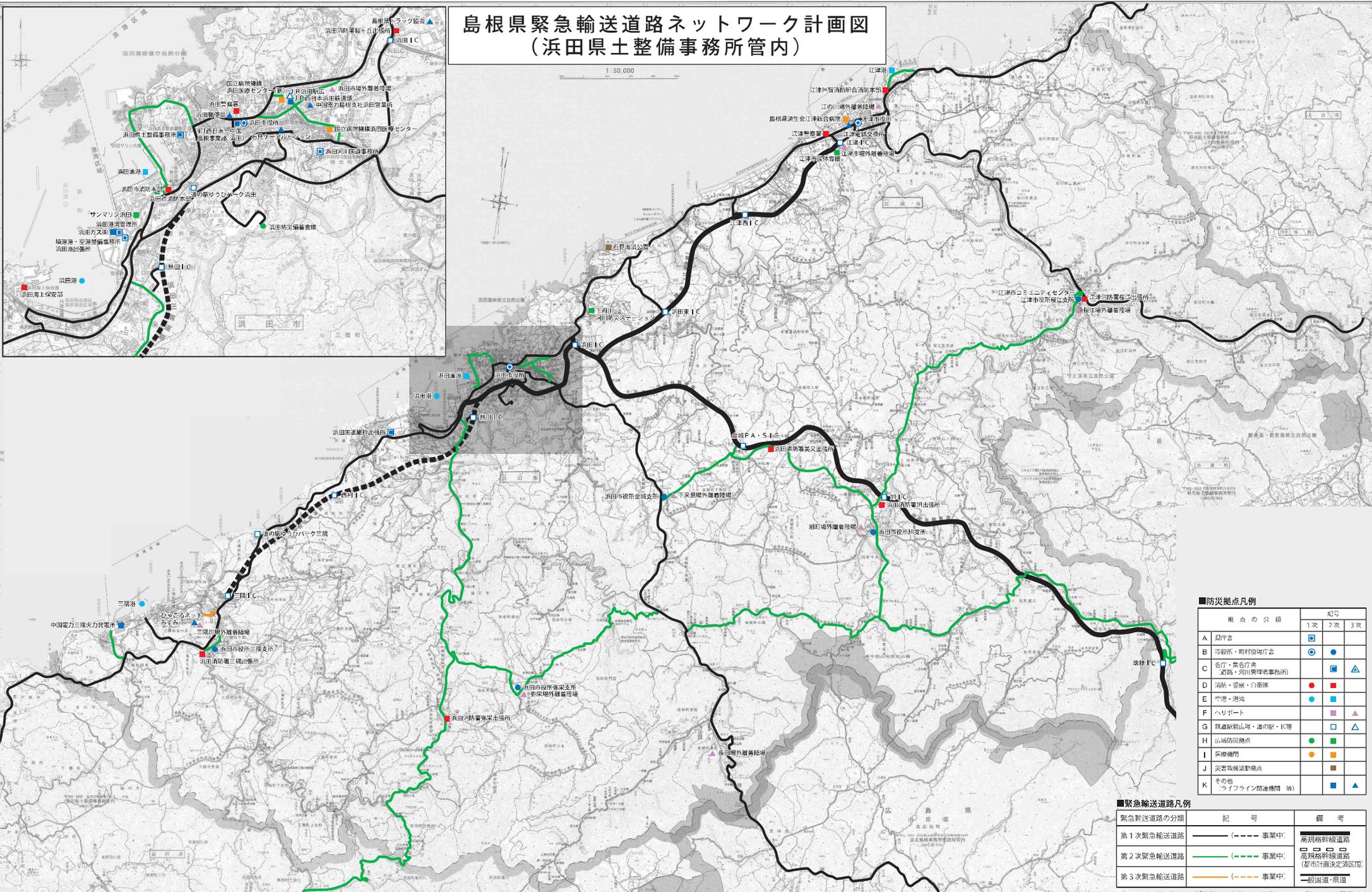
防災拠点凡例

拠点の分類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■	■	■
B 市役所・町村役場庁舎	■	■	■
C 合庁・集合庁舎 (広域・河川管理事務所)	■	■	■
D 消防・警察・自衛隊	■	■	■
E 空港・港湾	■	■	■
F ヘリポート	■	■	■
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等	■	■	■
H 広域防災拠点	■	■	■
I 医療機関	■	■	■
J 広域避難地 (避難集結地)	■	■	■
K その他 (ライフライン関連機関 等)	■	■	■

平成十八年三月

島根県県土整備事務所大田事業所

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (浜田県土整備事務所管内)



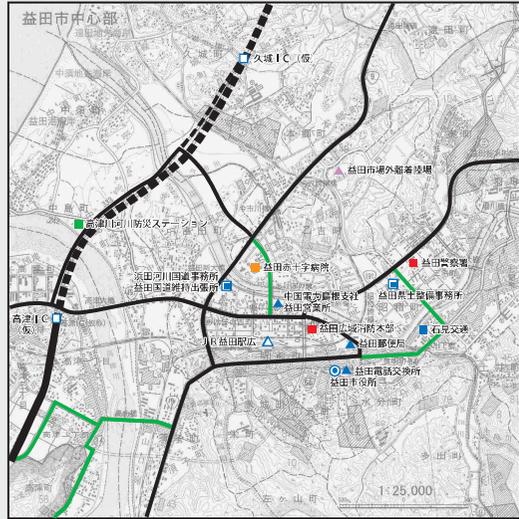
■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■	●	▲
B 市役所・町村役場庁舎	■	●	▲
C 庁舎・集会所 (支路・河川管理事務所)	■	●	▲
D 消防・警察・自衛隊	●	■	▲
E 空港・港湾	●	■	▲
F ヘリポート	■	●	▲
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等	■	●	▲
H 広域防災拠点	●	■	▲
I 広域機関	●	■	▲
J 災害救援活動拠点	■	●	▲
K その他 (ライフライン関連機関等)	■	●	▲

■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路 高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道
第3次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (益田県土整備事務所管内)

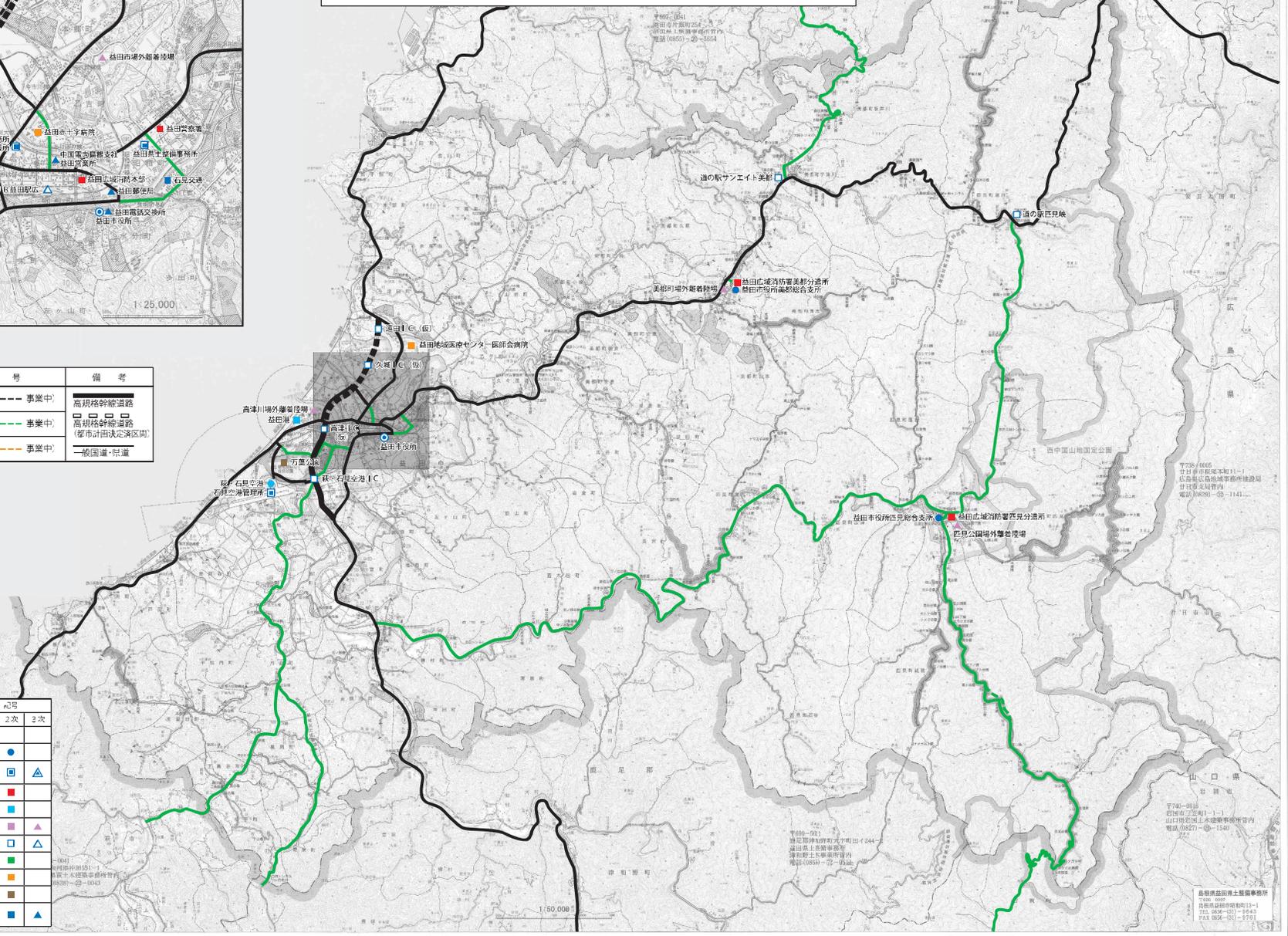


■緊急輸送道路凡例

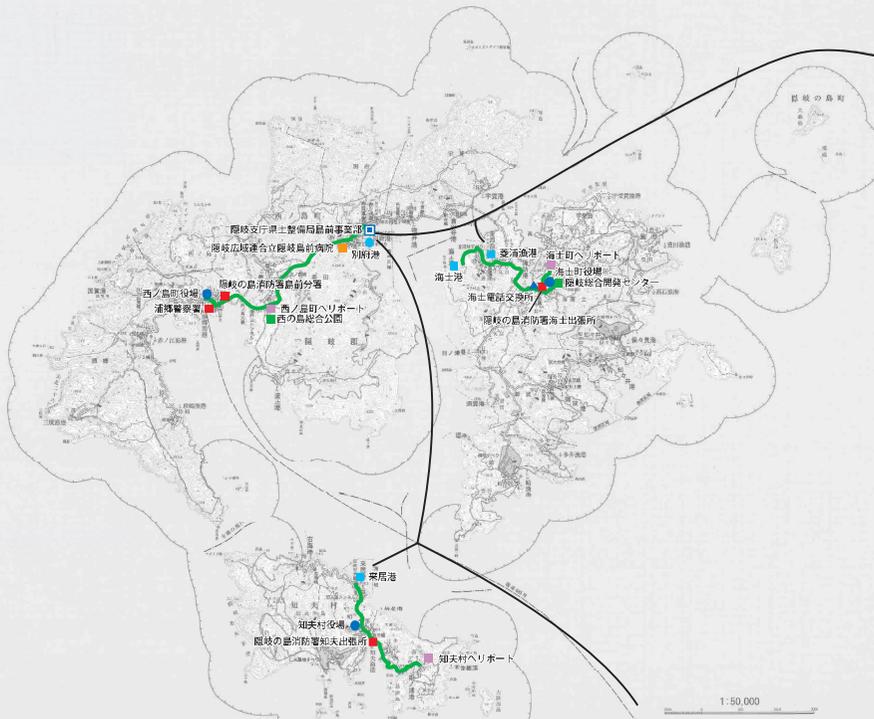
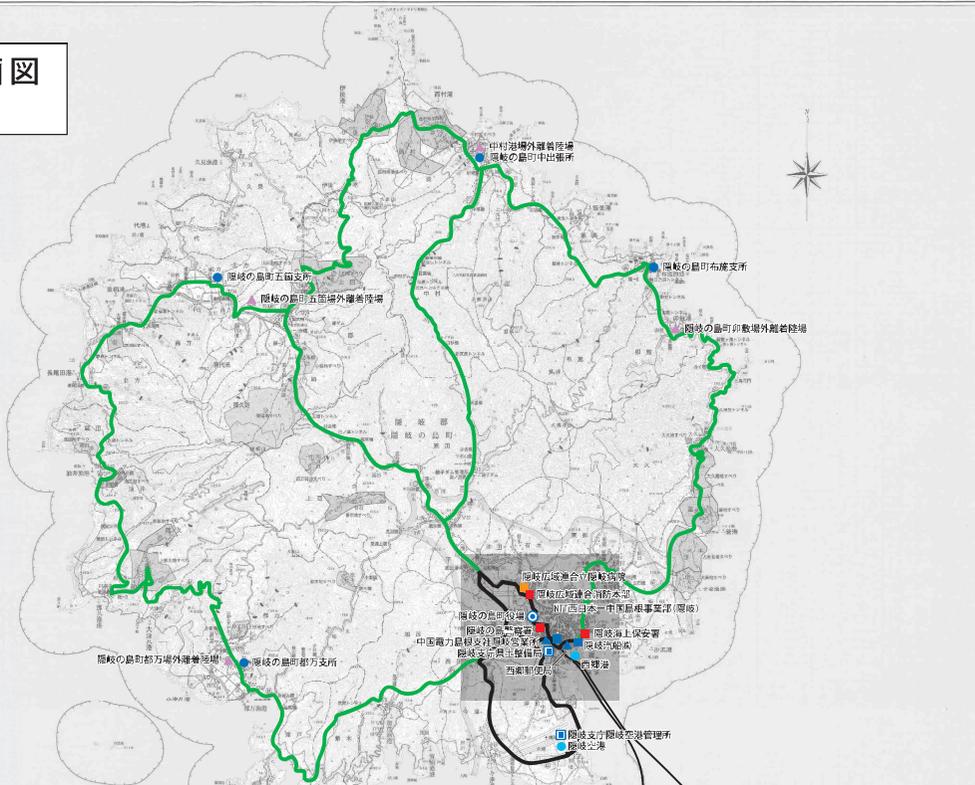
緊急輸送道路の種類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道

■防災拠点凡例

拠点的分類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■	■	■
B 市役所・町村役場庁舎	●	●	●
C 倉庫・集荷庁舎 (道路・河川沿い等)	■	■	■
D 消防・警察・自衛隊	●	●	●
E 空港・港	■	■	■
F ヘリポート	■	■	■
G 鉄道駅前広場・道の駅・IC等	■	■	■
H 広域防災拠点	■	■	■
I 広域避難地	■	■	■
J 広域避難地 (訓練拠基地)	■	■	■
K その他 (ライフライン関連機関等)	■	■	■



島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (隠岐支庁県土整備局管内)



■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■	●	▲
B 市役所・町役場庁舎	●	●	▲
C 庁舎・集合庁舎 (消防・河川管理事務所)	■	▲	▲
D 消防・警交・自衛隊	●	■	▲
E 空港・港湾	●	■	▲
F ヘリポート	■	▲	▲
G 鉄道駅前広場・道の駅・E等	■	▲	▲
H 広域防災拠点	●	■	▲
I 医療機関	●	■	▲
J 広域広域地 (部隊集結地)	●	■	▲
K その他 (ライフライン関連機関 等)	■	▲	▲

■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路 医療機関
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路 (都市計法決定済区間)
第3次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道

IV 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

1. 総則

(1) 管理計画の目的

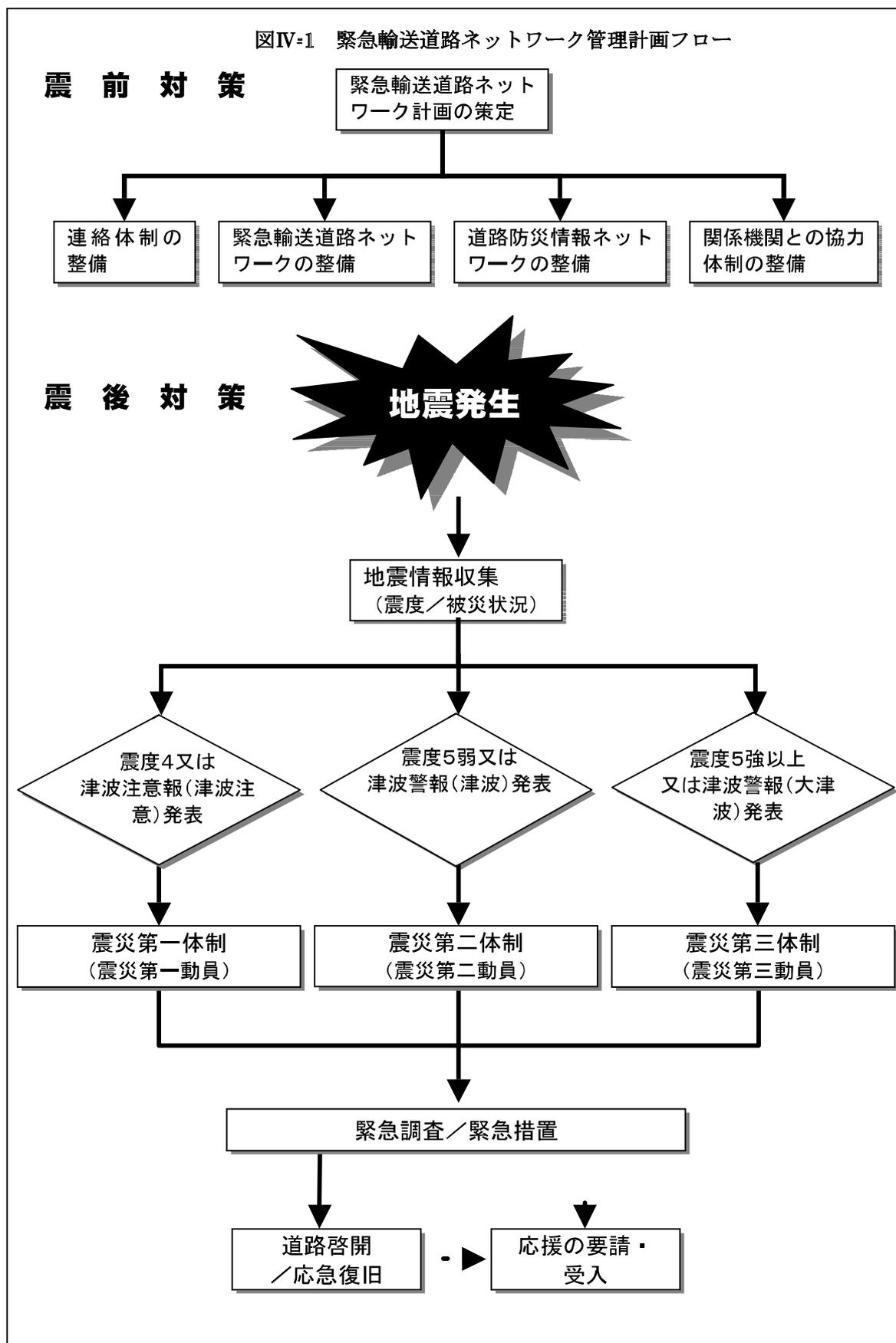
地震発生日時に緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるためには、緊急調査や道路情報収集機器等の活用により、緊急輸送道路に指定した路線の被災状況を正確に把握することが最優先事項となる。その後、緊急輸送道路区分ならびに被災状況を十分勘案し、道路啓開、応急復旧、応援要請等必要な措置を講ずる必要がある。

従って、緊急輸送道路ネットワーク管理計画として、関係機関との効率的な情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送道路の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、緊急調査、道路啓開、応援・連絡体制等）についての方針を整理する。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画フロー

本管理計画のフローを、次の図IV-1 緊急輸送道路ネットワーク管理計画フローに示す。本計画では、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、下記の項目について基本方針を策定する。

- 【震前対策】
- ◇連絡体制の整備
 - ◇緊急輸送道路ネットワークの整備
 - ◇道路防災情報ネットワークの整備
 - ◇関係機関との協力体制の整備
- 【震後対策】
- ◇管理体制
 - ◇緊急調査
 - ◇緊急措置
 - ◇道路啓開及び応急復旧
 - ◇応援の要請・受け入れ



(3) 用語の定義

本管理計画で扱う用語について、次のように定義する。

表IV=1 緊急輸送道路ネットワーク管理計画における用語の定義

用語	定義
防災担当職員	震後対策を実施するために、あらかじめ定めた職員をいう。
二次災害	一次災害発生後に、一次災害による道路機能の低下に伴って新たに生じる影響、または一次災害の拡大に伴って新たに生じる被害のうち、社会通念上災害と見なされるもの（例：道路被害の拡大に伴う交通事故等）をいう。
緊急調査	地震発生後、速やかに道路の通行可能状況及び道路施設の被害の概要を把握するとともに、二次災害につながる可能性のある被害を発見するために行う調査をいう。
緊急措置	緊急調査の結果、道路に被災のある場合または二次災害のおそれがあると判断される場合に、緊急調査を実施している者が行える範囲の軽微な措置であり、例えば通行の禁止または制限等の緊急的な措置をいう。
道路啓開	道路損傷、道路上の崩土、倒壊物、放置車両等の交通障害物により通行不能となった道路について、応急復旧作業や障害物除去により、災害応急対策等の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。
応急復旧	応急的に道路の輸送機能を確保するために行う復旧工事をいう。

2. 連絡体制

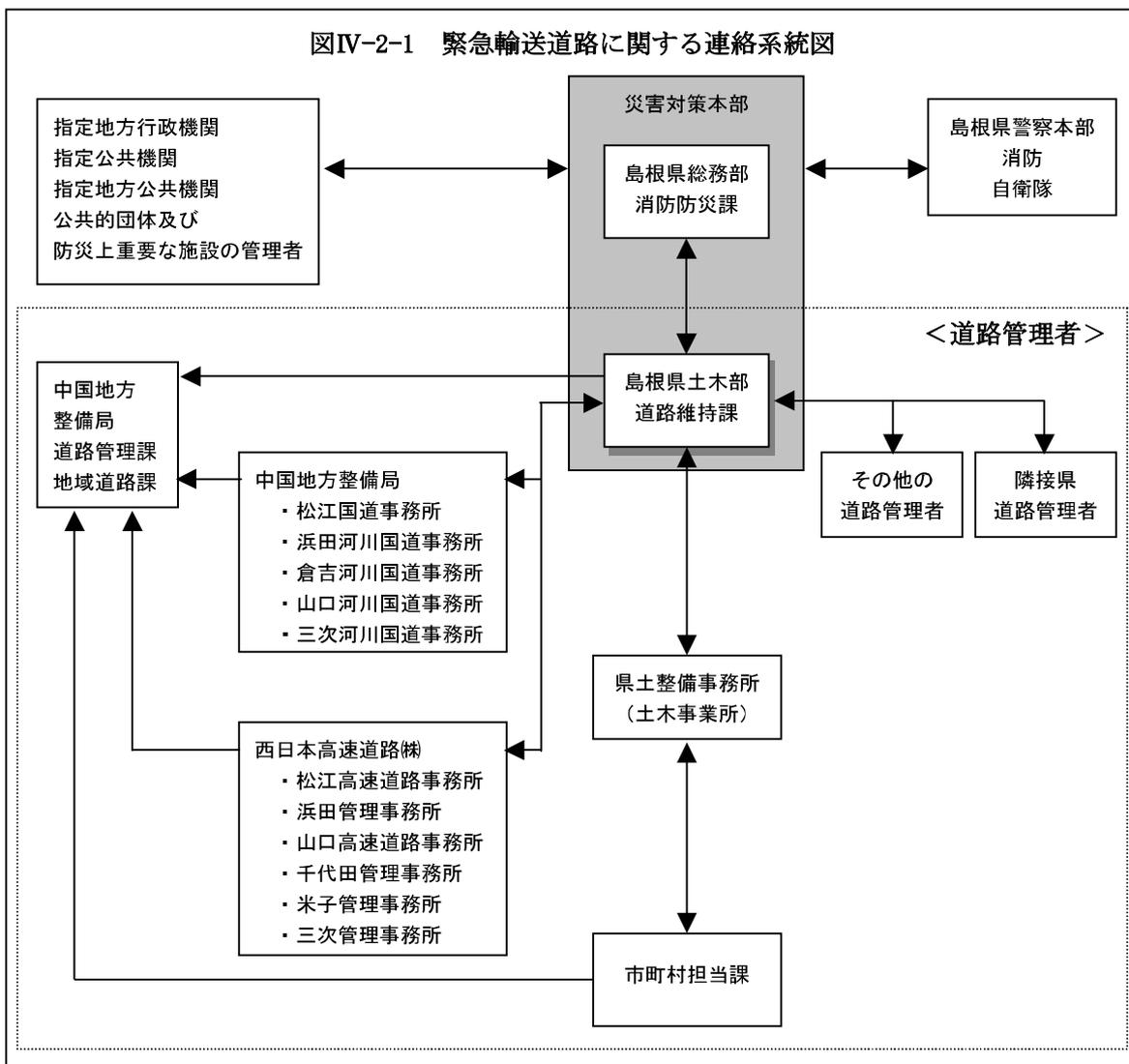
緊急輸送道路の道路状況、交通状況について、関係機関及び道路管理者間において敏速、的確な情報交換が行えるよう、「島根県総合防災情報システム」や防災行政無線等を活用し、情報を共有化し総合的な災害情報管理を行うものとする。

(1) 関係機関との連絡体制及び連絡系統

関係機関との連絡体制は、緊急輸送道路に関する連絡系統図に基づき、市町村からの情報収集・伝達は島根県総合防災情報システム等を活用し、各県土整備事務所を通じて道路維持課に速やかに情報集約し、消防防災課等の関係課と情報を共有するものとする。これにより、指定行政機関や指定公共機関などの各関係機関との情報交換を図るものとする。(図IV-2-1 緊急輸送道路に関する連絡系統図)

なお、緊急輸送道路の維持・管理及び、道路防災情報の収集、提供等にあたっては、それらを管理する各道路管理者が行う。(表IV-2-2 緊急輸送道路管理体制)

また、人命に係わる医療機関との連絡体制については、通行不能等の道路交通情報について緊密に連絡をとれる体制を整備しておく。



表IV-2-2 緊急輸送道路管理体制

道路管理者	管理対象道路	備 考
中国地方整備局	所管する一般国道指定区間 (国道9号、54号、191号)	中国地方整備局松江国道事務所 中国地方整備局浜田河川国道事務所
島根県及び市町村	県管理の一般国道	島根県 道路維持課
	主要地方道及び一般県道	島根県 道路維持課
	市町村道	市町村 担当課
	農林道等	島根県 農林・港湾担当課
西日本高速道路株式会社	・中国横断自動車道広島浜田線 (島根県区間) ・一般国道9号 江津道路	西日本高速道路株式会社 浜田管理事務所
	・山陰自動車道 ・中国横断自動車道尾道松江線 (島根県区間) ・一般国道9号 安来道路	西日本高速道路株式会社 松江高速道路事務所

(2) 道路管理者相互の連絡体制

道路管理者(国土交通省、島根県、西日本高速道路株式会社、隣接県等)相互の連絡体制は、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づき、相互の情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。(次ページ表IV-2-3 各道路管理者の連絡先一覧)

ただし、市町村道については島根県道路維持課でとりまとめ、各道路管理者へ連絡を行うものとする。

IV. 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

表IV-2-2 各道路管理者の連絡先一覧

このページは、非公開にしています。

3. 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の現況及び整備

各道路管理者は、地震時における円滑な交通を確保するため、狭隘区間等の整備を行う。緊急輸送道路の整備状況については、平成8年度策定時は改良率75.7%であったが、平成20年4月1日現在では89.0%と着実に整備が進められている。今後五ヶ年（～24年度）で23.4kmを整備し、改良率を90.3%にする予定である。

なお、緊急輸送道路毎の現況及び整備計画を表IV-3-1 緊急輸送道路総括表、表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画表に示す。

(2) 点検及び耐震化

国道、県道、市町村道及び農林道等の各道路管理者は、各々の管理する緊急輸送道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等の整備を、また、橋梁等の道路構造物については耐震補強等の対策を実施し、地震時の避難及び緊急物資等の輸送等に支障が生じないよう整備を推進する。

1) 橋梁の耐震化対策等

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設について、緊急性の高い箇所から順次補強を行い耐震性の確保を図る。

なお、緊急輸送道路に指定した路線には、建設してから長い年月が経った橋梁も多く存在しており、耐震補強に加え劣化・損傷した箇所の修繕も大きな課題である。そこで、防災ネットワークの観点から緊急輸送道路については、より高い管理水準の設定が必要であり、橋梁の耐震補強にあたっては、「島根県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁修繕及び点検の方針も踏まえ、具体的な対策計画をたて計画的に耐震化対策を行っていくものとする。

2) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面保護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

3) トンネルの安全対策

トンネルの安全確保のため、各道路管理者は、所管トンネルについて日常点検を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

表IV-3-1 緊急輸送道路総括表（平成20年4月1日現在）

■緊急輸送道路 計

道路種別	路線数	実延長	改良率（W=5.5m 以上）	
			延長	改良率
高速自動車国道	4	89.7km	89.7km	100.0%
その他有料道路	2	33.1km	33.1km	100.0%
一般国道	13	845.9km	797.4km	94.3%
指定区間	3	340.8km	340.8km	100.0%
指定区間外	10	505.1km	456.6km	90.4%
県道	105	800.1km	649.6km	81.2%
主要地方道	44	616.0km	493.3km	80.1%
一般県道	61	184.1km	156.3km	84.9%
一般国道・県道計	118	1646.0km	1447.0km	87.9%
県管理国道・県道計	115	1305.2km	1106.2km	84.8%
市町村道	92	97.1km	89.2km	91.9%
その他道路	15	21.5km	21.3km	99.2%
合 計	231	1887.4km	1680.3km	89.0%

■第1次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長	改良率（W=5.5m 以上）	
			延長	改良率
高速自動車国道	4	89.7km	89.7km	100.0%
その他有料道路	2	33.1km	33.1km	100.0%
一般国道	12	707.5km	689.6km	97.5%
指定区間	3	340.8km	340.8km	100.0%
指定区間外	9	366.7km	348.8km	95.1%
県道	40	164.1km	151.8km	92.5%
主要地方道	15	121.7km	111.9km	91.9%
一般県道	25	42.4km	39.9km	94.0%
一般国道・県道計	52	871.6km	841.4km	96.5%
県管理国道・県道計	49	530.8km	500.6km	94.3%
市町村道	14	14.8km	12.9km	86.7%
その他道路	4	4.3km	4.3km	100.0%
合 計	76	1013.5km	981.3km	96.8%

■第2次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長	改良率 (W=5.5m 以上)	
			延長 (km)	率 (%)
第2次緊急輸送道路				
高速自動車国道	0	0km		
その他有料道路	0	0km		
一般国道	5	138.3km	107.6km	77.8%
指定区間	0	0km		
指定区間外	5	138.3km	107.6km	77.8%
県道	71	578.7km	448.6km	77.5%
主要地方道	34	452.0km	342.7km	75.8%
一般県道	37	126.7km	105.9km	83.5%
一般国道・県道計	76	717.0km	556.2km	77.6%
県管理国道・県道計	76	717.0km	556.2km	77.6%
市町村道	57	64.0km	62.3km	97.4%
その他道路	11	17.2km	17.1km	99.0%
合 計	144	798.2km	635.5km	79.6%

■第3次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長	改良率 (W=5.5m 以上)	
			延長 (km)	率 (%)
高速自動車国道	0	0km		
その他有料道路	0	0km		
一般国道	1	0.2km	0.2km	100.0%
指定区間	0	0km		
指定区間外	1	0.2km	0.2km	100.0%
県道	15	57.2km	49.3km	86.2%
主要地方道	7	42.2km	38.7km	91.6%
一般県道	8	15.0km	10.6km	70.9%
一般国道・県道計	16	57.4km	49.5km	86.2%
県管理国道・県道計	16	57.4km	49.5km	86.2%
市町村道	24	18.3km	14.0km	76.6%
その他道路	0	0km		
合 計	40	75.7km	63.5km	83.9%

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画	
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率 % A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内)(A+②)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)			
				2以上	2未満①								①-②	④-⑤		
																①-②
第1次	高速自動車国道	山陰自動車道	20.3	20.3	0.0	20.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	高速自動車国道	中国自動車道	22.4	22.4	0.0	22.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	高速自動車国道	浜田自動車道	36.4	36.4	0.0	36.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	高速自動車国道	松江自動車道	10.6	10.6	0.0	10.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
		小計		89.7	89.7	0.0	89.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一般有料道路	国道9号 江津道路	14.5	14.5	0.0	14.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	一般有料道路	国道9号 安来道路	18.6	18.6	0.0	18.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計		33.1	33.1	0.0	33.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	国道(指定)	国道9号 松江道路	11.0	11.0	0.0	11.0	100.0%	0.0	100.0%	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道9号 出雲バイパス	8.7	8.7	0.0	8.7	100.0%	0.0	100.0%	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道9号 江津バイパス	2.9	2.9	0.0	2.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道9号 浜田道路	6.8	6.8	0.0	6.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道9号 益田道路	3.3	3.3	0.0	3.3	100.0%	0.0	100.0%	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道9号	228.6	228.6	0.0	228.6	100.0%	0.0	100.0%	19.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道54号	64.5	64.5	0.0	64.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指定)	国道191号	15.0	15.0	0.0	15.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計		340.8	340.8	0.0	340.8	100.0%	0.0	100.0%	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	国道(指外)	国道186号	28.4	27.8	0.6	27.8	97.8%	0.0	97.8%	1.8	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	整備済み
	国道(指外)	国道187号	37.5	37.5	0.0	37.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指外)	国道191号	41.9	41.9	0.0	41.9	99.9%	0.0	99.9%	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指外)	国道261号	54.3	52.7	1.5	52.7	97.2%	0.0	97.2%	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	整備済み
	国道(指外)	国道314号	48.5	48.5	0.0	48.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	国道(指外)	国道375号	43.1	37.5	5.7	37.5	86.9%	0.9	89.0%	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	整備を促進する
	国道(指外)	国道431号	55.0	51.7	3.3	51.7	94.0%	1.4	96.6%	6.1	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	整備を促進する
	国道(指外)	国道432号	48.7	42.4	6.3	42.4	87.1%	2.7	92.6%	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	整備を促進する
	国道(指外)	国道485号	9.3	8.9	0.4	8.9	95.5%	0.0	95.5%	2.2	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	整備済み
		小計		366.7	348.8	17.8	348.8	95.1%	5.0	96.5%	10.3	0.0	0.0	12.8	0.0	
	主要地方道	松江島根線	3.1	3.1	0.0	3.1	100.0%	0.0	100.0%	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	斐川一畑大社線	5.3	5.3	0.0	5.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	松江木次線	20.9	20.8	0.1	20.8	99.5%	0.0	99.5%	0.6	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	玉湯吾妻山線	17.1	17.0	0.1	17.0	99.5%	0.0	99.5%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	出雲三刀屋線	15.9	13.3	2.6	13.3	83.5%	1.0	89.8%	0.4	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	整備を促進する
	主要地方道	仁摩邑南線	19.6	16.3	3.3	16.3	83.2%	0.0	83.2%	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	益田停車場線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	松江鹿島美保関線	1.5	1.5	0.0	1.5	100.0%	0.0	100.0%	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	川本波多線	3.8	3.8	0.0	3.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	隠岐空港線	5.7	4.3	1.4	4.3	75.7%	0.0	75.7%	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	安来木次線	14.9	13.2	1.8	13.2	88.2%	0.0	88.2%	1.4	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	大田桜江線	8.8	8.2	0.6	8.2	93.1%	0.0	93.1%	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	西郷布施線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
主要地方道	益田澄川線	0.7	0.7	0.0	0.7	100.0%	0.0	100.0%	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
主要地方道	穴道インター線	3.5	3.5	0.0	3.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	小計		121.7	111.9	9.9	111.9	91.9%	1.0	92.7%	8.2	0.0	0.0	8.9	0.0		
一般県道	三次江津線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	斐川上島線	3.0	3.0	0.0	3.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	木次直江停車場線	2.1	2.1	0.0	2.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	西浜田停車場線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	馬潟港線	1.6	1.6	0.0	1.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画	
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率 % A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内)(A+②)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)			
				2以上	2未満=①								①-②	④-⑤		
第1次	一般県道	浜田商港線	2.5	1.4	1.2	1.4	54.2%	0.0	54.2%	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	整備済み	
	一般県道	出雲空港線	3.9	3.8	0.1	3.8	98.0%	0.0	98.0%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0		
	一般県道	はまだリゾート線	2.6	2.6	0.0	2.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	蟻竜湖線	0.1	0.1	0.0	0.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	布部安来線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	本庄福富松江線	3.9	3.9	0.0	3.9	99.6%	0.0	99.6%	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般県道	浜乃木湯町線	0.2	0.2	0.0	0.2	86.5%	0.0	86.5%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般県道	稗原木次線	0.7	0.7	0.0	0.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	遙摺今市線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	矢尾今市線	2.7	2.5	0.3	2.5	90.0%	0.0	90.0%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0		
	一般県道	下府江津線	1.4	1.4	0.0	1.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	石見空港線	1.2	1.2	0.0	1.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	江津インター線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	石見空港飯田線	2.2	1.9	0.3	1.9	85.7%	0.0	85.7%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	整備済み	
	一般県道	三刀屋木次インター線	1.5	1.5	0.0	1.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	久城インター線	1.7	1.7	0.0	1.7	100.0%	0.0	100.0%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	安来インター線	4.0	3.6	0.4	3.6	90.4%	0.0	90.4%	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	整備済み	
	一般県道	出雲空港穴道線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	美保関八束松江線	3.2	3.2	0.0	3.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
		小計		42.4	39.9	2.5	39.9	94.0%	0.0	94.0%	2.3	0.0	0.0	2.5	0.0	
		松江市道	北松江停車場恵曇線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		松江市道	允ノ下百歩線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		松江市道	八幡西尾線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		斐川町道	610号線	2.4	2.4	0.0	2.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		浜田市道	浜田488号線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		浜田市道	竹迫野原線	1.1	1.1	0.0	1.1	100.0%	0.0	100.0%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		浜田市道	大学線	0.9	0.9	0.0	0.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		浜田市道	清水野原線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		益田市道	中吉田久城線	0.9	0.8	0.1	0.8	91.6%	0.1	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備を促進する
		益田市道	あけぼの有明線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		隠岐の島町道	宮の前西町線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		隠岐の島町道	有木1号線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		隠岐の島町道	中町中条線	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0%	1.9	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備を促進する
		隠岐の島町道	西郷270号線	3.0	3.0	0.0	3.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計		14.8	12.9	2.0	12.9	86.7%	2.0	100.0%	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
		その他	広域農道岬線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		その他	境港臨港道路江島幹線	1.3	1.3	0.0	1.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		その他	三隅港臨港道路1号線	1.6	1.6	0.0	1.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		その他	福井臨港1号線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計		4.3	4.3	0.0	4.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		第1次緊急輸送道路	合計	1013.5	981.3	32.2	981.3	96.8%	8.0	97.6%	47.7	0.0	0.0	24.2	0.0	

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長(km)		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率% A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内)(A+2)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)		
				2以上	2未満=①								①-②	④-⑤	
第2次	国道(指外)	国道184号	38.9	35.8	3.1	35.8	92.1%	0.0	92.1%	2.7	0.0	0.0	3.1	0.0	
	国道(指外)	国道431号	12.4	10.8	1.6	10.8	86.9%	0.0	86.9%	1.6	0.3	0.0	1.6	0.3	
	国道(指外)	国道432号	21.5	16.9	4.6	16.9	78.6%	0.5	80.9%	3.5	1.4	0.0	4.1	1.4	整備を促進する
	国道(指外)	国道485号	33.9	22.0	11.9	22.0	64.9%	4.2	77.3%	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	整備を促進する
	国道(指外)	国道488号	31.6	22.1	9.5	22.1	69.8%	1.4	74.2%	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	整備を促進する
		小計	138.3	107.6	30.7	107.6	77.8%	6.1	82.2%	7.9	1.7	0.0	24.6	1.7	
第2次	主要地方道	新南陽津和野線	4.6	4.1	0.5	4.1	90.0%	0.0	90.0%	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	
	主要地方道	甲田作木線	5.9	0.6	5.3	0.6	10.6%	0.8	24.1%	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	整備を促進する
	主要地方道	浜田八重可部線	30.6	21.5	9.0	21.5	70.4%	0.0	70.4%	0.5	0.0	0.0	9.0	0.0	
	主要地方道	吉田邑南線	2.7	2.7	0.0	2.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	浜田作木線	14.8	13.3	1.5	13.3	89.7%	0.8	95.1%	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	整備を促進する
	主要地方道	安来伯太日南線	22.8	20.8	2.0	20.8	91.3%	0.0	91.3%	0.1	0.0	0.0	2.0	0.0	
	主要地方道	萩津和野線	14.2	11.6	2.7	11.6	81.3%	0.0	81.3%	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	
	主要地方道	益田阿武線	16.9	16.3	0.6	16.3	96.5%	0.0	96.5%	0.3	0.2	0.0	0.6	0.2	
	主要地方道	横田多里線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	津和野田万川線	16.6	10.7	6.0	10.7	64.2%	1.3	72.0%	0.0	0.0	0.0	4.7	0.0	整備を促進する
	主要地方道	松江島根線	11.8	10.9	0.9	10.9	92.3%	0.0	92.3%	1.9	0.1	0.0	0.9	0.0	
	主要地方道	松江停車場線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	松江木次線	6.6	6.6	0.0	6.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	玉湯吾妻山線	1.4	1.0	0.4	1.0	72.2%	0.0	72.2%	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	
	主要地方道	出雲市停車場線	0.7	0.7	0.0	0.7	100.0%	0.0	100.0%	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	出雲大社線	5.1	5.1	0.0	5.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	仁摩邑南線	6.1	6.1	0.0	6.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	温泉津川本線	21.5	21.3	0.2	21.3	99.0%	0.0	99.0%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	主要地方道	浜田港線	1.2	1.2	0.0	1.2	100.0%	0.0	100.0%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	浜田美都線	32.9	25.0	8.0	25.0	75.8%	0.0	75.8%	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	
	主要地方道	松江鹿島美保間線	31.0	20.8	10.3	20.8	66.9%	1.7	72.4%	1.3	0.0	0.0	8.6	0.0	整備を促進する
	主要地方道	掛合上阿井線	8.4	8.3	0.1	8.3	98.3%	0.0	98.3%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
	主要地方道	湖陵掛合線	22.7	22.6	0.0	22.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	川本波多線	38.8	30.7	8.2	30.7	78.9%	0.9	81.2%	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	整備を促進する
	主要地方道	桜江金城線	13.6	9.4	4.2	9.4	68.9%	0.0	68.9%	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	
	主要地方道	吉賀匹見線	33.7	16.6	17.1	16.6	49.4%	0.2	50.0%	0.0	0.0	0.0	16.9	0.0	整備を促進する
	主要地方道	西郷都方郡線	34.8	20.6	14.2	20.6	59.2%	0.9	61.8%	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0	整備を促進する
主要地方道	西郷布施線	18.3	7.3	10.9	7.3	40.0%	0.0	40.0%	0.0	0.0	0.0	10.9	0.0		
主要地方道	三隅美都線	1.1	1.1	0.0	1.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
主要地方道	田所国府線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
主要地方道	弥栄旭インター線	15.4	9.7	5.7	9.7	63.0%	0.5	66.3%	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	整備を促進する	
主要地方道	大東東出雲線	5.6	4.1	1.4	4.1	74.0%	0.0	74.0%	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0		
主要地方道	益田澄川線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
主要地方道	邑南飯南線	10.0	9.8	0.1	9.8	98.6%	0.0	98.6%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0		
		小計	452.0	342.7	109.3	342.7	75.8%	7.1	77.4%	6.6	0.3	0.0	102.2	0.3	
一般県道	松江七瀬港線	1.7	1.7	0.0	1.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	斐川出雲大社線	7.9	7.9	0.0	7.9	100.0%	0.0	100.0%	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	大社立久恵線	3.4	3.4	0.0	3.4	99.2%	0.0	99.2%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	美郷飯南線	0.7	0.7	0.0	0.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	益田種三隅線	0.1	0.1	0.0	0.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	和江港大田市停車場線	3.6	1.8	1.8	1.8	50.5%	0.0	50.5%	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0		
一般県道	平田荘原線	4.9	4.3	0.6	4.3	88.1%	0.0	88.1%	0.1	0.1	0.0	0.6	0.1		
一般県道	西出雲停車場線	0.3	0.3	0.0	0.3	88.0%	0.0	88.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
一般県道	浜田停車場線	0.7	0.7	0.0	0.7	100.0%	0.0	100.0%	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画	
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率% A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内) (A+2)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)			
				2以上	2未満=①								①-②	④-⑤		
第2次	一般県道	柿木津和野停車場線	5.9	5.0	0.9	5.0	84.9%	0.0	84.9%	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0		
	一般県道	浜田商港線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	鱒淵寺線	5.0	5.0	0.0	5.0	99.9%	0.0	99.9%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般県道	穴道湖公園線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	鱒竜湖線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	鱒竜湖高津線	1.9	1.9	0.0	1.9	100.0%	0.0	100.0%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	草野横田線	10.7	0.6	10.1	0.6	5.4%	0.1	6.3%	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	整備を促進する	
	一般県道	大根島線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0		
	一般県道	本庄福富松江線	4.3	4.3	0.0	4.3	99.5%	0.0	99.5%	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般県道	浜乃木湯町線	3.1	2.2	0.9	2.2	70.1%	0.0	70.1%	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0		
	一般県道	吉田奥出雲線	3.8	3.6	0.1	3.6	96.7%	0.0	96.7%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0		
	一般県道	稗原木次線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	吉田頓原線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	十六島直江停車場線	2.1	2.1	0.0	2.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	多伎江南出雲線	7.4	6.0	1.4	6.0	80.5%	0.0	80.5%	3.0	0.0	0.0	1.4	0.0		
	一般県道	池田久手停車場線	1.3	1.3	0.0	1.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	高見出羽線	1.7	1.7	0.0	1.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	皆井田江津線	1.6	1.6	0.0	1.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	長安野坂線	4.1	4.1	0.0	4.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	波佐匹見線	12.1	10.5	1.7	10.5	86.4%	1.0	94.6%	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	整備を促進する	
	一般県道	益田吉田線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	中村津戸港線	11.1	11.1	0.0	11.1	99.7%	0.0	99.7%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般県道	海士島線	3.0	1.8	1.2	1.8	59.7%	0.0	59.7%	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0		
	一般県道	知夫島線	2.9	1.2	1.7	1.2	42.5%	0.0	42.5%	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0		
	一般県道	市木井原線	7.4	7.4	0.0	7.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	桜江旭インター線	5.2	5.2	0.0	5.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	出雲インター線	1.2	1.2	0.0	1.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	一般県道	美保関八束松江線	4.0	4.0	0.0	4.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	小計			126.7	105.9	20.9	105.9	83.5%	1.1	84.4%	6.8	0.1	0.0	19.8	0.1	
	松江市道	一矢線	1.3	1.3	0.0	1.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	松江市道	平成乃白線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	松江市道	入江江島線	4.8	4.8	0.0	4.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
松江市道	入江56号線	0.1	0.1	0.0	0.1	60.0%	0.0	60.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
松江市道	馬渡堤防道路	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	朝酌上宇部尾線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	菅田比津線	2.0	2.0	0.0	2.0	100.0%	0.0	100.0%	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	東津田鼻曲線	2.2	2.2	0.0	2.2	100.0%	0.0	100.0%	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	松江駅東通阿弥陀線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	嫁島公園線	2.6	2.6	0.0	2.6	100.0%	0.0	100.0%	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	北松江停車場志雲線	1.5	1.5	0.0	1.5	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	八幡西尾線	2.2	2.2	0.0	2.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
松江市道	平成1号線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
東出雲町道	中灘五反田線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0			
雲南市道	加茂中央1号線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
雲南市道	深野線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
雲南市道	梅木曾木線	4.7	4.7	0.0	4.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
飯南町道	古市塩谷線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
飯南町道	頓原市街地線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
奥出雲町道	滝坂線	0.7	0.6	0.1	0.6	83.4%	0.0	83.4%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0			
出雲市道	浜山公園線	1.9	1.9	0.0	1.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		
出雲市道	神門中筋線	1.1	1.1	0.0	1.1	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み		

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長(km)		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画	
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率% A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内)(A+②)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)			
				2以上	2未満①								①-②	④-⑤		
																①-②
第2次	出雲市道	今市川跡日下線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	有原東町線	1.7	1.7	0.0	1.7	100.0%	0.0	100.0%	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	植松浜線	1.0	0.5	0.5	0.5	49.6%	0.0	49.6%	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	整備済み	
	出雲市道	高松294号線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	松寄下浜線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	塩冶285号線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	塩冶291号線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	大津上塩冶線	0.9	0.9	0.0	0.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	今市菅沢線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	出雲市道	南本町線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	斐川町道	4号線	2.0	2.0	0.0	2.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	邑南町道	淀田淀原線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	邑南町道	石堂線	2.6	2.6	0.0	2.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	邑南町道	雪田和田線	3.4	3.4	0.0	3.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	大田市道	鳴滝大沢線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	田原向野田郷線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	浜田361号線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	今福旧県道線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	今福有福線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	側道今福下り線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	側道今福上り線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	宮ヶ迫釜屋線	1.4	1.4	0.0	1.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	浜田停車場濱線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	浜田停車場長沢線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	坂本小国線	2.6	2.6	0.0	2.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	柚根旭線	2.6	2.6	0.0	2.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	浜田市道	浜田停車場港町線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0%	0.2	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備を促進する	
	益田市道	久原三谷線	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	整備済み	
	益田市道	益田運動公園徳原線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	津和野町道	日原青原1号線	0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	津和野町道	日原市街線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	津和野町道	唐人屋線	1.7	1.7	0.0	1.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	吉賀町道	唐人屋線	3.1	3.1	0.0	3.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
	海士町道	宇受賀線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0%	0.2	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備を促進する	
	海士町道	あいらんど1号線	0.5	0.3	0.2	0.3	65.2%	0.0	65.2%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	整備済み	
		小計		64.0	62.3	1.6	62.3	97.4%	0.4	98.0%	11.7	0.0	0.0	1.2	0.0	
	その他	浜山公園園路		0.6	0.6	0.0	0.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	江津港臨港道路		2.0	2.0	0.0	2.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	浜田漁港臨港道路		1.5	1.5	0.0	1.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	川登柏原農道		7.9	7.9	0.0	7.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	新開1号線		0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	海士港臨港道路		0.9	0.9	0.0	0.9	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	菱浦漁港臨港道路		0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	来居2号臨港道路		0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	その他	西郷港本港臨港道路・第二臨港道路		1.3	1.3	0.0	1.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
その他	知夫漁港臨港道路		0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
その他	浦郷漁港臨港道路		0.6	0.4	0.2	0.4	71.2%	0.0	71.2%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	整備済み	
	小計		17.2	17.1	0.2	17.1	99.0%	0.0	99.0%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0		
	第2次緊急輸送道路 合計		798.2	635.5	162.7	635.5	79.6%	14.7	81.5%	33.0	2.1	0.0	148.0	2.1		

表IV-3-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況				DID地区内道路整備状況(km)			車線数及びDID地区内車線数から見た区間の脆弱性に関する延長		脆弱路線に対する5ヶ年以内の整備計画
			路線延長B	車線数別延長車線数		5.5m以上改良済み区間A	道路改良率% A/B	①のうち改良予定(5ヶ年以内)区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内)(A+2)/B	DID地区内2車線以上区間延長	DID地区内2車線未満区間延長=④	④のうち2車線以上への改良予定(5ヶ年以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km)		
				2以上	2未満①								①-②	④-⑤	
	国道(指外)	国道431号	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	主要地方道	鹿野吉賀線	3.2	2.9	0.3	2.9	90.9%	0.0	90.9%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	
	主要地方道	玉湯吾妻山線	3.2	2.4	0.8	2.4	74.7%	0.3	84.0%	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	整備を促進する
	主要地方道	大社日御碕線	0.5	0.5	0.0	0.5	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	主要地方道	三瓶山公園線	19.7	18.6	1.1	18.6	94.6%	0.0	94.6%	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	
	主要地方道	川本波多線(旧道)	0.2	0.0	0.2	0.0	5.8%	0.0	5.8%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	主要地方道	安来木次線	15.2	14.1	1.2	14.1	92.3%	0.4	94.9%	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	整備を促進する
	主要地方道	島南飯南線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
		小計	42.2	38.7	3.5	38.7	91.6%	0.7	93.3%	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	
	一般県道	東出雲馬潟港線	2.7	2.7	0.0	2.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	一般県道	出雲平田線	1.8	0.3	1.5	0.3	15.6%	0.0	15.6%	0.3	0.3	0.0	1.5	0.3	
	一般県道	斐川出雲大社線	1.1	1.1	0.0	1.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	一般県道	和江港大田市停車場線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	一般県道	講武古江線	5.5	4.8	0.7	4.8	86.9%	0.0	86.9%	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	
	一般県道	稗原木次線	1.3	0.8	0.5	0.8	60.2%	0.0	60.2%	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	
	一般県道	波根久手線	0.8	0.2	0.7	0.2	19.2%	0.0	19.2%	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	
	一般県道	島南美郷線	1.5	0.6	0.9	0.6	39.3%	0.0	39.3%	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	
		小計	15.0	10.6	4.4	10.6	70.9%	0.0	70.9%	0.3	0.3	0.0	4.4	0.3	
第3次	松江市道	大森上来待線	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	松江市道	大橋川東津田線	0.3	0.3	0.1	0.3	83.3%	0.0	83.3%	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	
	松江市道	大正町西津田線	1.3	1.3	0.0	1.3	100.0%	0.0	100.0%	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	東出雲町道	出雲郷・東灘線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	東出雲町道	工業団地2号幹線	0.1	0.1	0.0	0.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	東出雲町道	工業団地1号幹線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	東出雲町道	錦浜1号幹線	1.6	1.6	0.0	1.6	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	雲南市道	三代線	1.2	1.2	0.0	1.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	出雲市道	中ノ島環状線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	出雲市道	大倉中ノ島線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	出雲市道	東平田明川線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	出雲市道	沖ノ島幹線	0.8	0.8	0.0	0.8	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	斐川町道	1003号線	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	
	奥出雲町道	川西五反田線	3.6	1.7	1.9	1.7	47.5%	0.0	47.5%	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	
	美郷町道	上川戸糺湖線	0.8	0.6	0.2	0.6	79.3%	0.0	79.3%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	大田市道	鳴滝諏訪線	0.4	0.4	0.0	0.4	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	大田市道	山崎大正東線	0.3	0.2	0.1	0.2	76.3%	0.1	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備を促進する
	大田市道	雪見宮崎線	0.1	0.1	0.0	0.1	84.7%	0.0	84.7%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	大田市道	温泉津港線	2.7	2.7	0.0	2.7	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	大田市道	山崎大正西線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	浜田市道	岡崎線	0.2	0.2	0.0	0.2	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
	浜田市道	日野原岡崎線	0.1	0.0	0.1	0.0	3.6%	0.0	3.6%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
	浜田市道	日野原堤防1号線	0.3	0.3	0.0	0.3	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み
浜田市道	古湊向野田線	0.1	0.1	0.0	0.1	100.0%	0.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済み	
		小計	18.3	14.0	4.3	14.0	76.6%	0.1	77.0%	1.7	0.1	0.0	4.2	0.1	
	第3次緊急輸送道路 合計		75.7	63.5	12.2	63.5	83.9%	0.8	84.9%	2.0	0.4	0.0	11.4	0.4	
	緊急輸送道路 合計		1887.4	1680.3	207.0	1680.3	89.0%	23.4	90.3%	82.6	2.5	0.0	183.6	2.5	

4. 道路防災情報ネットワーク

前計画が策定された平成9年3月より、地震発生後の道路、交通状況を把握するための災害情報収集施設及び、道路災害情報を道路利用者に提供する災害情報提供施設の整備を計画的に進めてきた。今後も必要に応じて情報施設等の整備していくものとする。

(1) 情報収集施設の整備

地震の規模を把握するための地震計、震災後の通行可能な道路状況を迅速に把握するための交通監視カメラ、車両感知器等の災害情報収集体制の整備を進める。

(2) 情報提供施設の整備

震災における安全で円滑な道路交通の確保のため、交通規制状況あるいは迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報提供板や、道路情報ラジオやVICS等の路側通信機器、道の駅における道路災害情報提供機能の充実・活用を図る。

(3) 情報通信体制の整備

災害時における救急・復旧活動を支援するため、既存の道路情報連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報通信技術の進展等の成果や過去の災害時の教訓等を踏まえて整備された「島根県総合防災情報システム」の活用・拡充を図る。

また、情報を確実に通信出来るよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線の相互利用、地域衛星通信ネットワーク等による複数の通信ルートの確保を図る。

(4) ITを活用した情報提供システムの構築

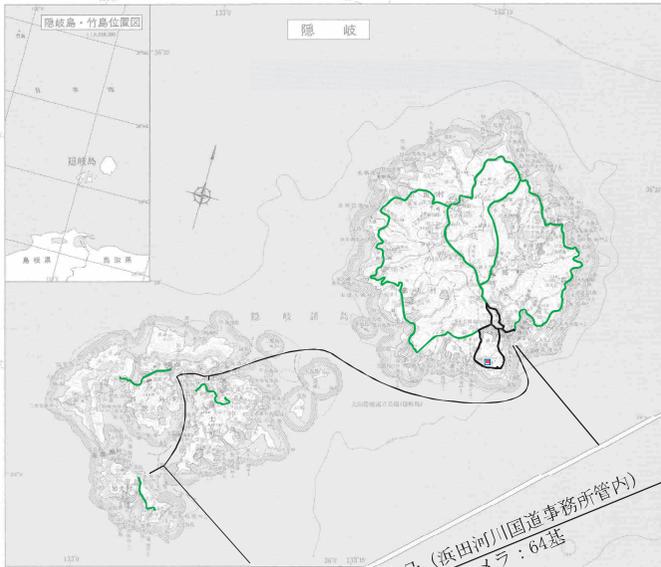
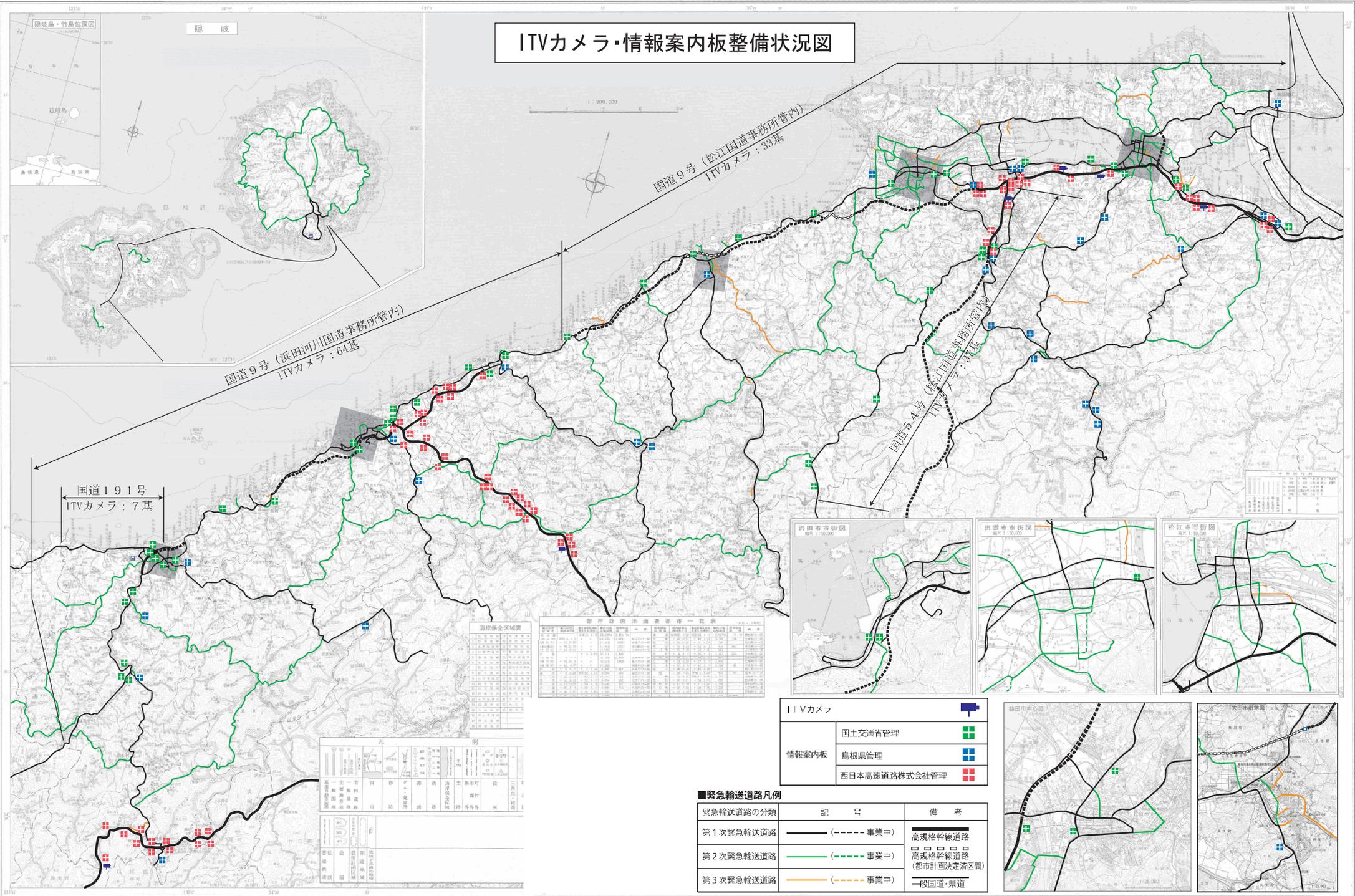
情報通信技術の進展やインターネットの普及を踏まえ、ホームページでの災害時における被災状況、通行規制情報等の情報提供の充実を図る。また、住民や道路利用者からのIT技術を活用した情報収集の方法についても検討する。

本県のITVカメラ・情報案内板の整備状況の一覧、整備状況図を次ページ以降に示す。

表IV-4 道路防災情報ネットワーク整備状況

機能 区分	道路種別	緊急輸送道路		平成 8 年度		平成 20 年度	
		路線数	延長	ITV カメラ	情報案内板	ITV カメラ	情報案内板
第 1 次	高速自動車国道	4	89.7km	1	20	5	52
	その他有料道路	2	33.1km	0	0	1	18
	一般国道 (指定区間)	3	340.8km	9	21	141	44
	一般国道 (指定区間外)	9	366.7km	0	11	0	19
	主要地方道	15	121.7km	0	1	0	2
	一般県道	25	42.4km	0	0	0	6
	市町村道	14	14.8km	0	0	0	0
	その他道路	4	4.3km	0	0	0	0
	小 計	76	1013.5km	10	53	147	141
第 2 次	高速自動車国道	0	0km	—	—	—	—
	その他有料道路	0	0km	—	—	—	—
	一般国道 (指定区間)	0	0km	—	—	—	—
	一般国道 (指定区間外)	5	138.3km	0	1	0	2
	主要地方道	34	452.0km	0	0	0	0
	一般県道	37	126.7km	0	0	0	0
	市町村道	57	64.0km	0	0	0	0
	その他道路	11	17.2km	0	0	0	0
	小 計	144	798.2km	0	1	0	2
第 3 次	高速自動車国道	0	0km	—	—	—	—
	その他有料道路	0	0km	—	—	—	—
	一般国道 (指定区間)	0	0km	—	—	—	—
	一般国道 (指定区間外)	1	0.2km	0	0	0	0
	主要地方道	7	42.2km	0	0	0	0
	一般県道	8	15.0km	0	0	0	0
	市町村道	24	18.3km	0	0	0	0
	その他道路	0	0km	—	—	—	—
	小 計	40	75.7km	0	0	0	0
合 計		231	1887.4km	10	54	147	143

ITVカメラ・情報案内板整備状況図



1 : 200,000

国道9号 (浜田河川国道事務所管内)
ITVカメラ : 64基

国道9号 (松江国道事務所管内)
ITVカメラ : 33基

国道54号 (松江国道事務所管内)
ITVカメラ : 36基

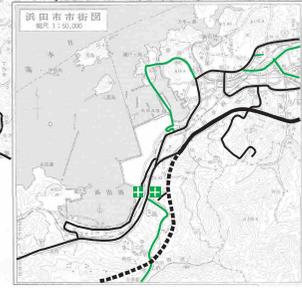
国道191号
ITVカメラ : 7基

海岸保全区域表

区画番号	名称	種別							
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

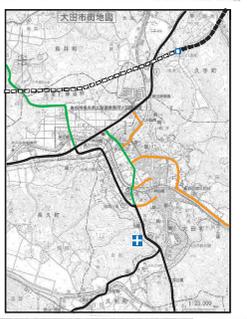
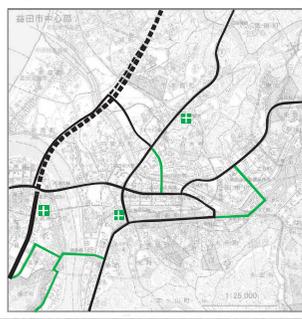
都市計画道路等都市一覽表

区画番号	名称	種別							
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



ITVカメラ

国土交通省管理	■
鳥根県管理	■
西日本高速道路株式会社管理	■



凡例

記号	説明
■	ITVカメラ
■	情報案内板
—	緊急輸送道路
—	一般国道・県道

緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	高規格幹線道路 (都市計画決定済区間)
第3次緊急輸送道路	— (--- 事業中)	一般国道・県道

5. 関係機関との協力体制の整備

震後速やかに緊急輸送を確保するためには、緊急調査・緊急措置、道路啓開や応急復旧を効率的に行う必要がある。そのため、警察、自衛隊等との協力体制や役割分担について事前に協議をしておくとともに、建設業界等との間に協定を結ぶものとする。

(1) 国との協力体制の整備

中国5県と中国地方整備局との「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」や相互情報連絡に関する協定を活用し、保有する災害用資機材等に関する情報を共有するなど、県と国出先機関との協力体制の整備を推進する。

中国地方整備局においては、下表IV-5-1 中国地方整備局災害対策機械一覧表に示す災害対策用機械を保有しており、震後の迅速な対応に備えている。なお、これらの管理運営に関しては、中国地方整備局災害対策機械の管理運営要領（平成9年9月8日制定、平成18年12月26日改正）及び他の法令により行われている。

表IV-5-1 中国地方整備局災害対策機械一覧表（平成20年4月1日現在）

機 械 名	規 格	建設機械番号	管 理	備 考
対策本部車	車体拡幅型	07-1709	中国技術事務所	K-COS 768-23
	車体拡幅型	09-4703	倉吉河川国道事務所	K-COS 768-21
衛星通信車	小型	06-1706	浜田河川国道事務所	K-COS 736-20
	中型	19-08-01	倉吉河川国道事務所	K-COS 726-20
	中型	09-14-05	岡山国道事務所	K-COS 745-20
	中型	19-13-02	中国技術事務所	K-COS 768-20
	中型	15-15-11	山口河川国道事務所	K-COS 775-20
照明車	4×4, 15KVA	61-4110	中国技術事務所	K-COS 768-25
	4×4, 35KVA	10-4707	倉吉河川国道事務所	K-COS 726-61
	4×4, 25KVA	18-4706	鳥取河川国道事務所	K-COS 725-37
	4×4, 25KVA	17-1711	倉吉河川国道事務所	
	4×4, 25KVA	16-1709	浜田河川国道事務所	
	4×4, 25KVA	16-1710	松江国道事務所	
	4×4, 25KVA	18-4707	岡山河川事務所	
	4×4, 25KVA	10-4716	中国技術事務所	K-COS 768-26
排水ポンプ車	4×4, 25KVA	15-1710	山口河川国道事務所	
	30m ³ /min 級	18-4705	鳥取河川国道事務所	K-COS 725-42
	30m ³ /min 級	19-4703	倉吉河川国道事務所	K-COS 726-49
	30m ³ /min 級	17-4703	浜田河川国道事務所	
	30m ³ /min 級-揚程20m	19-4704	浜田河川国道事務所	
	30m ³ /min 級	02-4306	中国技術事務所	K-COS 768-24
	150m ³ /min 級	11-4713	倉吉河川国道事務所	K-COS 726-64
150m ³ /min 級	11-4714	中国技術事務所	K-COS 768-28	
土のう造成機	自走式	04-4704	中国技術事務所	
応急組立橋	トラス式 40m	61-1310	中国技術事務所	
	トラス式 40m	19-10-02	中国技術事務所	
橋梁点検車	油圧屈伸式	56-1147	中国技術事務所	
待機支援車	バス型 8人乗り	17-1712	倉吉河川国道事務所	
	バス型 8人乗り	15-4706	中国技術事務所	K-COS 768-35
遠隔操縦装置	バックホウ用	16-4706	中国技術事務所	
	バックホウ用	18-1712	倉吉河川国道事務所	
埋没物探索システム		19-14-02	中国技術事務所	
		18-1713	倉吉河川国道事務所	
造水機	可搬式	19-09-02	中国技術事務所	
	可搬式	03-11-03	倉吉河川国道事務所	

出典：中国地方整備局災害対策機械の管理運営要領

(2) 災害に関する協定の締結

道路啓開及び応急復旧を的確、迅速に行うために必要な資機材を確保しておくとともに、災害が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の迅速な災害応急対策業務の実施に向け、島根県と社団法人島根県建設業協会との間において、平成13年5月28日に「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結、その後、各県土整備事務所においても同社団法人の該当支部との間で協定が締結されており、これらの協定の活用を図るものとする。

以下に、災害発生時における道路の啓開、応急復旧等に関して島根県が締結している協定の一覧を示す。

表IV-5-2 協定の締結状況

協 定	締結相手	締結年月日
中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ	中国各県	平成20年8月20日
中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書	中四国各県	平成7年12月5日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国都道府県	平成8年7月18日
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(社)島根県建設業協会	平成13年5月28日
風水害・地震災害・その他災害応急対策業務に関する協定		
島根県松江土木建築事務所	(社)島根県建設業協会松江支部	平成13年6月6日
島根県松江県土整備事務所広瀬事業所	(社)島根県建設業協会安来支部	平成11年3月29日
島根県雲南県土整備事務所	(社)島根県建設業協会雲南支部	平成13年6月13日
島根県雲南県土整備事務所	(社)島根県建設業協会仁多支部	平成13年6月15日
島根県出雲県土整備事務所	(社)島根県建設業協会出雲支部	平成13年6月20日
島根県県央県土整備事務所	(社)島根県建設業協会大田支部	平成13年7月10日
島根県県央県土整備事務所	(社)島根県建設業協会邑智支部	平成13年7月3日
島根県浜田県土整備事務所	(社)島根県建設業協会浜田支部	平成13年7月9日
島根県益田県土整備事務所	(社)島根県建設業協会益田支部	平成13年7月31日
島根県隠岐支庁	(社)島根県建設業協会隠岐支部	平成13年12月27日

(3) その他民間等との協力体制の確立

震後速やかに被害状況を把握するため、防災エキスパート（国交省）や道路防災ボランティア協会（島根県）等のボランティア組織や民間企業・団体等による被災状況の情報収集を行うための協力体制の確立に向けて検討を行う。

また、コンビニを活用したロード・セーフティステーションや道路緊急ダイヤル（#9910）について、広く一般利用者等へ周知し、道路利用者が情報を通報しやすい環境を整えていく。

(4) 緊急通行車輛の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車輛として使用する車輛については、公安委員会に対して事前届出をしておく。

6. 管理体制

震度4以上の地震が発生、または津波警報が発令された場合には、各道路管理者は道路交通の迅速な確保のため、地震規模に応じた管理体制を速やかにとるものとする。

なお、島根県の管理する緊急輸送道路に関する管理体制は「島根県地域防災計画（震災編）」に基づくものとし、動員・業務内容については、本計画で定めるものとする。

（表IV-6-1 管理体制の基準、表IV-6-2 動員及び業務内容 参照）

表IV-6-1 管理体制の基準

震災体制		震 度 等	震災体制の決定		動 員	備 考 (道路の推定被災状況)
本部	種別		本 庁	地方機関		
本部設置前	—	①県内の地域で震度3の地震が観測されたとき。	自動配備。	配備なし。	(消防防災課の指定された職員を配備。)	ごくまれに道路が被害を受けている場合がある。
警戒本部	震災第一体制	①総務部次長(危機管理)が必要と認められたとき。	総務部次長(危機管理)が決定し、設置する。	総務部次長(危機管理)が決定し、指示する。	総務部次長(危機管理)が決定し、指示する。(本庁及び地区警戒本部が設置された地区)	
		②県内の地域で震度4の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	震災第1動員を配備。(本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区、津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	
		③県沿岸に津波注意報(津波注意)が発表されたとき。	自動設置。	自動設置。 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)		
災害対策本部	震災第二体制	①県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	震災第2動員を配備。(本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接地区)	道路が被害を受けている場合、あるいは重大な被害を受けている可能性がある。
		②県沿岸に津波警報(津波)が発表されたとき。	自動設置。	自動設置。 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	震災第2動員を配備。(本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	
	震災第三体制	①県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (全地区)	震災第3動員を配備。(本庁及び全地区)	道路が重大な被害を受けている可能性がある。
②知事が必要と認められたとき。		知事が決定し、設置する。	知事が決定し、指示する。			
③県沿岸に津波警報(大津波)が発表されたとき。		自動設置。	自動設置。 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	震災第3動員を配備。(本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)		

表IV-6-2 動員及び業務内容

	管理体制		
	震災第一体制 (震災第1動員)	震災第二体制 (震災第2動員)	震災第三体制 (震災第3動員)
(関係各課 本庁)	<p>【動員】 あらかじめ決めておいた防災担当職員数名</p> <p>【業務内容】 情報収集及び連絡活動を主として行う。 状況によっては震災第二体制に迅速に移行出来るものとする。</p>	<p>【動員】 概ね職員の半数以上(地震の規模、被災の状況による)</p> <p>【業務内容】 情報収集及び連絡活動を主として行う。 状況によっては震災第三体制に迅速に移行出来るものとする。</p>	<p>【動員】 全職員</p> <p>【業務内容】 情報収集及び連絡活動を主として行う。 状況に応じて要員不足の班へ応援を行うものとする。</p>
(県土整備事務所 地方機関 事業所)	<p>【動員】 あらかじめ決めておいた防災担当職員数名</p> <p>【業務内容】 情報の収集、連絡活動を主として行い、必要に応じて緊急調査、緊急措置を実施する。 状況によっては震災第二体制に迅速に移行出来るものとする。</p>	<p>【動員】 概ね職員の半数以上(地震の規模、被災の状況による)</p> <p>【業務内容】 情報の収集や緊急調査の実施により、緊急輸送道路の被災状況の把握に努め道路維持課へ連絡し、また必要に応じて緊急措置、道路啓開・応急復旧にあたる。 状況によっては震災第三体制に迅速に移行出来るものとする。</p>	<p>【動員】 全職員</p> <p>【業務内容】 情報の収集や緊急調査の実施により、緊急輸送道路の被災状況の把握に努め道路維持課へ連絡し、また必要に応じて緊急措置、道路啓開・応急復旧にあたる。 状況に応じて要員不足の班へ応援を行うものとする。</p>

注) 業務内容については、緊急輸送道路に関する業務内容について定めたものである。

7. 緊急調査

緊急輸送道路の通行可能状況及び、被災状況を早期に把握し、二次災害を防止するとともに、必要に応じて緊急措置を行うことを目的として、地震発生後速やかに緊急調査を実施する。

(1) 緊急調査の指示

地震が発生した場合、各道路管理者は、あらかじめ結んでおいた取り決めに基づき、緊急調査を実施する者に対して速やかに調査の準備または調査開始を指示する。

(2) 調査方法及び調査事項

緊急調査では、全体の状況把握を最優先とするため、往路においては致命的な事象でない限りは先に進んで全体概要を把握することを優先し、復路において被災箇所の把握並びに二次被害の防止を図るものとする。

◇往路時

- ・ 平常時に想定した主要巡回地点を中心に、路面を主体として調査する。
- ・ 主に目視により通行の可否、重大な被害の有無、道路及び沿道状況を把握する。

◇復路時

- ・ あらかじめ点検することになっている箇所を詳細に点検する。
(事前通行規制区間、落石等の恐れのある箇所、大きな盛土箇所、重要橋梁・トンネル等)
- ・ 往路時において発見した被災箇所について、その被災状況等を詳細に把握する。

(3) 緊急調査における留意事項

- 1) 緊急調査によって収集された情報は、連絡体制に従って各道路管理者へ速やかに伝達し情報の共有化に努める。
- 2) 大地震発生時等においては、広域的な道路の概括的な調査として、県の防災ヘリコプター及び県警のヘリコプター等を利用した調査を行う。
- 3) 道路の崩壊や崩土、建築物の倒壊等により自動車の通行が出来ない場合は、バイクや自転車等を活用した調査を行う。

8. 緊急措置

緊急調査等により、緊急輸送道路に被災のある場合または二次災害の危険性があると判断される場合には、全面通行止めまたは片側交互通行規制等の通行規制の実施、さらに必要に応じて簡易な落石除去等の緊急的な措置を、緊急調査を実施している者が行える範囲内で行うものとする。また、占用物件等の被災により道路の通行に支障をきたす可能性がある場合には、各道路管理者を通じて当該管理者に連絡し早急に対処するよう指示する。

(1) 通行規制の実施

道路の損壊等により全面通行止め又は片側交互通行規制等の通行規制を実施した場合には、それぞれの法令（災害対策基本法施行規則第5条、道路交通法第4条）の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが不可能な時は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、警察をはじめとした関係機関に通知するものとする。

また、通行規制を実施した箇所において迂回路の設定が可能な場合には迂回路を指定し、必要な地点に表示するなどの方法によって一般車両に対し出来るだけ支障のないように努める。

なお、交通規制の解除については、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保・確認した後、速やかに行うものとし、緊急輸送道路に関する連絡系統図に従い関係機関へ連絡するものとする。

(2) 規制の広報・周知

通行規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県（土木部道路維持課）、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

9. 道路啓開及び応急復旧

緊急調査等により道路への被災を確認した場合又は、駐車車輛や建物等の崩壊等により緊急車両の通行に支障があると判断された場合には、緊急車輛の通行を確保することを目的として、道路啓開並びに応急復旧を行う。

(1) 啓開道路の決定

各道路管理者は、地震発生等により啓開が必要な緊急輸送道路が多数発生した場合には、関係機関との調整を行った上で、重要度を考慮し優先順位を決めて道路啓開を実施する。

- 1) 原則として1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で道路啓開を行う。ただし、人命救助を最優先事項とする。
- 2) 地震の規模や道路の被災状況などの状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。被害が全県に及ぶ場合には、県外からの人や物資の輸送路となる広域的な幹線道路（特に第1次緊急輸送道路）の啓開を、被害が局所的な直下型地震等においては、県内の地域間の人や物資の輸送路となる緊急輸送道路の啓開を中心に行う。

(2) 啓開作業

各道路管理者は、その管理する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じ啓開作業を実施する。なお、道路啓開にあたっては以下の事項に留意する。

- 1) 道路啓開に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車輛の交差・離合が出来る待避所を設ける。
- 2) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- 3) 啓開作業時においては、啓開資機材等の数・保管場所の情報を基に、競合する部分を各道路管理者と調整した上で重複等のないように調達する。
- 4) 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図るものとする。
- 5) 道路啓開で発生した土砂・流木・瓦礫の仮置き場等について、関係機関と調整を行う。

(3) 応急復旧

応急復旧にあたっては以下の事項に留意する。

- 1) 道路の被災箇所が多く、復旧のための資機材や人員が絶対的に不足する状況下では、優先順位をつけながら応急復旧を実施する。（1次→2次→3次の緊急輸送道路の順等）なお、応急復旧の優先度に関しては、ネットワークとしての通行機能が十分に確保出来るような手段で設定する。
- 2) 応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。
- 3) 民間業者の活用等により、速やかな応急復旧の実施を図る。

10. 応援の要請・受入

緊急輸送道路の道路啓開及び応急復旧を進めるに際して、当該道路管理者だけでは円滑に遂行出来ない場合には、その緊急性や絶対量等を勘案して必要に応じて、他の道路管理者へ応援を要請し、応援を受け入れるものとする。また、道路の被災箇所が多く、甚大な被害が発生し道路管理者だけでは道路啓開・応急復旧が出来ない場合には、必要に応じて県知事が自衛隊に応援を要請するものとする。

さらに、災害の発生により被災県独自では十分な応急措置が出来ない場合には「災害時の相互応援に関する協定・申し合わせ」について、中国地方では平成20年8月20日に、中国・四国地方では平成7年12月5日に、また全国では平成8年7月18日にそれぞれ締結済みであり、これらの協定の活用を図るものとする。

また、県内においては平成13年5月28日には島根県と社団法人島根県建設業協会との間において「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結、その後、各県土整備事務所においても同社団法人の該当支部との間で、災害が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関しての協定が締結されており、これらの協定の活用を図るものとする。

参 考 资 料

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等 策定協議会規約

平成 21 年 3 月改訂

(名 称)

第 1 条 本会は、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という）は、耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワーク計画及び緊急輸送道路ネットワークにかかる管理体制等の計画を策定することを目的とする。

(会 長)

第 3 条 会長は、島根県土木部長がこれにあたる。

(協議会)

第 4 条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

2 副会長は、国土交通省松江国道事務所長があたるものとし、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 協議会は、別表 1 に掲げる者で組織する。

4 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。

(協議会の検討事項)

第 5 条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画策定及び見直しに関する事項

(2) 緊急輸送道路ネットワークの管理体制に関する事項

(ワーキンググループ)

第 6 条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

2 WG の設置及び組織構成は協議会において定め、WG の座長は、島根県土木部道路維持課道路維持グループリーダーとする。（別表 2）

3 WG は、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課並びに島根県土木部道路維持課に置くものとし、協議会の運営にあたっては、互いに協力する。

(付 則)

この規約は、平成 8 年 7 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

別 表 1

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

会 長	島 根 県		土木部長
副会長	国土交通省		松江国道事務所長
委 員	国土交通省中国地方整備局	企 画 部	企画課長
		道 路 部	道路計画課長 道路管理課長
	国土交通省		浜田河川国道事務所長
	島 根 県	土 木 部	道路維持課長 道路建設課長 港湾空港課長
		総 務 部	消防防災課長
		地域振興部	交通対策課長
		健康福祉部	医療対策課長
		農林水産部	農地整備課長 漁港漁場整備課長
	西日本高速道路（株）中国支社	建設事業部	建設事業統括G L
		保全サービス事業部	保全サービス事業統括G L
	国土交通省中国地方整備局	港湾空港部	港湾計画課長 境港湾・空港整備事務所長
	島根県警察本部	交 通 部	交通部調査官
	陸上自衛隊	出雲駐屯地第13偵察隊	情報幹部
事務局	国土交通省	松江国道事務所	管理第二課
	島 根 県	土 木 部	道路維持課

別表 2

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等 策定協議会ワーキンググループ

座長	島根県	土木部	道路維持課道路維持GL
副座長	国土交通省	松江国道事務所	副所長(管理)
委員	国土交通省中国地方整備局	企画部	企画課長補佐
		道路部	道路計画課長補佐 道路管理課長補佐
	国土交通省	松江国道事務所	調査設計課長 管理第二課長
		浜田河川国道事務所	調査設計課長 道路管理課長
		島根県	土木部
		総務部	消防防災課防災GL
		地域振興部	交通対策課地域交通スタッフ企画幹
		健康福祉部	医療対策課医療機能確保GL
		農林水産部	農地整備課農道整備GL 漁港漁場整備課計画GL
	西日本高速道路(株)松江高速道路事務所(管理部門)		維持担当課長
		浜田管理事務所	工務担当課長
	境港管理組合	港湾管理委員会事務局	工務課長
	島根県警察本部	交通部	交通企画課管理官
	陸上自衛隊	出雲駐屯地	警備幹部



建設省道防発第4号

平成8年5月10日

島根県土木部長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室長



緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定等の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画等を策定し、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進を図られたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

事務連絡
平成8年5月10日

日本道路公団保全交通部保全企画課長 殿
首都高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
阪神高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
本州四国連絡橋公団維持施設部維持企画課長 殿
名古屋高速道路公社企画調査部企画課長 殿
福岡北九州高速道路公社建設部調査課長 殿
北海道開発局建設部道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局道路管理課長 殿
各地方建設局道路部道路管理課長 殿
各都道府県土木部道路維持担当課長 殿
各政令市土木局道路維持担当課長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室課長補佐

緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

標記については、平成8年5月10日付け建設省道防発第4号をもって道路防災対策室長より通知したところであるが、策定にあたって「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」を定めたので参考にされたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

1. 目 的

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

緊急輸送道路の計画の策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する師弟拠点と連携を図り計画する必要があることから、協議会を設けて作成することとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法（H7.7.14 策定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

2. 定 義

(1) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救急物資等の備蓄地点及び広域避難地）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(2) 緊急輸送

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消化活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送をいう。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助その他保護、消防、水防その他の応急措置及び緊急輸送の確保等をいう。

(4) 指定拠点

地震防災対策特別措置法第三条第1項五号の「緊急輸送を確保するため必要な道路」の建設大臣の定める基準でいう都道府県知事が指定する防災拠点をいう。

3. 策定主体

計画の策定は、建設省地方建設局、都道府県、関係団体等の道路管理者及び都道府県防災担当部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会（事務局：建設省地方建設局及び都道府県土木部）で行うこととする。計画策定にあたっては、必要に応じて学識者その他有識者の意見を聞いてもよい。

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の内容

(1) 策定対象地域

各都道府県及び政令指定都市単位で策定し、対象地域は都道府県等の全域とする。都道府県等の境界については、両者の計画が整合するよう各協議会間で十分調整を図ること。

(2) 対象道路

既設道路及び今後5ヶ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理者用通路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じて計画に含めること。

(3) ネットワーク計画

ネットワーク計画は、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」（以下「基準」という。）に準じて定めること。

防災拠点とは、基準に基づく指定拠点に準じて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等があれば必要に応じて設定してもよい。（特に、道の駅、駅前広場等、震災時に地域防災拠点として活用が可能な道路空間について検討すること）

また、拠点特性に応じた防災拠点の整理を行う。（参考 別紙-2）

(3) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項を定めること。（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）

5. ネットワーク計画の留意点

(1) 対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえるとともに、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとすること。

(2) ネットワークは震後の利用特性により、以下の3つに区分すること。

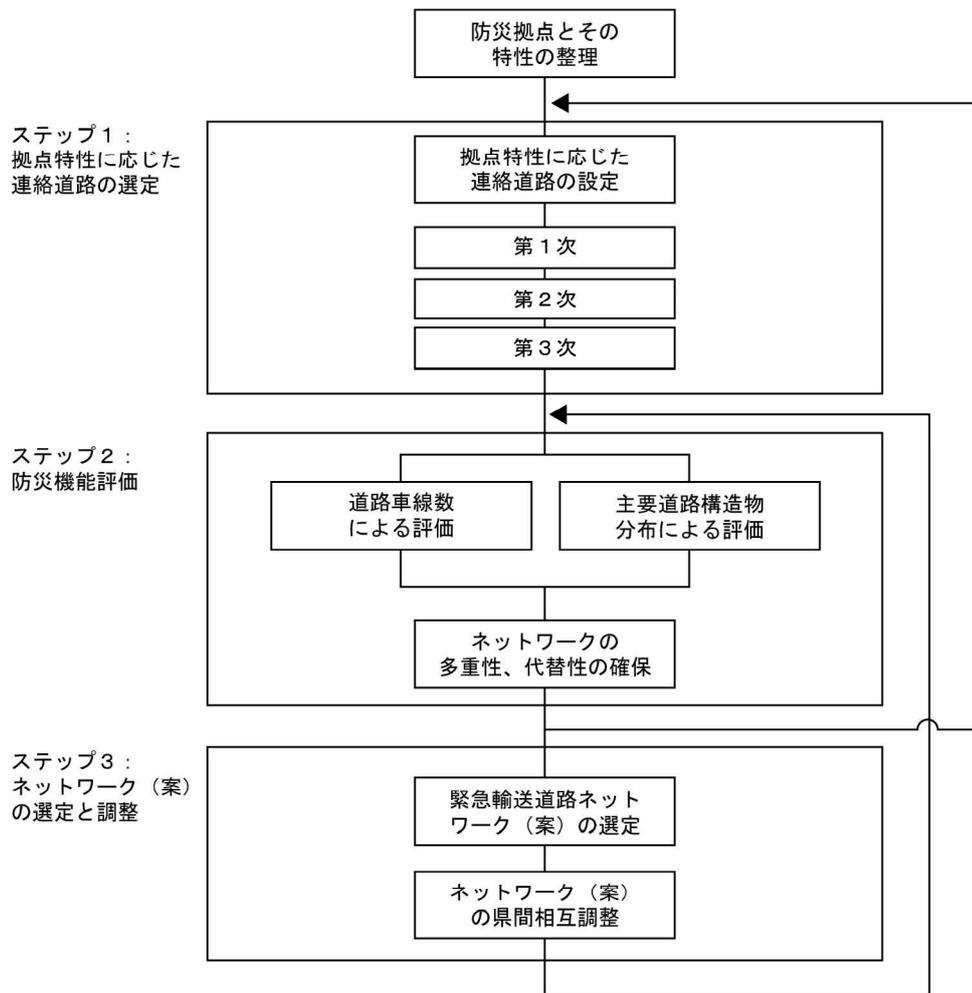
参 考 資 料

- ① 第1次緊急輸送道路ネットワーク
県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
 - ② 第2次緊急輸送道路ネットワーク
第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
 - ③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク
その他の道路
- (3) 第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性（迂回路や他の交通機関）を確保するよう努めること。脆弱区間（規制区間、狭隘区間、防災対策の要対策箇所等）については、特に考慮すること。
- (4) ネットワーク計画の策定にあたっては、「ネットワークの検討手順（例）」（別添-1）を参考にすること。

6. そ の 他

社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画は適宜見直しを行うこと。

ネットワークの検討手順（例）



ステップ 1：拠点特性に応じた連絡道路の選定

- ・ 各防災拠点(指定拠点やそれに準ずる拠点)及び道路とを連絡する道路を選定する。
- ・ 震後の緊急輸送の確保のため、県庁や理法生活圏の中心都市等を連絡する第 1 次緊急輸送道路、第 1 次と市区町村役場、主要防災拠点とを連絡する第 2 次緊急輸送道路、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る第 3 次緊急輸送道路の各区分によるネットワークを検討する。

ステップ 2：防災機能評価

- ・ 道路網の防災性の評価は、今後実施される震災防災点検に基づく「道路ネットワークの耐震性診断」により行われるものであるが、ここでは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、道路交通への支障の要因ともなった市街地での沿道施設倒壊や長大橋や大規模トンネル等について概括的に把握する。
- ・ 評価の考え方
 - 第 1 次、第 2 次の緊急輸送道路においては、原則として、2 車線以上及び多重化、代替性を確保する。
 - DID 地区における 2 車線以下の道路については、特に配慮する必要がある。
 - 長大橋や大規模トンネル等については、必要に応じ多重化、代替性を確保する。

ステップ 3：ネットワーク（案）の選定と調整

- ・ ステップ 1 からステップ 2 までの検討結果を緊急輸送道路ネットワーク（案）としてとしまとめる。また、ネットワーク（案）における広域及び県際道路のネットワークについては、各県相互の調整を図る。

事 項	内 容
<p>I. はじめに</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県を対象とした地域における緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定主旨を整理
<p>II. 地域特性と課題の把握</p> <p>1. 自然条件と災害特性</p> <p>2. 社会経済と地域構造</p> <p>3. 道路・交通状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の自然条件（河川、山間部の分布や積雪地域等）や主な災害（豪雨、豪雪等）の履歴を整理 ・地質、地盤等の概況及び主要地震発生地（必要により主要な活断層も含む）と地震、津波の履歴を整理 ・市町村別の人口分布及び市町村別集積指標から人口等の集積状況や土地利用による地域構造を整理 ・緊急輸送道路の前提となる生活圏等の地域区分を整理するとともに地域の課題を整理 ・対象道路について現況及び計画道路等を含め道路種別ごとに整理 ・対象道路の緊急輸送道路ネットワーク形成において、防災面からの考慮が必要な道路の大規模な構造物の概況を整理
<p>III. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定</p> <p>1. 防災拠点の整理検討</p> <p>2. ネットワーク計画等</p> <p>3. 緊急輸送道路ネットワーク管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点（指定拠点等）の現況に加え、それらに準ずる拠点等について必要に応じ整理 ・道路施設を利用した道路防災拠点（道の駅、インターチェンジ、サービスエリア等）について必要に応じ整理 ・緊急輸送道路種類別の延長（現況／計画）、路線数及び主要防災拠点等を示した計画内容とネットワーク計画図を作成 ・効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）についてその方針を整理するとともに、道路防災情報に係わる計画内容とネットワーク計画図を作成
<p>（参考）地域防災計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規定または策定中の「地域防災計画」（最新修正）の概要と緊急輸送道路に係わる資料（位置付け、内容等）を整理

○地震防災対策特別措置法

〔平成七・六・一六〕
法 一 一 一

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)
第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- 一 避難地
- 二 避難路
- 三 消防用施設
- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外かく施設、同項第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

- 六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的構造物のうち、地震防災上補強を要するもの

十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設

十三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

十四 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報等の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するた

めに必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならぬ。

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画（最初に作成されたものに限る。）に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合にお

いて、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

（地方債についての配慮）

第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（財政上の配慮等）

第六条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

（地震調査研究推進本部の設置及び所掌事

務)

第七条 総理府に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

（本部の組織）

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）とし、科学技術庁長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

4 本部の庶務は、科学技術庁において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、科学技術庁及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各号に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政策委員会）

第九条 本部に、第七条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（地震調査委員会）

第十条 本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（地域に係る地震に関する情報の収集等）

第十一条 本部長は、気象庁長官に対し、第七条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台（沖縄気象台を含む。）は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

（関係行政機関等の協力）

第十二条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

- 第十三条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。
- 2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。
- 3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附則抄

(施行期間)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成七年政令第二九四号で同年七月一八日から施行〕

別表第一（第四条関係）

事業の区分	耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十	国の負担割合	二分の一 二分の一 二分の一
-------	--	--------	----------------------

十五年法律第三十七号）第五条に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築 公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一 二分の一 二分の一
---	----------------------

別表第二（第四条関係）

事業の区分	児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第五条に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	都道府県の負担割合	二分の一 六分の一
-------	---	-----------	--------------

○地震防災対策特別措置法施行令

〔平成七・四・一四〕
政 二 九 五

(地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関)

第一条 地震防災対策特別措置法(以下「法」という。)第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院(これらの病院のうち、国、労働福祉事業団及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。)とする。

(国の負担又は補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る政令で定める消防用施設等)

第二条 法別表第一の政令で定める消防用施設は、次に掲げるものとする。

- 一 耐震性貯水槽
- 二 可搬式小型動力ポンプ
- 三 小型動力ポンプ付積載車
- 四 海水等利用型消防水利システム(長距離送水を行うため必要な大型消防ポンプ自動車、消防用ホース延長車及び消防用

ホースにより構成されるものをいう。)

五 救助工作車、救急自動車その他の消防用施設で、人命の救助等のため特に必要なものとして自治大臣が定めるもの

2 法別表第一の政令で定める公立の診療所は、当該公立の診療所の存する地域の医療機関の設置状況、人口及び交通条件を勘案して厚生大臣が定めるものとする。

3 法別表第一の防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備は、防災行政無線施設又は防災行政無線設備とする。

4 法別表第一の井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備は、貯水槽、水泳プール、給水車又は電源車とする。

5 法別表第一の政令で定める地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材は、テント、担架その他の自治大臣が定めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年七月十八日)から施行する。

○建設省告示第千二十九号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

平成八年三月二十八日

建設大臣 中尾 栄一

一 避難地

既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であつて、面積十ヘクタール以上のもの（面積十ヘクタール未満の公共空地で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となつて面積十ヘクタール以上となるものを含む。）であること。

ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であつて、面積一ヘクタール以上のものであること（広域避難地を除く。）。

二 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員十五メートル以上の道路又は

幅員十メートル以上の緑道であること。

三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができ、構造を有する護岸等の施設であること。

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員六メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員六メートル以上の道路であること。

五 緊急輸送を確保するため必要な道路

次のいずれかに該当する道路であること。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であつて、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) 地方公共団体の庁舎の所在地

(2) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定

公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地
(3) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点
(4) 広域避難地

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二条第五項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝

